

健康福祉委員会

令和4年7月15日

福祉部 資料29番

所管 福祉管理課

令和4年度

福祉部事業概要

大田区福祉部

令和4年7月

本事業概要の構成について

【令和4年度 福祉部目標】

【大田区地域福祉計画の概要】

平成 31 年 3 月に策定された「大田区地域福祉計画」について、概要を記載しています。

【大田区の重層的支援体制整備事業の構築イメージ】

【令和4年度 主な取組み】

内容は「新おおた重点プログラム（令和 4 年 3 月更新）」の事業を掲載しています。

【事業一覧】

福祉部内各課の事業を掲載しています。

概要欄は、主に令和 4 年度の事業概要について掲載しています。

実績欄は、主に令和 3 年度の実績について掲載しています。

【資料】

組織、分掌事務、高齢福祉関係資料（高齢者人口・高齢者関係施設）、障がい福祉関係資料、生活保護の状況等、令和 4 年度予算の概要等について掲載しています。

目 次

【令和4年度 福祉部目標】	1
【大田区地域福祉計画の概要】	2
【大田区の重層的支援体制整備事業の構築イメージ】	5

【令和4年度 主な取組み】

1 子どもの生活応援	7
2 複合課題を抱える世帯への包括的支援	7
3 福祉人材の確保・育成・定着	7
4 ユニバーサルデザインに配慮したサービスの改善	7
5 高齢者等の権利擁護・個人の尊重	8
6 生きづらさを抱える人への支援	8
7 生活困窮者自立支援事業の実施	8
8 高齢者の就労促進・地域活動の支援	9
9 高齢者が元気に過ごすための事業の充実	9
10 多様な主体が参画する地域づくりの支援	9
11 見守り体制の強化・推進	10
12 地域共生社会を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化	10
13 共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援	10
14 多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援	11
15 地域生活支援拠点等の機能の充実	11
16 子どもの発達支援の充実	11
17 障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）の運営・充実	11

【事業一覧】

【福祉管理課】

ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり	12
福祉有償運送に係る運営協議会等	12
重層的支援体制支援事業（新規）	13
社会福祉協議会に対する助成事業等	13
社会福祉協議会の運営（成年後見センター事業への補助事業）	13
民生委員児童委員	14
貸付事業（応急小口資金、奨学金）	14
給付型奨学金（高校等給付型奨学金）	15
給付型奨学金（大学等進学応援基金）	16

行旅病人・死亡人取扱	16
成年後見制度利用促進・支援事業	16
地域福祉計画推進会議	17
地域支援事業 地域支え合い推進事業	17
福祉人材の確保・育成・定着	18
おおた 子どもの生活応援プラン推進事業	18
生活安定応援事業	19
特別永住者等特別給付金事業	19
社会福祉法人の認可・指導監査等事務	19
障害福祉サービス事業者等の指導等	19
介護保険サービス事業者等の指導等	20
福祉システムの運用開発に関する事業	20
社会福祉センター維持管理経費	20
中国帰国者等地域生活支援事業	21
災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）	21
旧軍人等に対する援護事務	22
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	23

【高齢福祉課・地域福祉課】

地域包括ケアシステムの深化・推進	24
災害時における要支援者対策の推進	24
福祉サービス普及事業	25
高齢者の民間賃貸住宅確保事業	25
シニアクラブ運営助成（単位クラブ助成、シニアクラブ連合会助成）	25
公益社団法人大田区シルバー人材センター助成	26
大田区シルバー人材・保育アシスタント事業	27
高齢者就労支援事業	27
いきいき高齢者入浴事業	28
おおた介護予防応援事業	28
要介護高齢者支援事業	28
（高齢者出張理髪・美容サービス、高齢者寝台自動車利用助成事業、高齢者健康回復事業）	
ねたきり高齢者訪問歯科支援事業	29
高齢者補聴器購入費助成事業	29
高齢者自立支援住宅改修助成事業	30
要介護高齢者紙おむつ等支給	30
ねたきり高齢者等寝具乾燥	31
高齢者救急代理通報システム	32
家族介護者支援事業	32
（家族介護者支援ホームヘルプサービス事業、家族介護者交流事業、	

裁判員制度在宅要介護者家族支援事業)	
ひとり暮らし高齢者支援事業	33
高齢者支え合いネットワークの普及啓発（高齢者見守り体制の充実）	33
ふれあいサロン支援事業	33
高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	34
在宅高齢者等訪問相談事業	34
地域支援事業 包括的支援事業（地域包括支援センター運営）	34
高齢福祉施設維持管理	35
地域包括支援センター運営推進	36
地域支援事業 包括的支援事業（地域包括支援センター新設・移転）	36
地域包括支援センター新設・移転	37
百歳以上長寿者祝金等の贈呈	37
寿祝金贈呈事業	37
認知症検診推進事業	37
高齢者虐待防止事業	38
リモート型介護予防事業（新規）	38
老人いこいの家の管理運営	39
シルバーピアの管理	40
高齢者アパートの管理	40
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	40
おおたフレイル予防事業	41
地域支援事業 包括的支援事業（認知症総合支援事業）	41
地域支援事業 地域支え合い推進事業（生活支援体制整備事業）	42
高齢者夜間・休日電話相談	43
情報統合・分析システム基盤整備事業	43
介護サービス相談員派遣等事業（新規）	43

【介護保険課・地域福祉課】

介護保険料収納等の状況	44
低所得世帯に対する介護保険料減額制度	45
介護保険の広報	45
介護認定審査会合議体連絡会	45
介護認定審査会運営	46
介護サービス給付費・介護予防サービス給付費	47
高額介護サービス等費	48
特定入所者介護サービス等費	49
高額医療合算介護サービス等費	50
認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業	51
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業	51

福祉サービス第三者評価（介護サービス評価）	52
特別養護老人ホームの整備（いずみえん（徳心会）への施設整備費補助、用地取得費補助）	52
特別養護老人ホームの整備（特別養護老人ホームサービス推進事業）	53
特別養護老人ホームの整備（民営化施設への大規模修繕工事費補助）	53
地域密着型サービス施設の整備（地域密着型サービス施設への施設整備費補助）	53
既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助	54
都市型軽費老人ホームの整備	54
介護保険事業者の指定等	54
区立特別養護老人ホーム等民営化検討	54
新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等PCR検査経費補助事業	55
介護サービス適正実施指導（介護サービス研修・普及）	55
介護サービス適正実施指導（福祉サービス従事者の育成）	57
特別養護老人ホーム入所事務	57
介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業	57
大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業	57
大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業	57
認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業に係る事業者参入促進事業	60
高額介護サービス費等資金貸付	60
大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議	61
区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業	61
おおもり園指定管理者管理代行	62
介護福祉施設サービス事業	62
短期入所生活介護事業	63
通所介護事業（若年性認知症デイサービス）	63
高齢福祉施設維持管理	64

【障害福祉課・地域福祉課】

社会福祉協議会の運営（障害福祉関係費の補助事業）	65
災害時における要支援者対策の推進	65
原子爆弾被爆者見舞金支給	65
福祉サービス第三者評価（障がい者福祉サービス評価）	66
障害児通所支援福祉サービス評価	66
障害支援区分認定等に係る経費	66
障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費	66
障がい者支援に関する会議体運営	67
理解促進啓発事業	67
障害者支援施設の整備（いずみえん（徳心会）への用地取得費補助、施設整備費補助）	68
グループホームの整備促進	68
障害福祉課事務費	68

介護給付費・訓練等給付費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、 施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生 活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、特定障害者特別給付費、高齢障害福祉サ ービス等給付費、やむを得ない事由による措置・移送費)	
自立支援医療費等(自立支援医療費(更生医療)、療養介護医療費)・・・・・・・・	71
補装具費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
障害福祉サービスに係る支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	72
新型コロナウイルス感染症に係る障害者施設等PCR検査経費補助事業・・・・・・・・	72
地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	72
(日常生活用具の給付、心身障害者(児)訪問入浴サービス、 身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成、移動支援、日中一時支援、 地域活動支援センター・相談支援)	
心身障害者(児)緊急一時保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・	74
(家庭委託、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業、特別介護人派遣)	
心身障害者(児)福祉電話設置・・・・・・・・・・・・・・・・	76
重度心身障害者(児)電話等使用料補助・・・・・・・・	76
重度身体障害者(児)等住宅改造助成事業・・・・・・・・	76
重度心身障害者(児)寝具乾燥・・・・・・・・	77
重度心身障害者出張理髪サービス・・・・・・・・	77
心身障害者(児)移送サービス事業 福祉タクシー及び自動車燃料費助成・・・・・・・・	77
重度身体障害者等救急代理通報システム事業・・・・・・・・	78
重度身体障害者ガイドヘルパー事業・・・・・・・・	78
重度脳性麻痺者介護支援・・・・・・・・	78
中等度難聴児補聴器購入費助成事業・・・・・・・・	78
障害者日中活動系サービス推進事業補助・・・・・・・・	79
心身障害者福祉手当・・・・・・・・	79
特別障害者手当等支給・・・・・・・・	80
東京都心身障害者医療費助成事務(都進達事務)・・・・・・・・	81
東京都重度心身障害者手当事務(都進達事務)・・・・・・・・	81
東京都心身障害者扶養共済事務(都進達事務)・・・・・・・・	81
障害児通所給付費・・・・・・・・	82
重症心身障害児通所事業・・・・・・・・	82

【地域福祉課で実施する事業】

老人保護措置費(蒲田地域福祉課のみ)・・・・・・・・	83
緊急ショートステイ事業・・・・・・・・	83
社会福祉法人助成(社会福祉法人池上長寿園に対する補助)(蒲田地域福祉課のみ)・・・	83
「各地域福祉課における相談状況」「精神・難病医療費助成」・・・・・・・・	84

【生活福祉課で実施する事業】

中国残留邦人等支援給付	85
被保護者金銭管理支援事業	85
健康管理支援事業	85
生活保護世帯に対する給付金援護	86
入浴券支給事業	87
緊急援護対策費支給	87
生活援助金支給	87
《生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援護、育成、支援事業》	
生活保護	88
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	89
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	89
母子・父子自立支援員による相談事業	90
助産施設への入院措置	90
ひとり親家庭に対する援助（ホームヘルプサービス）	90
東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	91
婦人保護事業	91
家庭相談員による相談事業	91
生活困窮者自立支援事業（生活再建・就労サポートセンターJOBOTA）	92
生活困窮者自立支援事業（ひきこもり支援室SAPOTA（新規））	92
生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）	93

【志茂田福祉センター】

福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	94
自立訓練（機能訓練）事業	94
就労継続支援B型事業	95
特定相談支援事業	95
作業所等経営ネットワーク支援事業	95

【上池台障害者福祉会館】

福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	96
就労継続支援B型（主たる対象者を身体障がい者とする）事業	96
就労継続支援B型（主たる対象者を知的障がい者とする）事業	96
福祉の店「レインボー」の運営	96
特定相談支援事業	97
施設の貸出事業	97
車いすの貸出事業	97
講座講習会の開催事業	97

生活介護事業（重症心身障害者通所事業）	97
---------------------	----

【障がい者総合サポートセンター】

障がい者総合サポートセンター管理運営費 施設管理費	98
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費	98
（自立支援協議会の運営、高次脳機能障がい者支援事業、ケアマネジメント能力向上のための研修の実施、身体障害者・知的障害者相談員活動推進事業、障害者虐待防止の体制整備の推進、意思疎通支援、手話講習会、中途失聴・難聴者向け手話講習会、聴覚障がい者理解啓発講座、視覚障害者支援事業〔声の図書室〕、障害者就労支援事業、青少年健全育成事業）	
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費 短期入所事業	103
障がい者総合サポートセンター管理運営費 事業運営費 発達障がい児支援事業	103
発達障がい支援事業	104
こども発達センターわかばの家の管理運営 通所施設事業運営費	104

資 料

福祉部組織	105
福祉部の分掌事務	106
高齢福祉関係資料（高齢者人口・高齢者関係施設）	114
障がい福祉関係資料	119
生活保護	121
1 生活保護の状況 2 被保護世帯の労働類型別世帯数	
令和4年度 一般会計 歳出予算	122
令和4年度 介護保険特別会計 歳出予算	122

令和4年度 福祉部目標

区では、少子高齢化が進行し、人口減少局面を迎えつつあります。2025年には、全ての団塊の世代が75歳を迎え、高齢者の5人に1人が認知症になるとの推計もあります。

また、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢に伴う資源価格高騰、自然災害の激甚化など、区民生活や区内産業を取り巻く環境が変化し、財政状況は厳しさを増しています。

こうした人口構成、社会情勢の変化に伴う喫緊の課題を克服し、地域福祉計画の基本理念「ともに支え合い 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち」の実現を目指していくためには、同じ目標を共有し、部が一体となって取組みを力強く進めなければなりません。

誰一人取り残されることのない地域共生社会の実現に向け、未来への展望を描き、時代を切り拓くため、以下三点を福祉部の目標とします。

I 未来のビジョンに基づく制度設計・政策立案

包括的支援体制の構築に向け、大田区地域福祉計画で定める「複合課題に取り組む個別支援」、「支援と共生の地域づくり」の2つの柱を意識して企画・立案し、取り組んでいくことが重要です。その中心的機能である「重層的支援体制整備事業」の推進や令和4年度からの「おおた 子どもの生活応援プラン」及び令和4年3月更新の「新おおた重点プログラム」を着実に推進しましょう。

令和4年度は、次期「大田区地域福祉計画」「おおた高齢施策推進プラン」「おおた障がい施策推進プラン」それぞれの調査年度、令和5年度は策定年度です。2025年、さらにはその先を見据え、各計画がしっかり連携しながら実態調査に臨みましょう。

未来への展望を描くのは、まさに私たち職員です。前例に捉われない柔軟な発想も必要です。一方、困難な課題こそEBPM（証拠に基づく政策立案）が重要となります。意識改革を図り、福祉施策を具現化する人材を育成し、政策立案能力を向上させましょう。

II 区民の暮らしを支える施策の推進

誰もが生きがいと尊厳をもって暮らすことのできる包摂的な地域社会を実現するためには、区民の権利擁護支援を念頭に、高齢者・障がい者・生活困窮者・子どもなどすべての区民への切れ目ない支援を実施し、暮らしを支えることが求められます。区民が抱える課題を我が事と捉え、職員一人ひとりが使命感を持ち職務を遂行しましょう。

一方、複雑・多様化する課題には、一つの所属や機関だけで解決することは困難です。部内はもとより関係部局と緊密に連携し、目的の明確化と共有を図り事業を進めましょう。

III 新たな自治体経営へのシフトに伴う執行体制の確立

「区民から信頼される区政」の実現に向け、内部統制機能を強化しなければなりません。法令・コンプライアンス遵守とリスク管理を徹底するためには、文書事務・情報管理・会計事務を適正に遂行することが基本となります。

また、持続可能な執行体制を確立するため、SDGsを意識し、経営感覚を研ぎ澄まし、歳出の精査と歳入の確保に努め、効果的・効率的な執行と事務事業の見直しに不断に取り組むとともに、「大田区スマートワーク宣言」の趣旨を踏まえた働き方を心掛けましょう。

大田区地域福祉計画の概要

区は、平成31年3月に「大田区地域福祉計画」を策定しました。この計画は、区がこれまで取り組んできた公的サービスが適切に行き届くよう、環境と体制の整備を行うとともに、地域の支えあいを広めていくものです。世代や分野にとらわれない公的サービスを土台として、区が誇る「地域力」を活かし、これからの大田区にふさわしい地域福祉をともに実現することをめざします。

基本理念

ともに支えあい 地域力ではぐくむ 安心して暮らせるまち

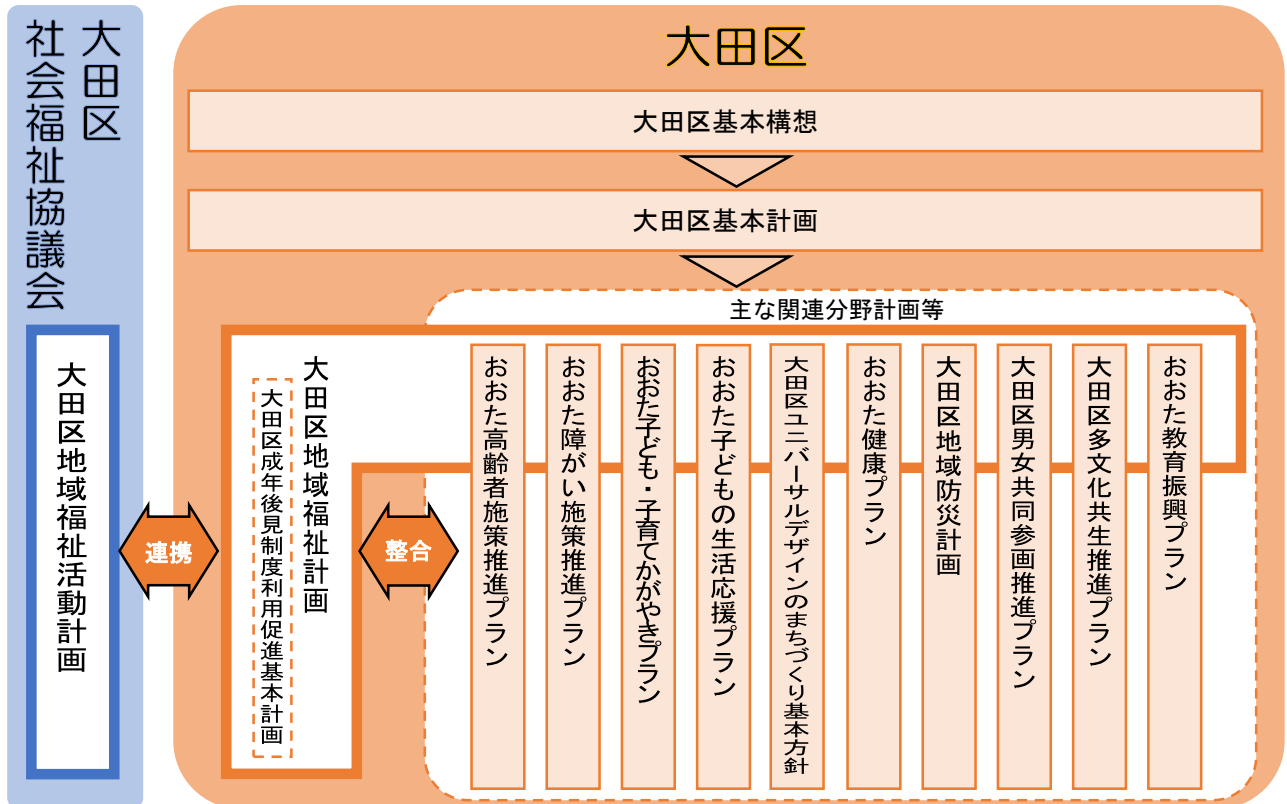
基本目標

- 基本目標1 つながりが生まれる地域をめざします
- 基本目標2 つながりが機能する地域をめざします
- 基本目標3 安心して生活できる地域を支えます

計画の位置づけ

- この計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。
- また、大田区としての「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。
- 区は、この計画を福祉分野の個別計画を概括する上位計画として位置づけ、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

【概念図】



計画期間

計画の期間は令和元年度～令和5年度の5か年とします。

区の地域福祉推進の全体像

基本理念

基本目標

施策目標

ともに支えあい
地域力ではぐくむ
安心して暮らせるまち

基本目標1
つながりが
生まれる地域を
めざします

1-1 「最初の一步」のためのきっかけ
づくりを支援します

1-2 活動を支える「集える場」づくり
を支援します

1-3 誰もが参加できる環境を広げます

基本目標2
つながりが
機能する地域を
めざします

2-1 包括的に受けとめる体制を
強化します

2-2 連携・協働し、地域の支えあいを
育みます

2-3 つながりを生み出し、コーディネ
ーターする人材育成を推進します

基本目標3
安心して
生活できる地域を
支えます

3-1 安心できる福祉サービスの提供
をめざします

3-2 誰もが優しくなれる風土を
醸成します

区の実践事例

- 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座、認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー講座
- 地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動、大田区介護予防・日常生活支援総合事業、ファミリー・サポートおおた、養育支援家庭訪問事業（ゆりかご）
- 区民活動情報サイト「オーちゃんネット」、おおた地域力発見ガイド、区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）NPO・区民活動フォーラム

- 区民活動支援施設（こらぼ大森・mics おおた）、空家等地域貢献活用事業
- 地域力応援基金助成事業、シニアの居場所づくり事業

- 情報バリアフリー、移動を円滑にするユニバーサルデザインの推進

- 配偶者暴力相談支援センター、生活再建・就労サポートセンターJOBOTA、地域包括支援センター、障がい者総合サポートセンター、在宅医療相談窓口、子ども家庭支援センター総合相談、教育センター
- 要支援家庭等対策委員会、地域ケア会議、障がい者差別解消支援地域協議会、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会
- 居住支援協議会

- 地域とつくる支援の輪プロジェクト、地域支え合い推進事業、高齢者見守りネットワーク事業
- 保護司による見守り、地域力推進会議・地区委員会の充実、青少年対策地区委員会、民生委員児童委員による見守り、身体・知的障がい者相談員事業

- 民生委員児童委員への支援
- 区民活動コーディネーター養成講座
- 区福祉職採用への働きかけと人材育成、地域包括支援センターの質的向上

- 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）、福祉サービス第三者評価、おおた福祉フェスの開催
- 災害時要配慮者対策
- 福祉避難所の体制整備

- 人権尊重の意識づくり、男女平等意識の向上、多文化共生の意識啓発、小中学校での福祉教育の推進、ひきこもり・生きづらさ茶話会

社会福祉協議会の役割

- ボランティア活動のマッチングと継続的な相談支援
- 地域活動団体の立ち上げ支援・伴走支援
- 地域活動団体のネットワーク化

- 地域の力を活用した個別支援の充実とアウトリーチ
- 地域福祉コーディネーター機能の強化
- 地域福祉に携わる人材の確保、定着、育成の側面支援

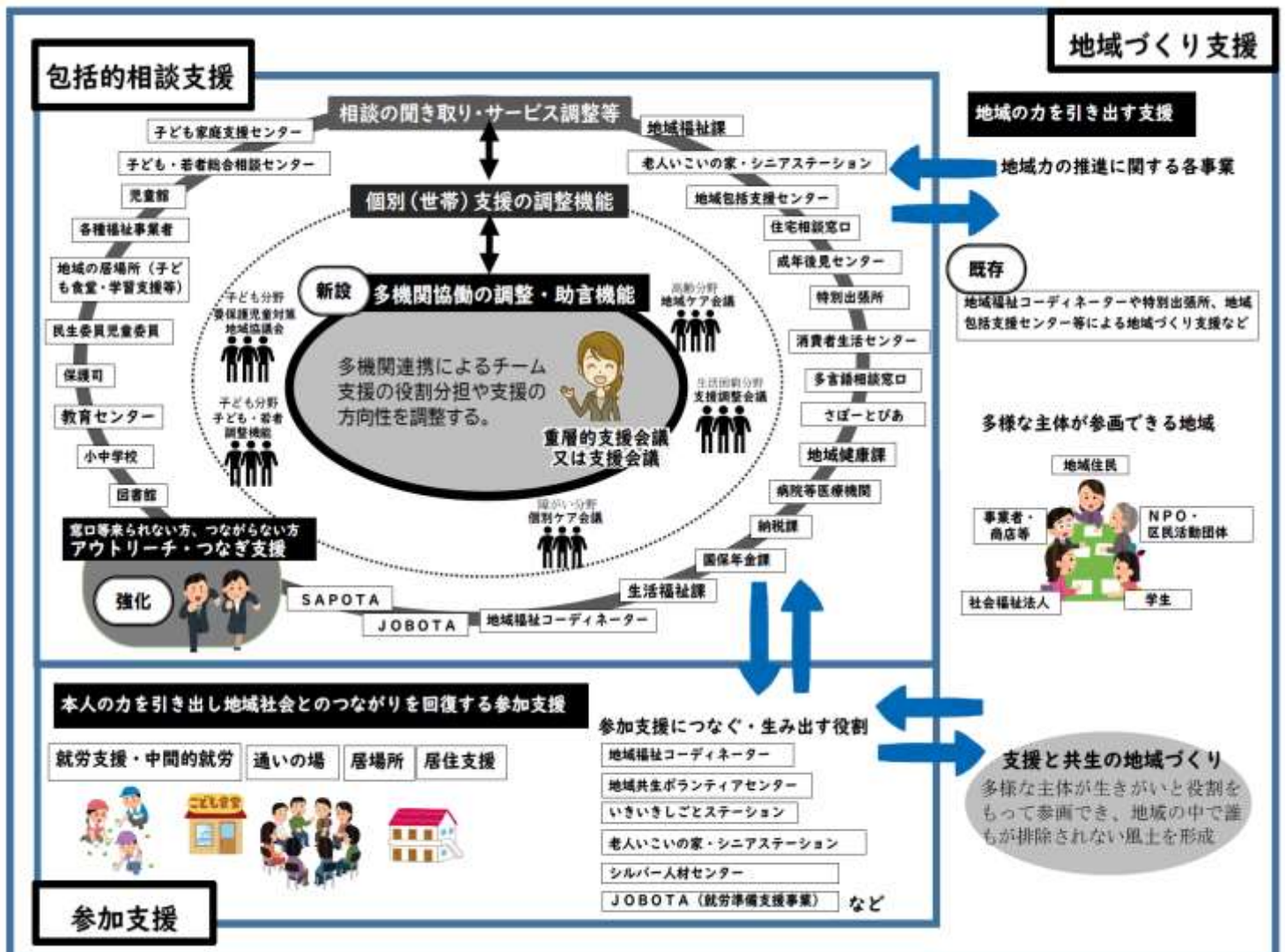
- 大田区社会福祉法人協議会の活動の推進
- 災害時の援助機能の充実
- 福祉教育活動の支援

大田区の重層的支援体制整備事業

背景

- 福祉ニーズの多様化と複雑化によって、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に生活課題に対応できないケースが増えている。
- 「つながり」が弱体化していく中で、制度の谷間で孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えている。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた世帯は、地域社会からの孤立によって、状況が悪化し、生活が成り立たなくなる傾向があり、結果的に社会的コストが高くなってきている。
- こうした中、国は次の時代の大きな目標に「地域共生社会の構築」を掲げ、その具体的な事業として新たに「重層的支援体制整備事業」を創設した。

大田区における重層的支援体制整備事業の構築イメージ

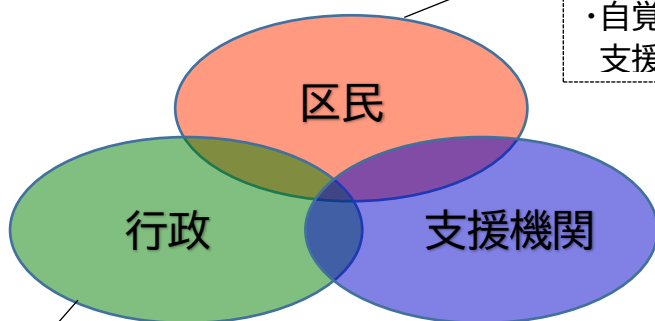


の構築イメージ

区の進め方

- これまで区が推進してきた地域力を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の課題への取組みを「**重層的支援体制整備事業**」と紐づけ、**制度横断的な包括的支援の体制に再整理**する。
- 多機関連携によるチーム支援を形成するため、職員の意識改革や支援機関との連携体制、地域との協力体制を構築しながら、一步一步着実に進めていく。
- 令和4年度は移行準備事業から開始し、多機関協働の調整・助言を行う「**重層的支援会議**」については、大森地域をモデル地区に実施する。実施結果を検証し、令和5年度の本格実施をめざす。

取組むメリット



- ・複雑な生活課題を抱える人が、身近な相談から適切な支援につながるができる。(課題の重度化の防止)
- ・自覚している生活課題以外の根本的な課題への支援が得られる。

- ・財源や規制などによって取組が分断されることがなく、分野をまたぐコスト減が期待できる。
- ・すべてを抱え込む必要がなく、支援の負担を軽減できる。

- ・早期のアプローチによって、将来の支援コストが縮減できる。
- ・地域資源の活用によって、多様で効果的な支援が期待できる。
- ・既存の制度の垣根を超えた財政面の運用が可能となる。

区がめざすもの

- 区と大田区社会福祉協議会が中心となって、重層的支援(3つの支援)の体制構築を進めていく。
- 制度や組織に関する「支援のしづらさ」を改善し、短期的ではなく、継続性を持った伴走型の支援によって、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援する。
- 新しい支援制度ではなく、各支援機関の対応力と地域の支援力を引き上げ、「人と人がつながる」地域づくりを進めることで、大田区版「地域共生者社会の実現」をめざしていく。

令和4年度 主な取組み

©内容は「新おおた重点プログラム（令和4年3月更新）」の事業を掲載しています。

1 子どもの生活応援

(福祉管理課)

すべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されず、一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけられるよう、地域と連携し、子どもの貧困対策を推進します。

【取組内容】

- ・地域とつくる支援の輪プロジェクト
- ・離婚前後の子育て家庭への支援
- ・子ども生活応援基金の活用
- ・子どもの成長を支える食の支援
- ・子育て家庭への情報発信

2 複合課題を抱える世帯への包括的支援

(福祉管理課)

世代や属性に関わらず複合課題を抱える世帯に対して、他機関が連携して包括的に支援します。また、本人や世帯の希望に沿って、社会参加に向けた支援の実施や、地域や社会からの孤立が起きないように、支え合いの地域づくりに向けた支援を実施します。

【取組内容】

- ・重層的支援体制整備事業の構築

3 福祉人材の確保・育成・定着

(福祉管理課)

一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められる中、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後課題となっていくため、福祉人材の確保・育成・定着に向けた検討と実践に取り組みます。

【取組内容】

- ・福祉人材育成・交流センター機能の設置

4 ユニバーサルデザインに配慮したサービス等の改善

(福祉管理課)

ユニバーサルデザインの視点から、区民サービスに関するガイドラインを整備し、区役所が提供するサービスの改善を図ります。窓口サービスやホームページの改善など、情報アクセスやコミュニケーションの円滑化を推進します。

【取組内容】

- ・ユニバーサルデザイン窓口サービスガイドライン
- ・区民サービスのユニバーサルデザイン化

5 高齢者等の権利擁護・個人の尊重

(福祉管理課)

おいじたくの推進や成年後見制度の周知を図るとともに、必要に応じて区長申立てなどの利用支援により、高齢者等の権利擁護を推進します。また社会貢献型後見人の養成等、後見人の確保に努めます。

【取組内容】

- ・成年後見制度等の活用支援
- ・おいじたくの推進
- ・権利擁護のための体制構築

6 生きづらさを抱える人への支援

(福祉管理課・生活福祉課)

自殺対策について、近年はインターネットを通じて自殺願望を発信する一方、電話や面接など従来の方法では相談機関につながりにくい傾向にあるため、ICTを活用するなど相談しやすい環境を整えます。また、ひきこもりの人に対して、福祉的アプローチと保健師による個別相談による相談体制を強化し、地域や支援者とつながることができるよう支援します。

【取組内容】

- ・ひきこもりの方への支援の充実

7 生活困窮者自立支援事業の実施

(福祉管理課・生活福祉課)

生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人を、困窮状態から早期に脱却させるため、本人の状態に応じた包括的な相談支援や就労支援を実施することにより、経済的自立を図ります。また、経済的に就学が困難な生徒や学生に、奨学金の給付及び貸し付けを行い、意欲をもって勉学に励めるよう支援します。

【取組内容】

- ・自立相談支援事業
- ・学習支援事業
- ・奨学金事業

8 高齢者の就労促進・地域活動の支援

(高齢福祉課)

高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区 いきいき しごと ステーション)やシルバー人材センターへの支援を継続し、高齢者の多様なニーズに応える、新しい高齢期の働き方を支えます。また、就労や地域活動への参加の要望に対し、新たなツールの活用や関係機関との連携強化を図り、各々の強みを生かした取組を進めます。

【取組内容】

- ・高齢者等就労・社会参加支援センター(大田区 いきいき しごと ステーション)の充実
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・シニアクラブの活性化
- ・地域活動の活性化

9 高齢者が元気に過ごすための事業の充実

(高齢福祉課)

介護予防・生活支援サービス事業の充実により、高齢者が、自立した生活を送れるようサポートします。また介護予防事業の効果的実施を推進し、フレイル予防の拡充を図ります。あわせて地域の社会資源等を活用し、多種多様な通いの場の創出に向けた普及・啓発を進めます

【取組内容】

- ・介護予防・生活支援サービス
- ・おおたフレイル予防事業
- ・通いの場の拡充

10 多様な主体が参画する地域づくりの支援

(高齢福祉課)

高齢者の在宅生活を支えるためのボランティアやNPO、民間企業等の多様な主体による生活支援サービスを提供する体制整備を進め、地域支え合い推進事業(生活支援体制整備事業)の充実を図ります。そのため、地域ささえあい強化推進員をはじめとした、福祉コーディネーターの機能・連携強化を図ります。また地域住民によるたすけあい、ささえあいの関係づくりを推進し、高齢者を中心にした地域の多様な主体が集い、活躍する拠点を構築します。

【取組内容】

- ・老人いこいの家等の機能のあり方検討
- ・シニアステーション事業の推進
- ・生活支援サービスの体制整備

11 見守り体制の強化・推進

(高齢福祉課)

年々増加するひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、他者との接点・交流が保ちにくい高齢者等が増える中で、高齢者見守り推進事業者等との連携を強化し、生活状況の把握を行うなど、見守り事業の充実を図ります。ひとり暮らし高齢者の孤立防止を進め、多様な主体の参画による見守りネットワークの拡充を進めます。

【取組内容】

- ・高齢者見守りネットワーク事業の充実
- ・高齢者ほっとテレフォンの実施

12 地域共生社会を見据えた地域生活を支える相談・支援体制の強化

(高齢福祉課)

高齢者の総合相談窓口であり、また地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターについて、ソフト・ハードの両面から機能強化を推進します。高齢者の地域での在宅生活を支えるため、関係機関と連携した課題解決に向け地域ケア会議を開催します。また、EBPM(根拠に基づく政策形成)や介護保険の持続可能性を維持するため、データの利活用に基づく事業の推進を図ります。

【取組内容】

- ・地域包括支援センターの機能強化(適正配置・運営支援)
- ・地域ケア会議の実施
- ・介護・医療等のデータの利活用を進めるための体制整備

13 共生と予防を軸とした認知症の人や家族への支援

(高齢福祉課)

認知症との共生や予防への理解を深めるため、あらゆる世代の人がサポーター養成講座を受講し、さらに受講した区民が理解を深めるための講座や身に付けた知識の実践の場づくりを推進することにより、地域で認知症についての知識を持つ人を増やし、認知症の人や家族を見守り、支える体制整備を進めます。

認知症検診を始めとして、認知症の疑いがある人を早期診断・早期対応につなげる取組を強化します。本人や家族の気づきを促し、認知症ケアパスを活用しながら状況に適した支援を受けることができるよう、関係機関等が連携を図ることで認知症の人と家族の地域での生活を支えます。併せて、若年性認知症施策を推進します。

【取組内容】

- ・認知症サポーター養成講座事業
- ・認知症検診の推進
- ・認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の機能強化
- ・認知症カフェへの支援
- ・行方不明高齢者の搜索支援
- ・若年性認知症の支援

14 多様なニーズに対応した介護サービスの提供・介護施設等整備支援

(介護保険課)

多様な介護ニーズに対応するため、居宅サービスの充実とともに介護施設等の整備を進めます。サービスの提供にあたっては、介護人材の確保・育成・定着に取り組み、医療と介護の連携を図りながら、要支援・要介護者の自立した日常生活に資する適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者を支援します。

【取組内容】

- ・地域密着型サービスの整備支援
- ・介護保険施設等の整備支援
- ・介護サービス事業者への支援
- ・ケアマネジメント力の強化

15 地域生活支援拠点等の機能の充実

(障害福祉課)

障がい者が住み慣れた地域で必要とするサービスを自らの意思により選択し、自分の個性や強みを生かしながら社会活動や経済活動に参加し、安心して暮らすことができるように、地域生活支援拠点等の各機能を強化し、更なる充実を図ります。

【取組内容】

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実

16 子どもの発達支援の充実

(障がい者総合サポートセンター)

発達障がい児が地域でのびのびと育つために、相談・支援体制の充実を図ります。また、発達障がいの早期発見・早期支援に取り組むなど、その後のライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくために、18歳までの子どもを支援する体制を充実します。

【取組内容】

- ・発達障がい児・者を対象とした地域支援事業の充実

17 障がい者総合サポートセンター(さぽーとぴあ)の運営・充実)

(障がい者総合サポートセンター)

専門性に基じたサービス提供と地域の力を結集し、障がい者の生活をサポートする「拠点」とします。サポートセンターの機能拡充をはじめ保健・福祉に係る機能の充実を図り、ライフステージに応じた総合的な支援体制を確立します。

【取組内容】

- ・障がい者総合サポートセンターの運営・充実
- ・関係機関と連携した支援の充実
- ・自立支援協議会との連携
- ・就労促進・定着支援
- ・障がい理解啓発及び障がい者スポーツの促進

事業一覧

※ 事業一覧記載事項説明

1 事業名の右側は、事業の種類と()内は財源の種別について、次の区分で記載しています。

(1) 事業の分類

- 区・・・・・・区の単独事業
- 国補助・・・・国庫補助事業
- 都補助・・・・都補助事業
- 都条例・・・・都条例に基づく事業
- 法定1・・・・国の法定受託事務
- 法定2・・・・都の法定受託事務

(2) 特定財源の種別

- (国直、定額)・・・国庫支出金の直接事業による定額補助
- (国○/○)・・・・国庫支出金の補助割合による補助
- (国間、定額)・・・国庫支出金の間接事業による定額補助
- (国間○/○)・・・国庫支出金の間接補助割合による補助
- (都、定額)・・・・都支出金の定額補助
- (都○/○)・・・・都支出金の補助割合による補助

2 概要欄は、令和4年度の事業概要について記載しています。

3 実績欄は、基本的に令和3年度の実績について記載しています。

福祉管理課 事業一覧

事業名	ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり 一部都補助（都 1/2、区 1/2）
概要	<p>平成 23 年 3 月策定の「おおたユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」において、令和元（2019）年度から取り組むアクションプランを平成 30 年度に改定しました。改定したアクションプランを基に、具体的な目標を掲げて下記の内容に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 UDパートナーによる、道路や区施設に対するユニバーサルデザイン合同点検を実施します。 2 小中学校での障がい者理解をテーマとした総合学習を支援します。 3 ユニバーサルデザインの更なる普及・啓発に取り組みます。 4 地域住民を対象に「地域におけるユニバーサルデザイン実践講座」を開催します。 5 ユニバーサルデザインの視点による窓口サービスの改善に取り組みます。
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、公園、区施設等のユニバーサルデザイン合同点検活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 蒲田駅南口駅前小広場 (2) 仮称大田区田園調布せせらぎ公園体育施設及び仮称大森西二丁目複合施設（図面） (3) 平和の森公園駐車場 (4) 田園調布せせらぎ館 (5) 天空橋駅前交通広場 2 小中学校総合学習支援 10 校 24 時間 <p>小学校 10 校 中萩中小学校、東蒲小学校、赤松小学校、入新井第四小学校、調布大塚小学校、羽田小学校、池上第二小学校、西六郷小学校、馬込小学校、清水窪小学校</p> <p>※総合学習実施校に加えて、希望があったが実施できなかった学校や障がい体験用具を貸し出した学校にも、UD普及・啓発冊子（おおたUDライフ及び心のバリアフリーハンドブック）を配付</p> 3 ユニバーサルデザインの普及・啓発に向けた事業 <p>おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議 1 回開催（2 月）</p> <p>UDパートナーの登録（46 人）</p> <p>UD普及・啓発冊子（おおたUDライフ第 4 号）発刊</p> 4 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座 <p>新型コロナウイルス感染症拡大抑止のため中止</p> 5 窓口サービスのユニバーサルデザイン合同点検活動 <p>新型コロナウイルス感染症拡大抑止のため中止</p> <p>※過年度に実施した際にあった参加者からの意見、要望等を掲示板で共有</p>

事業名	福祉有償運送に係る運営協議会等 都補助・区
概要	<p>区内の移動困難な方に対して、NPO法人等が提供する移送サービスの円滑な運営を図る上で必要な事項を協議するため、運営協議会を主宰します。あわせて、運行する団体を支援するための助成を行います。</p>
実績	<p>協議会開催 0 回 運行団体数 5 団体 助成総額 1,557,700 円（5 団体）</p>

事業名	重層的支援体制支援事業（新規）
概要	大田区版「地域共生社会の実現」に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、大田区における重層的支援体制整備事業の実施をめざします。令和4年度は、移行準備事業から開始し、各事業の実施結果を検証し、令和5年度からの本格実施に向けて整備を進めていきます。
事業規模	（予算額） 49,651,000円

事業名	社会福祉協議会に対する助成事業等	都補助・区														
概要	社会福祉協議会がボランティア活動の推進や地域での交流の場づくりなどを通じて、より一層の住民福祉の向上を図る目的で行う事業などに対し、区が助成を行います。															
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 人件費等</td> <td>170,081,157円</td> </tr> <tr> <td> (1) 職員人件費（29人）</td> <td>169,080,417円</td> </tr> <tr> <td> (2) 事務費</td> <td>990,740円</td> </tr> <tr> <td> (3) 会費</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2 各種事業</td> <td>3,602,672円</td> </tr> <tr> <td> (1) 食事サービスボランティア助成</td> <td>延8,120食 3,527,102円</td> </tr> <tr> <td> (2) 地域協議会の運営</td> <td>75,570円</td> </tr> </table>		1 人件費等	170,081,157円	(1) 職員人件費（29人）	169,080,417円	(2) 事務費	990,740円	(3) 会費	10,000円	2 各種事業	3,602,672円	(1) 食事サービスボランティア助成	延8,120食 3,527,102円	(2) 地域協議会の運営	75,570円
1 人件費等	170,081,157円															
(1) 職員人件費（29人）	169,080,417円															
(2) 事務費	990,740円															
(3) 会費	10,000円															
2 各種事業	3,602,672円															
(1) 食事サービスボランティア助成	延8,120食 3,527,102円															
(2) 地域協議会の運営	75,570円															

事業名	社会福祉協議会の運営 （成年後見センター事業への補助事業）	都補助（都1/2、区1/2）																																															
概要	<p>社会福祉協議会「おおた成年後見センター」が行っている福祉サービス総合支援事業、成年後見あんしん生活創造事業への助成を通じて、成年後見制度等の広報や相談事業、法人後見活動等を支援し、高齢者等の権利擁護を支える基盤を強化します。</p> <p>親族以外の第三者による後見の担い手不足を解消するため、社会貢献型後見人の養成・支援に取り組んでいます。</p>																																																
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 福祉サービス総合支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 利用者サポート事業</td> <td>相談件数 6,189件 (相談内訳)</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（法定後見）</td> <td>3,930件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（任意後見）</td> <td>211件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,729件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 福祉法律相談等</td> <td>相談件数 105件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R4.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>(4) 支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 成年後見センターあんしん生活創造事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> (1) 専門相談</td> <td>相談件数 46件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> (2) 地域講演会等</td> <td>開催回数 9回</td> </tr> </table>		1 福祉サービス総合支援事業		(1) 利用者サポート事業	相談件数 6,189件 (相談内訳)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（法定後見）</td> <td>3,930件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（任意後見）</td> <td>211件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,729件</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	件 数	地域福祉権利擁護事業	307件	証書等預かりサービス	4件	支払い代行サービス	8件	成年後見制度（法定後見）	3,930件	成年後見制度（任意後見）	211件	その他	1,729件		(2) 福祉法律相談等	相談件数 105件			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R4.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>(4) 支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>		新規	終了	R4.3月末現在	(3) 証書等預かりサービス	0件	0件	3件	(4) 支払い代行サービス	0件	0件	5件		2 成年後見センターあんしん生活創造事業			(1) 専門相談	相談件数 46件		(2) 地域講演会等	開催回数 9回
1 福祉サービス総合支援事業																																																	
(1) 利用者サポート事業	相談件数 6,189件 (相談内訳)																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉権利擁護事業</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td>証書等預かりサービス</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>支払い代行サービス</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（法定後見）</td> <td>3,930件</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度（任意後見）</td> <td>211件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,729件</td> </tr> </tbody> </table>	内 容	件 数	地域福祉権利擁護事業	307件	証書等預かりサービス	4件	支払い代行サービス	8件	成年後見制度（法定後見）	3,930件	成年後見制度（任意後見）	211件	その他	1,729件																																		
内 容	件 数																																																
地域福祉権利擁護事業	307件																																																
証書等預かりサービス	4件																																																
支払い代行サービス	8件																																																
成年後見制度（法定後見）	3,930件																																																
成年後見制度（任意後見）	211件																																																
その他	1,729件																																																
	(2) 福祉法律相談等	相談件数 105件																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規</th> <th>終了</th> <th>R4.3月末現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 証書等預かりサービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>(4) 支払い代行サービス</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>5件</td> </tr> </tbody> </table>		新規	終了	R4.3月末現在	(3) 証書等預かりサービス	0件	0件	3件	(4) 支払い代行サービス	0件	0件	5件																																			
	新規	終了	R4.3月末現在																																														
(3) 証書等預かりサービス	0件	0件	3件																																														
(4) 支払い代行サービス	0件	0件	5件																																														
	2 成年後見センターあんしん生活創造事業																																																
	(1) 専門相談	相談件数 46件																																															
	(2) 地域講演会等	開催回数 9回																																															

(3) 法人後見				
	種 目	新規	終了	R4.3月末現在
	法 定 後 見	1 件	4 件	22 件
	後 見 監 督	2 件	2 件	4 件
	任 意 後 見 (契 約 数)	0 件	1 件	7 件
	任意後見人として活動した件数	0 件	1 件	2 件

事業名	民生委員児童委員	都補助（都定額）
概 要	<p>民生委員児童委員は、社会奉仕の精神をもって地域社会の生活困窮者、心身障がい者（児）、高齢者、ひとり親家庭等で問題を抱えている人々に対して、相談援助にあたっています。また、児童や妊産婦に対しても、必要に応じ援助支援を行い、児童の健全育成にも努める民間の奉仕者です。</p> <p>従って、人格、識見が高く社会福祉の増進に熱意のある人の中から都知事の推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。</p> <p>また、平成6年1月1日からは児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより、児童委員活動の一層の推進を図っています。</p>	
実 績	<ol style="list-style-type: none"> 1 人数（令和4年3月31日現在） 定数 507 人（うち主任児童委員 39 人を含む） 現員数 489 人（うち主任児童委員 37 人を含む） 大田区会長 1 人、大田区会長代理 2 人、地区会長 18 人、地区副会長 45 人 2 活動状況 (1) 相談件数 5,342 件 (3) 訪問回数 56,022 回 (2) 活動日数 57,033 日 (4) 調査書発行件数 470 件 3 各種会議 (1) 会長協議会 11 回開催（うち7回オンライン開催） (2) 地区協議会 ①定例 93 回開催 ②自主 80 回開催 4 事項別部会（児童福祉・障がい福祉・生活福祉・高齢福祉・子育て支援・主任児童委員） 18 回開催（各自による動画視聴含む） 5 研修 (1) 全体研修 1 回開催（各自による動画視聴） (3) 新任研修 4 回開催 (2) 会長研修 中止 (4) 専門研修 0 回開催 6 民生委員推薦会 (1) 推薦会 委員定数 12 人 4 回開催 委員出席数 39 人 推薦人数 5 人 (2) 推薦準備会 5 回開催 委員出席数 72 人 推薦人数 5 人 7 その他 自治会・町会用PR回覧板の作成・配布 	

事業名	貸付事業（1）応急小口資金	区
概 要	<p>目的 応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、小口資金を貸付けることによりその生活の安定と生活意欲の増進を図ります。</p> <p>内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貸付額 一般 18 万円以内、特認 45 万円以内 2 利子 無利子 3 返還方法 貸付を受けた月の翌々月から月賦償還 18 万円以内 20 か月 18 万円を超え 45 万円以内 36 か月 <p>対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区内に3か月以上引き続き居住していること 2 世帯の収入が生活保護基準の1.5倍以下であること 	

	3 災害・疾病その他の応急に必要な資金の調達が困難なこと 申込受付 相談・申し込みは随時		
実績	一般貸付	11 件	1,210,000 円
	特認貸付	0 件	0 円
	計	11 件	1,210,000 円

事業名	貸付事業（２）奨学金 区		
概要	<p>目的 大学・短大・専修学校専門課程に修学するための費用を支払うことが困難な者に対し必要な学資金を貸付けることにより、有用な人材を育成します。</p> <p>内容 1 貸付額 大学・短大・専修学校専門課程 国公立月額 35,000 円以内、私立月額 44,000 円以内</p> <p>2 利子 無利子</p> <p>3 返還方法 卒業月の翌月から 1 年間据置後、20 年以内に年賦、半年賦又は月賦で返還。</p> <p>対象 1 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている者</p> <p>2 経済的な理由により修学が困難な者</p> <p>3 大学・短大及び専修学校専門課程に進学予定又は在学中の者</p> <p>4 大田区身体障害者奨学生でない者</p> <p>申込書配付及び申込受付開始</p> <p>1 在學生は 4 月下旬</p> <p>2 大学等進学予定者は 10 月中旬</p> <p>人材確保型特別減免制度</p> <p>区奨学金を借入れ後、区内に居住し、本制度の事前申出申請から継続して 3 年間区内福祉関連施設等に勤め、区の指定する資格(介護福祉士、社会福祉士、保育士、幼稚園教諭等)を有する等の要件を満たした方を対象に、区奨学金の返還額を最大で半額(上限額 105 万 6 千円)減免します。</p>		
実績	<p>1 貸付額 342,144,000 円</p> <p>2 貸付人数 751 人 (208 人) ※ () 内の数字は新規貸付分 内訳： 大学・専修専門課程 国公立 26 人 (6 人)、私立 656 人 (202 人)</p>		

事業名	給付型奨学金(高校等給付型奨学金) 区		
概要	<p>目的 高校等に進学をする住民税非課税世帯の生徒で、一定の基準を満たした生徒を対象に、入学時に必要な費用を奨学金として、入学前の 3 月に一人 8 万円を給付することにより、入学時の経済的負担を軽減します。</p> <p>内容 1 給付額 一人 80,000 円 (入学準備金として)</p> <p>2 支給人数 70 人程度</p> <p>対象 1 区内に 1 年以上居住する者に扶養されている者。</p> <p>2 令和 5 年度に高校等に進学をする生徒。</p> <p>3 住民税非課税世帯の生徒(同一世帯の方すべてが非課税であること)。</p> <p>4 学業成績が平均 3.0 以上であること(5 段階評定)。</p> <p>5 生活保護受給世帯の生徒でないこと。</p> <p>申込書配付及び申込受付開始 9 月上旬</p>		
実績	支給人数 39 人		

事業名	給付型奨学金（大学等進学応援基金） 区
概要	<p>目的 経済的困窮にありながら優秀かつ勉学の意志ある学生に一定額を給付し、以て社会に貢献し得る有用な人材を育成する。</p> <p>内容 1 給付額 一人あたり 150,000 円（入学準備金相当として） 2 支給人数 35 人程度</p> <p>対象 1 大田区奨学金の申込資格を満たした令和 5 年 4 月に大学等に入学予定の者 2 大田区奨学金申込者のうち経済的に困窮し、かつ極めて学業優秀な者 1～2 の条件をすべて満たしている者</p> <p>申込書配付及び申込受付開始 10 月中旬（大田区奨学金（貸付型）申込みと同時に申し込むこと。給付型奨学金単独の申込みは不可）</p>
実績	支給人数 18 人

事業名	行旅病人・死亡人取扱 都補助（都定額）
概要	<p>目的 行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅病人の援護及び費用の弁償、行旅死亡人の埋火葬を行います。</p> <p>内容 行旅病人が医療機関に搬送され区に通報があった場合に実態調査を行い、東京都福祉保健局に協議し、医療費、日用品費、被服費の負担をします。また、行旅死亡人の葬祭、官報掲載を行います。</p> <p>対象 1 行旅病人 区内に行旅中に病気等で入院治療を要する状態に陥りながら療養の費用等を有しない者 2 行旅死亡人 区内で死亡し、身元が判明せず、引取人のいない者</p>
実績	行旅病人 0 件 行旅死亡人 156 件

事業名	成年後見制度利用促進・支援事業 一部都補助（都 1/2、区 1/2）
概要	<p>大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、区は権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワークをコーディネートする「成年後見制度利用促進中核機関」を設置しました。そして、支援関係者が対応に悩む事例等に対して、多角的な視点で支援方針を検討する「権利擁護支援検討会議」を開催しています。また、権利擁護支援にあたる関係各者との情報共有、地域に共通する課題の抽出、地域での連携の仕組み作りを図る「成年後見制度等利用促進協議会」を設置しました。</p> <p>判断能力が不十分な状態にあり成年後見制度を利用する必要性の高い者が、単身、親族関係が疎遠等の事情により制度利用の手続きを進められないとき、区長が申立人となり、家庭裁判所に「後見等開始の審判」を申し立てます。</p> <p>また、低所得等の事情があり、後見報酬等を負担することが難しい方に、報酬等の一部または全額を助成します。</p> <p>人生 100 年時代といわれる今日において、区民が生涯を健やかに安心していきいきと暮らせるよう、元気なうちから老いじたくを進めるために、老いじたくに関する相談会やセミナー等を開催します。</p>
実績	<p>1 家庭裁判所申立件数 25 件 （内 訳）高齢者 22 件 知的障がい者 1 件 精神障がい者 2 件</p> <p>2 成年後見制度利用支援（後見報酬助成） 43 件</p> <p>3 老いじたく推進事業 （1）相談会の実施 ア 実施回数・相談者数</p>

	<p>全22回・61組</p> <p>イ 実施場所 大田区社会福祉センター5階相談室</p> <p>ウ 相談内容（相談件数合計 234件） 相続・遺言75件 後見54件 不動産36件 お墓16件 税金11件 金銭管理10件 身元保証6件 その他26件</p> <p>(2) 周知・啓発</p> <p>ア パンフレットの作成・配布 「今から始めよう自分らしい老いじたく」増刷 3,000部 「デザインする自分らしい老いじたく」作成・配布 8,000部</p> <p>イ 令和4年2月11日号区報の1面掲載</p>
--	---

事業名	地域福祉計画推進会議	区
概要	平成31（令和元）年度からの5か年計画として、「大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。地域での支えあいを広め、誰もが地域社会から孤立することなく、生きがいと役割を持って暮らしていくために、「地域力」を大きな原動力として、「地域共生社会」の実現に向けて計画の進行管理を行います。	
実績	推進会議開催 2回（7月、2月）	

事業名	地域支援事業 地域支え合い推進事業	国補助（国 38.5%、 都 19.25% 区繰出金 19.25%、 1号保険料 23.0%）
概要	大田区版「地域共生社会」の実現に向けて、地域ささえあい強化推進員と社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが連携して、地域の福祉課題の解決のために、人と人、人と資源をつなぐコーディネートに取り組み、地域の自助力、互助力の推進を支援します。	
	※高齢福祉課所管の地域支え合い推進事業の一部を福祉管理課で実施しています。	
実績	<p>1 地域ささえあい強化推進員の8名を社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと執務場所を統一し、地域や個別の生活課題と地域資源とをつなぐ支援等に取り組みました。</p> <p>2 スキル習得研修 学識の専門講師や関係機関と勉強会などの内部研修 11回 東京都社会福祉協議会等外部主催研修 8回</p> <p>3 地域福祉コーディネーター等実践報告会（オンライン）1回実施 参加者数96人 「活動報告書」を関係機関等に2,500部配布</p>	

事業名	福祉人材の確保・育成・定着	一部都補助・区
概要	一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかな福祉サービスが求められるなか、人口減少社会において、介護や福祉の専門職の人材不足が今後課題となっていくため、大田区福祉人材育成・交流センターを機能設置し、福祉人材の確保・育成・定着に取り組みます。	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 大田区福祉人材育成・交流センター設置に向けた有識者懇談会の開催 2回 2 大田区福祉人材育成・交流センター実施事業検討に向けた実態・ニーズ調査 介護保険サービス分野への聞き取り調査 7件 障害福祉サービス分野への聞き取り調査 4件 児童福祉分野への聞き取り調査 1件 3 区内福祉人材向け人材育成研修体系等の作成 (1)大田区福祉人材育成研修プログラム (2)人材育成担当者向け「福祉人材育成研修プログラムを活用した人材育成のすすめ」 4 福祉人材向け先駆的モデル研修 1回実施 参加者数 22人 研修テーマ「支援や連携に活かす Web 会議システムの活用術」 	

事業名	おおた 子どもの生活応援プラン推進事業	一部国・都補助・区
概要	<p>すべての子どもたちの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されず、一人ひとりが夢や希望を持ち、未来を切り拓く力を身につけられるよう、地域力を活かし、子どもの貧困対策を推進するため、以下の内容に取り組みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度に策定した第2期目となる「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」（令和4年度～令和8年度）を効果的かつ着実に推進します。 2 子どもの貧困対策に資する施策の進捗状況及び効果について検証・評価し、計画の進捗管理を行うため、学識経験者、地域代表等で構成される「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」を開催します。 3 本計画の理念である「社会的包摂」に関する意識啓発を行うとともに、「地域とつくる支援の輪プロジェクト」を通して行政と地域のネットワークを強化し、地域全体での包み込むような支援の実現を図ります。 4 地域における見守り体制の強化及び子育て世帯の孤立防止を図るため、「子どもと地域をつなぐ応援事業」を実施し、子育て世帯が地域の支援者と日常的なつながりを持つ機会をつくります。 5 大田区子ども生活応援基金を活用し、支援を要する子育て世帯等への支援を行います。 6 養育費の確実な受給を図り、子どもの健やかな成長を支えるため、養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して、補助金を支給します。 	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」：3回（8月、11月、1月） 2 「離婚と養育費にかかわる総合相談」：4回（5月、8月、10月、2月） 3 「地域とつくる支援の輪プロジェクト」：定例会3回（5月、11月、3月）、分科会3回（6月、7月、11月）、全体会1回（12月） 4 区民向け出前講座：1か所 5 おおた 子どもの生活応援プラン（令和4年度～令和8年度）の策定 6 「子どもと地域をつなぐ応援事業」：9回 7 「絵本でつなぐ地域と親子のきずな」：111世帯（12月） 8 令和3年度新規事業「友好都市と連携した食料支援」：24団体（3月） 	

事業名	生活安定応援事業	都補助 (10/10)
概要	生活保護に至らない低所得者の支援のため、低所得世帯の中高生に学習塾等受講料や高校・大学受験料の貸付を行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」の申請・相談窓口を社会福祉協議会に設置しています。	
実績	受験生チャレンジ支援貸付事業 相談件数 1,760 件 貸付実績：中3生 学習塾等受講料 129 件、高校受験料 124 件 高3生 学習塾等受講料 52 件、大学受験料 71 件	

事業名	特別永住者等特別給付金事業	区
概要	<p>目的 日本国籍を有していなかったため国民年金に加入することができなかった高齢者、又は重度心身障がい者の方で日本国籍を有していなかったため障害基礎年金を受けられなかった方に給付金を支給します。</p> <p>内容 1 特別永住者等特別給付金 月額 10,000 円 2 重度心身障害者特別給付金 月額 30,000 円 支給時期：8 月、12 月、4 月に前 4 か月分を支給</p> <p>対象 1 特別永住者等特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた方 (2) 生活保護を受けていない方 (3) 公的年金を受給していない方 (4) 重度心身障害者特別給付金を受給していない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方 2 重度心身障害者特別給付金 在留資格が特別永住者で、次のすべてに該当する方 (1) 昭和 57 年 1 月 1 日前に満 20 歳に達している方 (2) 昭和 57 年 1 月 1 日前に重度心身障がい者であった方又は同日以降に重度心身障がい者となった方で、その障害の発生原因となった傷病の初診日が同日前の方 (3) 生活保護を受けていない方 (4) 公的年金を受給していない方 (5) 本人及び配偶者並びに扶養義務者の前年所得が基準以下の方</p>	
実績	1 特別永住者等特別給付金 2 人 2 重度心身障害者特別給付金 0 人	

事業名	社会福祉法人の認可・指導監査等事務	一部国補助 (国 1/2、区 1/2)
概要	<p>目的 社会福祉法人の認可及び指導監査等を実施し、法人の適正な運営、福祉サービスの質の確保及び利用者処遇の向上を図ります。</p> <p>内容 法人の設立認可、定款変更の認可及び指導監査等を行います。また、法人の社会福祉充実計画の審査・承認、財務諸表等電子開示システムの確認事務及び制度の周知等のために社会福祉法人指導連絡会を開催しています。</p> <p>対象 大田区長が所轄庁となる社会福祉法人（主たる事務所が大田区内にあり、かつ事業も大田区内でのみ実施する法人（19 法人））</p>	
実績	<p>1 社会福祉法人の定款変更認可 4 件</p> <p>2 社会福祉充実計画の承認 0 件</p> <p>3 社会福祉法人の指導監査 5 法人</p> <p>4 社会福祉法人指導連絡会 2 回開催</p>	

事業名	障害福祉サービス事業者等の指導等	区
概要	<p>目的 障害福祉サービス事業者等の指導検査を実施し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営及び自立支援給付の適正化を図ります。</p> <p>内容 1 集団指導 事業者連絡会等を活用し、若しくは事業種別毎の個別開催により、当該年度の実施方針、重点項目及び指導結果概要等について、講習等の方法により実施します。</p>	

	<p>2 実地指導 障害福祉サービス事業者等が運営する事業所において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況等について講評を行います。</p> <p>対象 区内の障害福祉サービス事業者等。</p>
実績	<p>1 集団指導 1 回開催(書面形式)</p> <p>2 実地指導 49 事業所</p>

事業名	介護保険サービス事業者等の指導等 区
概要	<p>目的 介護保険サービス事業者等に対し、関連法令、通達等の遵守を徹底させることにより、介護保険サービス事業者等の育成及び支援を行うとともに、当該サービスの質を向上させ、また当該サービスに係る介護給付及び予防給付の適正化を図ります。</p> <p>内容</p> <p>1 集団指導 事業者連絡会等を活用し、若しくは事業種別毎の個別開催により、当該年度の実施方針、重点項目及び指導結果概要等について、講習等の方法により実施します。</p> <p>2 実地指導 介護保険サービス事業者等が運営する事業所において、関係書類を確認した上でヒアリングを行い、基準の適合状況等について講評を行います。</p> <p>対象 区内の介護サービス事業者等。</p>
実績	<p>1 集団指導 1 回開催(書面形式)</p> <p>2 実地指導 66 事業所</p>

事業名	福祉システムの運用開発に関する事業 区																						
概要	<p>目的・内容 福祉部内の高齢障害システム、生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システムを利用する業務の効率的かつ正確な執行を担保するために、法改正等による対象事務の業務要件変更などのシステムを取り巻く様々な状況の変化に適切な対応を実施し、安全で適正なシステムの運用・開発を行います。</p>																						
実績	<p>各システムにおける主な対象事業、利用部門と事業実績額は以下のとおりです。</p> <p>○高齢障害システム</p> <table border="0"> <tr> <td>高齢福祉事業</td> <td>16 事業</td> <td>障害者福祉事業</td> <td>27 事業</td> </tr> <tr> <td>地域生活支援事業</td> <td>1 事業</td> <td>医療費助成事業</td> <td>1 事業</td> </tr> <tr> <td>共通事業</td> <td>3 事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>48 事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(利用部門：16 課) 福祉管理課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、各地域福祉課、上池台障害者福祉会館、障がい者総合サポートセンター、健康づくり課、各地域健康課、子ども家庭支援センター (計 470 ユーザ)</p> <p>○生活保護システム、中国残留邦人等支援給付システム 生活保護及び中国残留邦人等支援給付に関する相談、給付事業等 9 事業 (利用部門：5 課) 各生活福祉課、福祉管理課 (計 288 ユーザ)</p> <p>○実績額 36,035,930 円</p> <table border="0"> <tr> <td>・各システムの保守運用委託等</td> <td>27,280,770 円</td> </tr> <tr> <td>・高障システムの制度改正対応改修委託 (計 2 事業)</td> <td>4,505,160 円</td> </tr> <tr> <td>・福祉部業務システム再構築計画策定支援等業務委託</td> <td>4,250,000 円</td> </tr> </table>	高齢福祉事業	16 事業	障害者福祉事業	27 事業	地域生活支援事業	1 事業	医療費助成事業	1 事業	共通事業	3 事業			合計	48 事業			・各システムの保守運用委託等	27,280,770 円	・高障システムの制度改正対応改修委託 (計 2 事業)	4,505,160 円	・福祉部業務システム再構築計画策定支援等業務委託	4,250,000 円
高齢福祉事業	16 事業	障害者福祉事業	27 事業																				
地域生活支援事業	1 事業	医療費助成事業	1 事業																				
共通事業	3 事業																						
合計	48 事業																						
・各システムの保守運用委託等	27,280,770 円																						
・高障システムの制度改正対応改修委託 (計 2 事業)	4,505,160 円																						
・福祉部業務システム再構築計画策定支援等業務委託	4,250,000 円																						

事業名	社会福祉センター維持管理経費 区
概要	<p>区民の福祉活動に参加する意欲と機会を活かす場として、また、区内の福祉関係機関(団体)や各種福祉施設が一体となって福祉事業を進めていく拠点として整備されました。</p>

実績	1 名称	大田区社会福祉センター（大田区・山口共同ビル）		
	2 所在地	大田区西蒲田七丁目 49 番 2 号		
	3 建物規模等	地下 1 階	地上 9 階	全体延面積 2,966.904 m ² 大田区専有部分 1,397.38 m ²
	4 経費			
	(1) 賃借料			52,521,084 円
(2) 共益費等			23,723,232 円	
(3) ビル管理業務委託費等			17,335,154 円	

事業名	中国帰国者等地域生活支援事業	国補助（国直、10/10）																								
概要	<p>目的 中国残留邦人等が地域においていきいきと暮らすことができるよう、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習の支援、通訳派遣等の生活支援を行うことにより地域支援を促進します。</p> <p>内容 1 中国帰国者等支援ネットワーク事業 (1) 日本語交流事業 2 地域での日本語教育支援 (1) 日本語教室 3 自立支援通訳等派遣 (1) 自立支援通訳員派遣 (2) 自立指導員派遣 4 地域生活支援プログラム事業</p> <p>対象 生活保護又は支援給付を受けている中国帰国者、配偶者及び二世等</p>																									
実績	<p>1 中国帰国者等支援ネットワーク事業</p> <p>(1) 日本語交流事業 開催：52 回</p> <p>2 地域での日本語教育支援</p> <p>(1) 日本語教室 開催：40 回</p> <p>3 自立支援通訳等派遣</p> <p>(1) 自立支援通訳員派遣 派遣回数：370 回 (2) 自立指導員派遣 派遣回数：48 回</p> <p>4 地域生活支援プログラム事業</p> <p>(1) 日本語教室に通学する交通費等の支給 支給延人数：52 人 (2) 生活相談</p> <table border="0"> <tr> <td>就労</td> <td>0 件</td> <td>日本語学習</td> <td>6 件</td> <td>医療・健康</td> <td>155 件</td> <td>介護</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>家族関係</td> <td>7 件</td> <td>人間関係</td> <td>0 件</td> <td>在留資格</td> <td>0 件</td> <td>金銭</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>通訳・翻訳</td> <td>10 件</td> <td>制度手続</td> <td>91 件</td> <td>その他</td> <td>81 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		就労	0 件	日本語学習	6 件	医療・健康	155 件	介護	4 件	家族関係	7 件	人間関係	0 件	在留資格	0 件	金銭	0 件	通訳・翻訳	10 件	制度手続	91 件	その他	81 件		
就労	0 件	日本語学習	6 件	医療・健康	155 件	介護	4 件																			
家族関係	7 件	人間関係	0 件	在留資格	0 件	金銭	0 件																			
通訳・翻訳	10 件	制度手続	91 件	その他	81 件																					

事業名	災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）	一部都補助（都 1/2、区 1/2）
概要	<p>1 避難行動要支援者名簿</p> <p>災害対策基本法に基づいた避難行動要支援者名簿を作成し、本人同意に基づいて避難支援等関係者に配布します。</p> <p>(名簿登録対象者)</p> <p>区内居住者のうち、次のいずれかに該当する方（施設入所者等を除く。）</p> <p>ア 65 歳以上で要介護 3～5 イ 視覚障がい 1・2 級 ウ 下肢障がい又は体幹機能障がい 1～3 級 エ 移動機能障がい 1～4 級 オ 聴覚障がい 2・3 級 カ 愛の手帳 1～4 度 キ 65 歳以上のひとり暮らしで避難行動に支援が必要な方 ク その他、避難行動に支援が必要な方</p> <p>(避難支援等関係者)</p> <p>警察署、消防署、民生委員、自治会・町会、地域包括支援センター</p>	

	<p>2 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画 災害時に特に避難支援が必要とされる在宅で常時人工呼吸器を使用している方について、訪問看護ステーションに委託して災害時の個別支援計画を作成します。また、個別支援計画作成より原則2年を経過した方を対象に、計画の更新を行います。</p> <p>3 要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会 自ら避難行動をとることが困難な要配慮者（高齢者・障がい者）、家族及び介護事業者等支援者が、避難行動計画であるマイ・タイムラインの必要性について理解を深め、作成することで、要配慮者が適切な避難行動ができ、風水害時における防災意識の向上を図ることを目的として開催します。</p>
実績	<p>1 避難行動要支援者名簿の更新 1回</p> <p>2 在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の作成 新規作成 1件 計画更新 10件</p> <p>3 要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会 要配慮者と家族向け 開催 2回 参加人数 38人 介護事業者等向け 開催 2回 参加団体 約90団体</p>

事業名	旧軍人等に対する援護事務	法定1（都10/10）
概要	<p>(目的)</p> <p>1 特別弔慰金関係 公務等のために殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に対し、国として弔慰の意を表することを目的とします。</p> <p>2 国債買上貸付事務 毎年定期的に償還している国債を、例外として生活保護受給者に対し国が買い上げによる一括償還並びに個人事業資金の担保貸付を行います。</p> <p>(内容)</p> <p>1 特別弔慰金関係 (1) 特別弔慰金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の遺族のうち基準日において公務扶助料等の受給権者のいない遺族に国債が支給される。</p> <p>(2) 戦没妻特別給付金 満州事変以後の戦傷病死した軍人、軍属等の妻や父母等であって、基準日において公務扶助料を受ける権利のある者に国債が支給される。</p> <p>(3) 戦傷妻特別給付金 基準日において傷病年金等の給付を受けていた戦傷病者と婚姻関係にある妻に国債が支給される。</p> <p>2 国債買上貸付事務 (1) 特別買上償還 毎年定期的に償還している国債を一括して買い上げる。 (2) 担保貸付 国債記名者が事業資金を必要とする場合、国債を担保に金融公庫等から貸付を受けることができる。</p> <p>(対象)</p> <p>1 特別弔慰金関係 戦没者等の遺族及び戦没者等の妻、戦傷病者の妻 2 国債買上貸付事務 生活保護受給者及び低所得世帯</p>	
実績	<p>1 特別弔慰金関係 特別弔慰金進達 307件 特別弔慰金国債交付 889件 戦没妻特別給付金進達 0件 戦没妻特別給付金国債交付 0件 戦傷妻特別給付金進達 4件 戦傷妻特別給付金国債交付 0件</p> <p>2 国債買上貸付事務 買上償還証明書発行 0件 担保貸付 0件</p>	

事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	国補助 (10/10)
概要	<p>1 目的 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施します。</p> <p>2 支給対象者 令和3年12月10日（基準日）において、市町村（特別区を含む。）の住民基本台帳に記録されている者で次のいずれかに該当する世帯の世帯主 （1）令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯） （2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、非課税世帯である世帯と同様の事情があると認められる世帯（家計急変世帯） ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。</p> <p>3 支給額 1世帯あたり10万円</p>	
実績	臨時特別給付金支給世帯 55,712世帯（令和3年度末現在）	

高齢福祉課・地域福祉課 事業一覧

事業名	地域包括ケアシステムの深化・推進 区																																				
概 要	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターを核として、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を着実に実行します。</p> <p>実行に当たっては、特別出張所を単位とした18地域ごとの日常生活圏域を中心に、地域力を活かした地域包括ケアシステムを構築していきます。</p> <p>(主な内容) 1 地域ケア会議の開催 2 生活支援サービスの体制整備 3 在宅医療・介護連携の推進</p>																																				
実 績	<p>地域ケア会議の開催</p> <p>1 個別レベル会議</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>支援困難ケース</th> <th>自立支援ケース</th> <th>ケアマネ支援</th> <th>その他</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討件数</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">57</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">115</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 日常生活圏域レベル会議 (18 地区で実施、4 基本圏域で集計)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 基本圏域レベル会議</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 区レベル会議 1回</p> <p>※令和3年度の地域ケア会議は、個別レベル、日常生活圏域レベル会議ともに、昨年度より開催件数が増加（前年度：個別レベル83件、日常生活圏域レベル21件）。日常生活圏域レベル会議は「新型コロナウイルスワクチン接種の予約支援」や「コロナ禍における、高齢者の引きこもり防止・フレイル予防の取り組み・認知症高齢者の見守り支援」等をテーマとして、全地域で開催された。</p>		支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合 計	検討件数	49	57	9	0	115		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	実施回数	5	20	13	8	46		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	実施回数	1	1	1	1	4
	支援困難ケース	自立支援ケース	ケアマネ支援	その他	合 計																																
検討件数	49	57	9	0	115																																
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																																
実施回数	5	20	13	8	46																																
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																																
実施回数	1	1	1	1	4																																

事業名	災害時における要支援者対策の推進 区
概 要	<p>1 避難行動要支援者名簿</p> <p>要介護3以上に認定された高齢者等で、災害時に自力で避難することが困難な方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。</p> <p>◎詳細は、P21「災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 福祉避難所の整備</p> <p>学校避難所での避難生活が困難な要配慮者の安全確保を図っていくため、福祉避難所の整備を進めています。</p>
実 績	<p>1 福祉避難所 30 施設</p> <p>2 補完福祉避難所 6 施設</p> <p style="text-align: right;">(令和4年3月末現在)</p>

事業名	福祉サービス普及事業	区
概要	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド (目的) 保健福祉サービスに関する施策などを区民にわかりやすく説明したサービスガイドを作成し、保健福祉施策の周知を図ります。</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック (目的) 高齢者に関する諸制度、施策等をわかりやすく説明した冊子を作成し、区民からの相談・助言の手引き書とします。 (内容) 「高齢者保健福祉のハンドブック」を関係職員及び民生委員、関係機関等に配布します。</p>	
実績	<p>1 高齢者のための保健福祉サービスガイド 10,000 部</p> <p>2 高齢者保健福祉のハンドブック 1,700 冊</p>	

事業名	高齢者の民間賃貸住宅確保事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	<p>大田区生活支援付すまい確保事業 (目的) 住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある低所得高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まいの確保に関する支援と見守りなど下記の生活支援を一体的に提供します。</p> <p>1 不動産店への同行や不動産情報などの収集を行い、入居契約につながるようお手伝いをします。</p> <p>2 入居後の電話などによる安否確認、訪問による見守りを行い、安心して生活できるようにお手伝いします。</p> <p>3 対象の高齢者及び家主からの相談に対応します。</p> <p>(対象者) 建築調整課が実施している「高齢者等住宅確保支援事業」で民間賃貸住宅の入居契約ができなかった、大田区内に1年以上居住している 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上と 60 歳以上の方のみで構成される世帯。</p>	
実績	<p>申込件数 42 件</p> <p>入居契約成立件数 16 件</p>	

事業名	シニアクラブ運営助成 (1) 単位クラブ助成	都補助 (都 2/3、区 1/3)
概要	<p>(目的) ボランティア、健康の増進、生きがいを高めるための活動を行っているシニアクラブに対し、その運営費を助成し、高齢者福祉の増進に資します。</p> <p>(対象) 「大田区シニアクラブ運営要綱」に準拠して運営されるシニアクラブで、設立後 3 か月以上活動を続けているクラブが対象となります。</p>	

実績	<p>登録クラブ数：154 クラブ（助成クラブ数：152 クラブ／休会：2クラブ）</p> <p>会員数：14,269人（令和3年4月1日現在）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会奉仕活動（防犯防災活動・地域のボランティア・地域交流活動） 3,294回（令和3年度件数） 2 健康を進める活動（心身の健康増進や介護予防に関する運動等） 8,141回（令和3年度件数） 3 生きがいを高める活動（学習会・教養講座・文化伝承活動等の各種活動） 4,443回（令和3年度件数） 4 その他社会活動（総会・役員会・定例会・会報、資料印刷等） 3,174回（令和3年度件数）
----	--

事業名	シニアクラブ運営助成（2）シニアクラブ連合会助成 都補助（都2/3、区1/3）
概要	（目的） 会員の福祉の向上とシニアクラブの発展のために、シニアクラブ連合会が実施する事業に対して助成します。
実績	<p>（主な実施事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連合会定例理事会（月1回） ※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不定期開催 2 連合会事業 <ol style="list-style-type: none"> ①シニア連だより発行（1月） ②いきいきクラブ体操活動 ③ゲートボール大会（11月）④民踊大会（6月） ⑤東老連輪投げ大会（6月）⑥輪投げ競技大会（9月） ⑦カラオケコンクール大会（10月）⑧文芸作品展（11月） ⑨囲碁将棋親善大会（2月）⑩女性部活動（通年） <p>※令和3年度は、④～⑨については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止</p> 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・活動別研修（全老連各種研修会・東老連会議、各種研修会・健康づくり大学校受講等） ・OTAふれあいフェスタ・高齢者交通安全のつどい・赤い羽根共同募金等 <p>※令和3年度は、健康づくり大学校受講と赤い羽根共同募金を除き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により参加中止</p>

事業名	公益社団法人大田区シルバー人材センター助成 都補助（都1/2、区1/2）
概要	（目的） 自らの能力や経験を生かして働きたい高齢者や短時間労働を希望する高齢者などを会員として登録し、働く機会を確保するとともに、地域社会の発展に貢献することを目的としている公益社団法人大田区シルバー人材センターが、円滑な事業運営を図るために助成します。
実績	<p>会員数 3,026人 就業率 54.10%</p> <p>受託件数 17,196件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全就業の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・入会時研修（年 66 回） ・自転車実技講習会 ・安全パトロール（毎月実施） ・事故未然防止講習会等各種研修、体力測定会、交通安全講習会 <p>※令和 3 年度は体力測定、交通安全講習会は中止</p> <p>2 適正就業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注時現場訪問 ・就業訪問 <p>3 就業開拓提供等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業開拓コーディネーターによる他周知活動 ・ホームページ掲載 ・イベント時の広報活動、ボランティア、社会奉仕活動事業 <p>※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント時の広報活動は中止、ボランティア、社会奉仕活動事業は一部実施</p>
--	---

事業名	大田区シルバー人材・保育アシスタント事業	都補助（都 10/10）															
概 要	<p>大田区シルバー人材センターの労働者派遣事業(シルバー派遣事業)の対象を保育・子育て支援分野(保育・調理等の業務補助)へ拡大し、都と連携してシルバー人材センターの取り組みを支援します。</p> <p>1 保育補助等の担い手(保育アシスタント)となる高齢者の掘り起しのために、事業説明会や養成講座を実施します。</p> <p>2 保育園や幼稚園を運営する事業者等への周知や広報活動を行い、就業開拓や円滑な事業運営を推進します。</p>																
実 績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 80%;">対象者</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">46 人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保育補助希望者への説明会</td> <td style="text-align: right;">32回</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>就業前研修</td> <td style="text-align: right;">15回</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>保育補助業務講習会</td> <td style="text-align: right;">2回</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>事業者等への周知(広報活動)</td> <td style="text-align: right;">138 回</td> </tr> </table>		1	対象者	46 人	2	保育補助希望者への説明会	32回	3	就業前研修	15回	4	保育補助業務講習会	2回	5	事業者等への周知(広報活動)	138 回
1	対象者	46 人															
2	保育補助希望者への説明会	32回															
3	就業前研修	15回															
4	保育補助業務講習会	2回															
5	事業者等への周知(広報活動)	138 回															

事業名	高齢者就労支援事業	都補助（都 1/2、区 1/2）									
概 要	<p>(目的) 高齢者が経験や知識、技能や能力を生かし、就労や地域の様々な活動に参加できるような情報提供やきっかけづくりを進めます。</p> <p>(内容) 「大田区 いきいき しごと ステーション」の次の事業運営経費を補助します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する無料職業紹介事業 2 高齢者に対する就業促進事業 3 高齢者に対する地域における多様な働き方に対する支援事業 <p>(対象) おおむね 55 歳以上</p>										
実 績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 80%;">求職者数</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">2,058 人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>就職者数</td> <td style="text-align: right;">124 人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>求人開拓件数</td> <td style="text-align: right;">2,179 件</td> </tr> </table>		1	求職者数	2,058 人	2	就職者数	124 人	3	求人開拓件数	2,179 件
1	求職者数	2,058 人									
2	就職者数	124 人									
3	求人開拓件数	2,179 件									

4	就職促進事業等参加者数（各種セミナー、面接会等）	3,255 人
5	社会参加等に関する相談者数	456 人（100 件）

事業名	いきいき高齢者入浴事業	区
概要	<p>（目的）入浴証を発行し、公衆浴場利用料金の一部を区が負担することにより、健康維持や地域でのふれあいを推進し、閉じこもり防止を図ります。</p> <p>（内容）入浴証は、ご本人負担 200 円で年間 36 回、ご本人負担 0 円で年間 1 回、公衆浴場で利用できます。</p> <p>（対象）70 歳以上の方</p>	
実績	入浴証引換人数：29,775 人 利用回数：延 435,362 回	

事業名	おおた介護予防応援事業	都補助（都 1/2、区 1/2）
概要	<p>（目的）利用者本人とサービス提供事業者が一体となって利用者自らが日常生活で「できる」ことを増やしていくための取組を評価することで、事業者の取組意欲の向上を促し、より質の高いケアの提供を図り、大田区における介護予防の取組のより一層の推進をめざします。</p> <p>（内容）令和 2・3 年度の検討内容を踏まえた、第 2 期事業の円滑な実施に取り組みます。</p>	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 2 期事業に向けて事業検討会を実施 2 第 2 期事業の広報（説明会のオンライン開催・パンフレット配布） 3 第 2 期事業のエントリー受付開始 4 第 1 期事業における優秀事例の普及（総合事業事業者研修会等で動画を上映） 	

事業名	要介護高齢者支援事業（1）高齢者出張理髪・美容サービス	区
概要	<p>（目的）ねたきりの状態にあつて日常生活に支障のある高齢者に対して、理髪・美容を行うことにより、高齢者の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>（内容）理髪（調髪及び顔そり）・美容（カットのみ）を対象者宅において行います。希望者に利用券を年間 4 枚（10 月 1 日以降は 2 枚）配布します。</p> <p>（対象）65 歳以上の常時ねたきりで、理・美容店に行くことが困難な方</p>	
実績	出張理容利用人数 延 740 人 出張美容利用人数 延 659 人	

事業名	要介護高齢者支援事業（2）高齢者寝台自動車利用助成事業	区
概要	<p>（目的）ねたきり状態にある高齢者が、老人福祉施設・老人保健施設・ショートステイへの入所、転院、入退院、通院等で寝台自動車を利用するとき、利用料金の一部を助成し、利用者及びその家族の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>（内容）希望者に 5,000 円の補助券を年間 6 枚（10 月 1 日以降は 3 枚）配布します。</p> <p>（対象）65 歳以上の常時ねたきりで、寝台車による以外に移動の手段をもたない方</p>	

実績	利用人数 延 895 人
----	--------------

事業名	要介護高齢者支援事業 (3) 高齢者健康回復事業 区
概要	(目的) ねたきりの状態にあつて、日常生活に支障のある高齢者及び介護者に対し、マッサージ等を行うことにより、疲労回復、健康増進を図ります。 (内容) はり・きゅう・マッサージを、対象者の居宅又は区が指定する治療院において行います。 希望者に利用券を年間4枚(10月1日以降は2枚)配布します。 (対象) 65歳以上の常時ねたきりの方及びその方を在宅で介護している家族
実績	利用人数 延 221 人

事業名	ねたきり高齢者訪問歯科支援事業 区																																
概要	(目的) 歯科医療機関への通院が困難なねたきり高齢者に対し、歯科衛生士による事前確認後、必要に応じ、歯科医師の訪問による歯科健康診査や摂食嚥下機能健診を行い、心身機能の低下防止、健康の保持・向上を図ります。 (対象) 原則として区内に居住する、おおむね65歳以上の在宅でねたきりの状態等にある高齢者																																
実績	(件数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付件数</th> <th>歯科医師会依頼件数</th> <th>歯科健康診査</th> <th>摂食嚥下機能健診</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82 件</td> <td>82 件</td> <td>86 件</td> <td>延 49 件</td> </tr> </tbody> </table> (歯科健康診査結果：86人) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">治療不要</th> <th rowspan="2">経過観察</th> <th rowspan="2">要治療</th> <th colspan="2">指導の必要性</th> <th colspan="4">摂食嚥下機能健診の必要性</th> </tr> <tr> <th>要指導</th> <th>不要</th> <th>問題なし</th> <th>経過観察</th> <th>機能健診</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>5</td> <td>78</td> <td>75</td> <td>11</td> <td>49</td> <td>4</td> <td>33</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	受付件数	歯科医師会依頼件数	歯科健康診査	摂食嚥下機能健診	82 件	82 件	86 件	延 49 件	治療不要	経過観察	要治療	指導の必要性		摂食嚥下機能健診の必要性				要指導	不要	問題なし	経過観察	機能健診	その他	3	5	78	75	11	49	4	33	0
受付件数	歯科医師会依頼件数	歯科健康診査	摂食嚥下機能健診																														
82 件	82 件	86 件	延 49 件																														
治療不要	経過観察	要治療	指導の必要性		摂食嚥下機能健診の必要性																												
			要指導	不要	問題なし	経過観察	機能健診	その他																									
3	5	78	75	11	49	4	33	0																									

事業名	高齢者補聴器購入費助成事業 都補助(都1/2、区1/2)																		
概要	(内容) 聴力機能の低下により家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用として、20,000円を限度に助成します。一人1回限りで、修理代は対象外です。 (対象) 住民税非課税世帯の70歳以上で耳鼻咽喉科の医師が補聴器の使用を必要と認めている方。 ただし、聴覚障がいによる身体障害者手帳を所持している方は、除きます。 (各地域福祉課で実施)																		
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成人数</td> <td>27</td> <td>17</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>助成金額</td> <td>540,000</td> <td>340,000</td> <td>500,000</td> <td>300,000</td> <td>1,680,000</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	助成人数	27	17	25	15	84	助成金額	540,000	340,000	500,000	300,000	1,680,000
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計														
助成人数	27	17	25	15	84														
助成金額	540,000	340,000	500,000	300,000	1,680,000														

事業名	高齢者自立支援住宅改修助成事業	都補助（都 1/2、区 1/2）																								
概 要	<p>（目的）日常生活に支障のある高齢者がいる世帯に対し、住宅の改修に要する費用を助成することにより、高齢者の在宅での生活を支援し、その生活の質の向上を図るとともに介護者の負担を軽減します。</p> <p>（内容）改修費の助成 各種目の基準額の範囲内での助成 自己負担 介護保険の負担割合に準じて1割、2割又は3割の負担 （生活保護法による被保護者等を除く）</p> <p>（対象）区内に住所を有する 65 歳以上で、介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定され身体状況等により住宅の改修が必要と認められる方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定結果</th> <th>改 修 種 目</th> <th>助成対象限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要介護 要支援</td> <td>① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事</td> <td>379,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事</td> <td>156,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事</td> <td>106,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（各地域福祉課で実施）</p>		認定結果	改 修 種 目	助成対象限度額	要介護 要支援	① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円	② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円	③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	106,000 円														
認定結果	改 修 種 目	助成対象限度額																								
要介護 要支援	① 浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円																								
	② 流し、洗面台の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円																								
	③ 便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事	106,000 円																								
実 績	<p>総件数 52 件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糎谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浴槽の取替え</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>流し・洗面台の取替え</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>便器の洋式化</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>			大 森	調 布	蒲 田	糎谷羽田	合 計	浴槽の取替え	12	5	21	5	43	流し・洗面台の取替え	0	0	0	0	0	便器の洋式化	4	1	4	0	9
	大 森	調 布	蒲 田	糎谷羽田	合 計																					
浴槽の取替え	12	5	21	5	43																					
流し・洗面台の取替え	0	0	0	0	0																					
便器の洋式化	4	1	4	0	9																					

事業名	要介護高齢者紙おむつ等支給	区
概 要	<p>（目的）1 要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、当該高齢者及び介助者の経済的・精神的負担を軽減します。</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策を普及啓発することにより、高齢者が紙おむつ等に頼らない生活を継続できるよう支援します。</p> <p>（内容）1-1 カタログの中から希望する商品を選び、毎月 450 点まで区が負担します。 1-2 区が支給する紙おむつを使用できない病院に入院している方に対しては、1 か月につき金額 4,500 円を限度におむつ代を助成します。 2-1 介護予防教室や尿もれ予防教室で講義や実技指導を行います。 2-2 窓口来庁者に、資料等を活用して指導します。</p> <p>（対象）1 区内に住所を有し、かつ、現住する方（生活保護法による被保護者、中国残留邦人等支援法受給者並びに介護療養型医療施設、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設に入所している方を除く。）で、</p> <p>(1) 要介護 3～5 と認定された方 (2) 要介護 1、2 と認定され、傷病による失禁のため、医師が紙おむつを必要と認めた方 (3) 要介護に相当する状態にあり、医療機関に入院中で、傷病による失禁のため医師が紙おむつを必要と認めた 65 歳以上の方</p> <p>2 尿もれ予防・改善対策に関心のある方</p> <p style="text-align: right;">（各地域福祉課で実施）</p>	

実績	1-1 紙おむつ現物給付																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数</td> <td>24,071</td> <td>20,092</td> <td>24,130</td> <td>11,525</td> <td>79,818</td> </tr> <tr> <td>月平均人数</td> <td>2,006</td> <td>1,674</td> <td>2,011</td> <td>960</td> <td>6,651</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	延人数	24,071	20,092	24,130	11,525	79,818	月平均人数	2,006	1,674	2,011	960	6,651																																										
		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																																																							
	延人数	24,071	20,092	24,130	11,525	79,818																																																							
	月平均人数	2,006	1,674	2,011	960	6,651																																																							
	カタログ方式																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>パンツタイプ</th> <th>96,331 個</th> <th>尿取りパット (パンツ用含む)</th> <th>117,832 個</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内訳 大森</td> <td>28,282 個</td> <td>内訳 大森</td> <td>36,047 個</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>24,352 個</td> <td>調布</td> <td>31,304 個</td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>29,243 個</td> <td>蒲田</td> <td>35,453 個</td> </tr> <tr> <td>糀谷・羽田</td> <td>14,454 個</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>15,028 個</td> </tr> <tr> <th>テープ止めタイプ</th> <th>17,708 個</th> <th>フラットタイプ (シート含む)</th> <th>2,636 個</th> </tr> <tr> <td>内訳 大森</td> <td>5,304 個</td> <td>内訳 大森</td> <td>818 個</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>4,216 個</td> <td>調布</td> <td>648 個</td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>5,675 個</td> <td>蒲田</td> <td>784 個</td> </tr> <tr> <td>糀谷・羽田</td> <td>2,513 個</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>386 個</td> </tr> <tr> <th>パット用ホルダー</th> <th>1,084 個</th> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳 大森</td> <td>327 個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>246 個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒲田</td> <td>347 個</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>糀谷・羽田</td> <td>164 個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	パンツタイプ	96,331 個	尿取りパット (パンツ用含む)	117,832 個	内訳 大森	28,282 個	内訳 大森	36,047 個	調布	24,352 個	調布	31,304 個	蒲田	29,243 個	蒲田	35,453 個	糀谷・羽田	14,454 個	糀谷・羽田	15,028 個	テープ止めタイプ	17,708 個	フラットタイプ (シート含む)	2,636 個	内訳 大森	5,304 個	内訳 大森	818 個	調布	4,216 個	調布	648 個	蒲田	5,675 個	蒲田	784 個	糀谷・羽田	2,513 個	糀谷・羽田	386 個	パット用ホルダー	1,084 個			内訳 大森	327 個			調布	246 個			蒲田	347 個			糀谷・羽田	164 個		
	パンツタイプ	96,331 個	尿取りパット (パンツ用含む)	117,832 個																																																									
	内訳 大森	28,282 個	内訳 大森	36,047 個																																																									
	調布	24,352 個	調布	31,304 個																																																									
蒲田	29,243 個	蒲田	35,453 個																																																										
糀谷・羽田	14,454 個	糀谷・羽田	15,028 個																																																										
テープ止めタイプ	17,708 個	フラットタイプ (シート含む)	2,636 個																																																										
内訳 大森	5,304 個	内訳 大森	818 個																																																										
調布	4,216 個	調布	648 個																																																										
蒲田	5,675 個	蒲田	784 個																																																										
糀谷・羽田	2,513 個	糀谷・羽田	386 個																																																										
パット用ホルダー	1,084 個																																																												
内訳 大森	327 個																																																												
調布	246 個																																																												
蒲田	347 個																																																												
糀谷・羽田	164 個																																																												
1-2 紙おむつ代金給付																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延人数</td> <td>952</td> <td>786</td> <td>1,337</td> <td>645</td> <td>3,720</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	延人数	952	786	1,337	645	3,720																																																	
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																																																								
延人数	952	786	1,337	645	3,720																																																								
2 尿もれ予防・改善対策の普及啓発																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域福祉課</th> <th>地域包括支援センター</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集団指導</td> <td>104</td> <td>1,094</td> <td>1,198</td> </tr> <tr> <td>個別指導</td> <td>151</td> <td>1,220</td> <td>1,371</td> </tr> </tbody> </table>		地域福祉課	地域包括支援センター	合計	集団指導	104	1,094	1,198	個別指導	151	1,220	1,371																																																	
	地域福祉課	地域包括支援センター	合計																																																										
集団指導	104	1,094	1,198																																																										
個別指導	151	1,220	1,371																																																										

事業名	ねたきり高齢者等寝具乾燥	区																														
概要	<p>(目的) 在宅でねたきり等にある高齢者の寝具の水洗い、乾燥消毒をすることにより身体の清潔と快い就寝を確保し、保健衛生の向上を図ります。</p> <p>(対象) 区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で家族の介護が十分に得られない方又はひとり暮らし高齢者で病弱な方</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>																															
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者数(人)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>水洗い・年2回(枚)</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>乾燥消毒・年10回(枚)</td> <td>56</td> <td>37</td> <td>18</td> <td>1</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>廃止者数(人)</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>			大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	登録者数(人)	1	1	3	1	6	水洗い・年2回(枚)	4	8	5	0	17	乾燥消毒・年10回(枚)	56	37	18	1	112	廃止者数(人)	2	1	1	1	5
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計																											
登録者数(人)	1	1	3	1	6																											
水洗い・年2回(枚)	4	8	5	0	17																											
乾燥消毒・年10回(枚)	56	37	18	1	112																											
廃止者数(人)	2	1	1	1	5																											

事業名	高齢者救急代理通報システム 都補助（都 1/2、区 1/2）																																										
概要	<p>(目的) 在宅高齢者の緊急事態における安全を確保し、その不安を解消するため、高齢者救急代理通報システムを設置します。</p> <p>(内容) 高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、胸にかけたペンダント型無線発報器等を用いて、区の受託事業者の受信センターに通報することにより、受信センターが救急通報を行い、警備員が自宅に駆けつけます。</p> <p>火災監視については、選択により設置ができます。</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が住民税非課税であり、病弱等により日常生活を営むうえで常時注意を要する方 (各地域福祉課で実施)</p>																																										
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 利用世帯数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>34</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>33</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>2 新規利用世帯数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>3 廃止世帯数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年3月末現在)</p>		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	1 利用世帯数						世帯数	34	13	16	33	96	2 新規利用世帯数						世帯数	0	0	2	6	8	3 廃止世帯数						世帯数	7	4	6	11	28
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																																						
1 利用世帯数																																											
世帯数	34	13	16	33	96																																						
2 新規利用世帯数																																											
世帯数	0	0	2	6	8																																						
3 廃止世帯数																																											
世帯数	7	4	6	11	28																																						

事業名	家族介護者支援事業 (1) 家族介護者支援ホームヘルプサービス事業 都補助（都 1/2・区 1/2）																								
概要	<p>(目的) 要介護4又は5の認定を受け、在宅で家族による介護を受けている方に、ホームヘルパーを派遣することにより、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 身体介護（見守り、排泄、食事や服薬の介助、入浴や清拭など） 生活援助（掃除、洗濯、調理・配膳・片付け、生活必需品の買物など） 自己負担 1割自己負担（生活保護受給者等を除く）</p> <p>(対象) 区内に住所を有し、かつ、大田区に居住する、要介護4又は5の認定を受けている方で、家族により居宅で介護を受けている方 (各地域福祉課で実施)</p>																								
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 森</th> <th>調 布</th> <th>蒲 田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用決定者数</td> <td>225</td> <td>180</td> <td>221</td> <td>81</td> <td>707</td> </tr> <tr> <td>実利用者数</td> <td>140</td> <td>148</td> <td>172</td> <td>74</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td>延利用時間数</td> <td>2,176</td> <td>1,928</td> <td>2,011</td> <td>965</td> <td>7,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年3月末現在)</p>		大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計	利用決定者数	225	180	221	81	707	実利用者数	140	148	172	74	534	延利用時間数	2,176	1,928	2,011	965	7,080
	大 森	調 布	蒲 田	糀谷羽田	合 計																				
利用決定者数	225	180	221	81	707																				
実利用者数	140	148	172	74	534																				
延利用時間数	2,176	1,928	2,011	965	7,080																				

事業名	家族介護者支援事業 (2) 家族介護者交流事業 都補助（都 1/2・区 1/2）
概要	<p>(目的) 介護者の孤立防止と介護知識の習得を図り、介護者の精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) 1 介護家族会の支援（活動場所の提供等） 2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行（年4回）</p>

実績	1 介護家族会の支援（活動場所の提供等） 2 介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行（年4回） 各回5,000部 計20,000部
----	--

事業名	家族介護者支援事業 (3) 裁判員制度在宅要介護者家族支援事業 区
概要	高齢者を在宅で介護している区民が、裁判員候補者及び裁判員として従事した際に、介護サービス費の自己負担分等を助成します。
実績	0人

事業名	ひとり暮らし高齢者支援事業 区
概要	<p>(目的) ひとり暮らしの高齢者を、申請に基づき区に登録することにより、生活状況を把握し、平時の見守りに活用することで、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を図ります。</p> <p>(内容) 1 緊急連絡先等の登録 2 ふれあい理美容補助券の配布（70歳以上の全登録者） 年2枚（自己負担額 1枚につき1,000円 普通調髪の場合）</p> <p>(対象) 65歳以上でひとり暮らしをしている方</p>
実績	1 登録者数13,982人（令和4年3月末現在） 2 ふれあい理美容補助券（配布枚数） 24,294枚 （利用枚数） 7,044枚（理容4,748枚 美容2,296枚）

事業名	高齢者支え合いネットワークの普及啓発 都補助（都1/2・区1/2） （高齢者見守り体制の充実）
概要	<p>(目的) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域包括支援センターを核として、地域の方と区が連携し、地域力を活用した見守り体制を推進します。</p> <p>(内容) 高齢者見守りキーホルダー登録事業 高齢者見守り推進事業者の登録</p>
実績	1 高齢者見守りキーホルダー新規登録者数 2,807人（実登録者数35,875人） 2 高齢者見守り推進事業者の登録 158事業所

事業名	ふれあいサロン支援事業 区
概要	<p>(目的) 高齢者の活動、交流の場の確保のため、ふれあいサロンを支援します。</p> <p>(内容) 1 区内を中心としたサロン活動の調査 2 サロン活動の周知や普及啓発 3 区民住宅を活用し本羽田ふれあいサロンを実施</p> <p>(対象) 主に65歳以上の高齢者を対象としたサロン活動を行っている団体</p>

実績	サロン活動団体の情報収集及び普及啓発
----	--------------------

事業名	高齢者見守り強化策としての熱中症予防事業	都補助（都1/2・区1/2）								
概要	<p>(目的) 在宅高齢者や地域に対して、熱中症に関する情報提供を円滑かつ効果的に行うとともに、見守り体制の充実を図ります。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問指導 <ol style="list-style-type: none"> (1) 民生委員の協力による、ひとり暮らし高齢者への啓発グッズの配布及び声掛け (2) 地域福祉課職員及び地域包括支援センター職員による訪問指導及び経口補水液の配布 2 老人いこいの家等を活用したセミナーの開催 3 街なかの涼み処の開設 <p>(対象) 主に65歳以上の在宅高齢者</p>									
実績	<table border="0"> <tr> <td>熱中症予防啓発チラシ（大田区作成）の配布</td> <td>40,000 枚</td> </tr> <tr> <td>熱中症啓発グッズ（保冷剤）の配布</td> <td>16,000 個</td> </tr> <tr> <td>経口補水液の配布</td> <td>12,024 本</td> </tr> <tr> <td>地域福祉課及び地域包括支援センター訪問数</td> <td>613 人</td> </tr> </table>		熱中症予防啓発チラシ（大田区作成）の配布	40,000 枚	熱中症啓発グッズ（保冷剤）の配布	16,000 個	経口補水液の配布	12,024 本	地域福祉課及び地域包括支援センター訪問数	613 人
熱中症予防啓発チラシ（大田区作成）の配布	40,000 枚									
熱中症啓発グッズ（保冷剤）の配布	16,000 個									
経口補水液の配布	12,024 本									
地域福祉課及び地域包括支援センター訪問数	613 人									

事業名	在宅高齢者等訪問相談事業	区						
概要	<p>(目的) 在宅で心身の虚弱な高齢者及びその介護家族に対し、日常生活上の保健福祉に関する専門的な指導等を行い、心身機能の低下防止、健康の保持向上及び福祉の増進を図ります。</p> <p>(対象) 在宅で心身が虚弱状態にある高齢者及びその方を在宅で介護している家族 (訪問指導職種) 保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士 (各地域福祉課で実施)</p>							
実績	<p>常勤及び委託指導員により訪問を実施 858 回</p> <table border="1"> <tr> <td>保健師 329</td> <td>理学療法士 148</td> <td>作業療法士 16</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士 0</td> <td>管理栄養士 36</td> <td>歯科衛生士 329</td> </tr> </table>		保健師 329	理学療法士 148	作業療法士 16	言語聴覚士 0	管理栄養士 36	歯科衛生士 329
保健師 329	理学療法士 148	作業療法士 16						
言語聴覚士 0	管理栄養士 36	歯科衛生士 329						

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 地域包括支援センター運営	国補助（国 38.5%、 都 19.25% 区繰出金 19.25% 1号保険料 23.0%）
概要	<p>(目的) 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、包括的支援事業等を地域において一体的に実施します。大田区は、地域包括支援センターの運営が円滑に実施されるよう、地域包括支援センターの職員研修等を行います。また、シニアステーション事業（委託）については、高齢者の元気維持や介護予防に関す</p>	

	<p>る取り組みを地域包括支援センターと一体的に行います。</p> <p>(地域包括支援センターの主な業務内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防ケアマネジメント 2 総合相談支援 3 権利擁護支援 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援(介護支援専門員に対する支援) 5 サービス申請代行 <p>(実施場所) 地域包括支援センター22か所(令和4年4月1日現在)</p> <p>(名称) 大森、平和島、入新井、馬込、南馬込、徳持、新井宿(大森医師会)、嶺町、田園調布、たまがわ、久が原、上池台、千束(田園調布医師会)、六郷、西六郷、やぐち、西蒲田、蒲田、蒲田東(蒲田医師会)、大森東、糀谷、羽田</p> <p>(機能強化)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業評価を通じて地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。 2 地域包括支援センター案内用リーフレットを作成します。 <p>(シニアステーション事業(委託)の実施場所) 令和4年4月1日現在</p> <p>(名称) 馬込、南馬込、東嶺町、田園調布、田園調布西、羽田</p>														
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 相談(個別)台帳数</td> <td>42,794件</td> </tr> <tr> <td>2 相談件数 (新規相談7,395件、継続相談183,734件)</td> <td>191,129件</td> </tr> <tr> <td>3 権利擁護件数(総合相談の再掲)</td> <td>6,403件</td> </tr> <tr> <td>4 介護支援専門員支援件数</td> <td>17,898件</td> </tr> <tr> <td>5 地域包括支援センター運営協議会</td> <td>3回開催</td> </tr> <tr> <td>6 地域包括支援センター職員研修</td> <td>4回実施</td> </tr> <tr> <td>7 法務支援</td> <td>36件実施</td> </tr> </table>	1 相談(個別)台帳数	42,794件	2 相談件数 (新規相談7,395件、継続相談183,734件)	191,129件	3 権利擁護件数(総合相談の再掲)	6,403件	4 介護支援専門員支援件数	17,898件	5 地域包括支援センター運営協議会	3回開催	6 地域包括支援センター職員研修	4回実施	7 法務支援	36件実施
1 相談(個別)台帳数	42,794件														
2 相談件数 (新規相談7,395件、継続相談183,734件)	191,129件														
3 権利擁護件数(総合相談の再掲)	6,403件														
4 介護支援専門員支援件数	17,898件														
5 地域包括支援センター運営協議会	3回開催														
6 地域包括支援センター職員研修	4回実施														
7 法務支援	36件実施														

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概要	<p>高齢福祉課所管施設の維持管理</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター、シニアステーションの維持管理を行います。 ・シルバー人材センター大森西作業室(区民活動施設こらぼ大森内)の管理代行委託及び同施設の維持修繕を行います。 <p>(対象施設) 令和4年4月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター大森西作業室 ・地域包括支援センター22所 ・シニアステーション6所 	

実績	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアステーション南馬込の1階床改修工事、シニアステーション田園調布西の扉交換工事 ・地域包括支援センター南馬込トイレ扉改修工事及びキュービクル外側塗装、地域包括支援センター馬込の正面入口自動ドア装置交換及び排水管修理、地域包括支援センター大森の照明器具修理工事、キャビネット転倒防止固定工事及び網戸設置工事、地域包括支援センター新井宿の扉防犯対策工事、地域包括支援センター田園調布の事務室内コンセント増設工事及びガラスフィルム貼付工事 ・シルバー人材センター大森西作業室の管理代行委託
----	--

事業名	地域包括支援センター運営推進	区				
概要	<p>地域包括支援センターが実施する介護予防支援業務の推進、機能強化を図ります。</p> <p>(主な内容)</p> <p>1 要支援1・2の方の介護予防サービス等を適切に行うことができるよう、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として介護予防ケアプラン作成に係る業務を行います。</p>					
実績	<p>介護予防ケアプラン（要支援1・2）の作成</p> <table> <tr> <td>新規作成件数</td> <td>999件</td> </tr> <tr> <td>給付管理件数</td> <td>延 32,593件</td> </tr> </table>		新規作成件数	999件	給付管理件数	延 32,593件
新規作成件数	999件					
給付管理件数	延 32,593件					

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 包括的支援事業 地域包括支援センター新設・移転	国補助（国 38.5%、 都 19.25% 区繰出金 19.25%、 1号保険料 23.0%）
概要	<p>地域包括支援センターの新設及び移転事業</p> <p>(目的) 地域包括支援センターが有する所管地域の地域包括ケアシステムの中核としての拠点機能を強化するため、大田区公共施設等総合管理計画に基づき、地域包括支援センター及びシニアステーションの新設及び移転を行います。</p> <p>(内容) 新設・移転に伴い、地域包括支援センター及びシニアステーションの運営を委託する法人の選定、準備・引継委託、新設・移転先施設の改修工事等を実施します。</p>	
実績	<p>令和3年6月の地域包括支援センター大森の暫定移転、令和4年1月の地域包括支援センター田園調布の移転、令和4年5月の地域包括支援センター新蒲田及びシニアステーション新蒲田の新設に向けた準備</p>	

事業名	地域包括支援センター新設・移転	区
概要	地域包括支援センターの新設及び移転事業のうち、介護保険特別会計に該当しない、新設・移転先の改修工事、維持管理等を実施します。	
実績	令和3年6月の地域包括支援センター大森の暫定移転、令和4年1月の地域包括支援センター田園調布の移転、令和4年5月の地域包括支援センター新蒲田及びシニアステーション新蒲田の新設に向けた準備	

事業名	百歳以上長寿者祝金等の贈呈	区
概要	<p>(目的) 多年にわたり社会の進展に寄与した百歳以上の長寿者に祝金を贈呈することにより、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 区長又は職員が居宅を訪問し、満100歳に祝金30,000円、男女最高齢に祝金50,000円を贈呈（訪問が困難な場合は書留郵送等により贈呈）</p> <p>(対象) 8月15日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で 1 年度内に満100歳を迎える方 2 大田区内男女最高齢の方</p>	
実績	祝金贈呈者 171人（郵送贈呈 171人） 1 100歳 169人 2 最高齢者 男女各1名	

事業名	寿祝金贈呈事業	区												
概要	<p>(目的) 高齢者に対し祝金を贈呈することにより敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 区内共通商品券3,000円相当分を贈呈（特養入所者等の方には、現金で支給）</p> <p>(対象) 8月15日現在かつ贈呈時に区内に住所を有する方で、年度内に満88歳を迎える方</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>													
実績	支給人数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷羽田</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>88歳</td> <td>975</td> <td>877</td> <td>953</td> <td>456</td> <td>3,261</td> </tr> </tbody> </table>			大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計	88歳	975	877	953	456	3,261
	大森	調布	蒲田	糀谷羽田	合計									
88歳	975	877	953	456	3,261									

事業名	認知症検診推進事業	都補助（都10/10）
概要	<p>(目的) 認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、検診で認知症の疑いのある人を発見し、専門医療機関等につなげることで、認知症の早期発見・早期対応を推進します。また、受診者全員に地域包括支援センターを案内し、今後の生活支援につなげます。</p>	

	(主な内容) 1 事業対象者（区内在住で、年度内に70歳または75歳に到達する方）への認知症検診案内パンフレット、受診券等の送付 2 大田区三医師会への認知症検診業務委託
実績	1 事業対象者への認知症検診案内パンフレット、受診券の送付人数 14,913人 2 検診受診者数 271人

事業名	高齢者虐待防止事業	都補助（都1/2、区1/2）
概要	高齢者虐待防止及び早期発見のため、高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援していきます。	
実績	1 高齢者虐待に係る相談・通報件数 （内 訳）養護者による虐待 介護施設従事者等による虐待	315 件 283 件 32 件
	2 高齢者虐待防止対応研修の開催	5回

事業名	リモート型介護予防事業	国補助（保険者機能強化推進 交付金10/10）
概要	<p>(目的) 高齢者の心身の健康維持と地域とのつながりを維持・継続できるよう、新しい生活様式に対応したオンライン環境を活用した介護予防事業を実施します。</p> <p>(主な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リモート型介護予防教室事業 2 オンライン環境を活用した地域間交流事業 3 高齢者のデジタル機器活用推進事業 <p>(実施場所)</p> <p>老人いこいの家11館、シニアステーション糀谷、その他区施設</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所に、老人いこいの家4館とその他区施設を新設。 ・デジタル機器活用推進事業について、受講者自身のスマートフォンを使った講座、リモート型介護予防教室を自宅等で視聴するための講座を新設。 	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 リモート型介護予防教室事業 計75回配信。延べ2,052人参加。 2 オンライン環境を活用した地域間交流事業 計3回実施。延べ137人参加。 3 高齢者のデジタル機器活用推進事業 計51回実施。延べ339人参加。 	

事業名	老人いこいの家の管理運営 区															
	<p>(目的)</p> <p>高齢者に教養の向上、レクリエーション及び介護予防等のための場を提供し、高齢者の心身の健康増進を図ることを目的としています。広間・静養室・娯楽室等があり、昼間は高齢者の施設として利用ができ、夜間は会合等のため一般にも開放しています。また、大森東・仲池上・東糞谷・東六郷・仲六郷・山王高齢者センターの6館には集会室が併設されており、午前中から夜間まで有料で一般に開放を行っています。</p> <p>元気アップ教室等で使用する部屋のフローリング化に伴い、テーブルや椅子を順次新調するなど、より多くの高齢者に健康増進の場を提供できるよう、利用環境の改善を行っています。</p> <p>(対象)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 無料利用（午前9時～午後5時） 60歳以上の区内在住または在勤者（付添い人含む） 2 有料利用（夜間利用・集会室） 区内在住または在勤者（年齢不問） *シニアクラブが利用する場合は無料 <p>(主な事業)</p> <table border="1" data-bbox="411 969 1380 1216"> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>元気アップ教室</td> <td>令和4年4月～令和5年3月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>毎日健康体操（自由参加）</td> <td>各施設によって時間が異なります。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>敬老マッサージ（予約制）</td> <td>原則毎月3回、1日10人定員</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入浴事業</td> <td>火・木・金の午後（久が原は、除く。）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>敬老行事</td> <td>9月 各施設によって日時は異なります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(老人いこいの家等あり方検討委員会)</p> <p>老人いこいの家、区民センター高齢者施設（ゆうゆうくらぶ）及びシニアステーションを対象に、検討委員会を立ち上げ施設機能のあり方を検討します。令和3年度は「求めるべき施設機能等」について検討し、令和4年度は「施設の適正配置の考え方」について検討します。</p>	1	元気アップ教室	令和4年4月～令和5年3月	2	毎日健康体操（自由参加）	各施設によって時間が異なります。	3	敬老マッサージ（予約制）	原則毎月3回、1日10人定員	4	入浴事業	火・木・金の午後（久が原は、除く。）	5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。
1	元気アップ教室	令和4年4月～令和5年3月														
2	毎日健康体操（自由参加）	各施設によって時間が異なります。														
3	敬老マッサージ（予約制）	原則毎月3回、1日10人定員														
4	入浴事業	火・木・金の午後（久が原は、除く。）														
5	敬老行事	9月 各施設によって日時は異なります。														
実績	<p>(老人いこいの家)</p> <p>(1) 総館数 15館 (2) 年間利用者数 延 107,811人 (3) 利用登録者数（新規・再発行）415人 (4) 有料施設利用件数 2,078件 (5) 1日平均利用者数1館当たり 24人 (6) 開館日数 平均295日</p> <p>(事業)</p> <table data-bbox="387 1780 1316 1910"> <tbody> <tr> <td>敬老マッサージ</td> <td>15館で毎月3回実施</td> <td>利用者</td> <td>延</td> <td>4,303人</td> </tr> <tr> <td>元気アップ教室</td> <td>15館で75講座実施</td> <td>参加者</td> <td>延</td> <td>26,062人</td> </tr> <tr> <td>毎日健康体操</td> <td>15館で15講座実施</td> <td>受講者数</td> <td>延</td> <td>13,947人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(老人いこいの家等あり方検討委員会)</p> <p>検討委員会 5回開催</p>	敬老マッサージ	15館で毎月3回実施	利用者	延	4,303人	元気アップ教室	15館で75講座実施	参加者	延	26,062人	毎日健康体操	15館で15講座実施	受講者数	延	13,947人
敬老マッサージ	15館で毎月3回実施	利用者	延	4,303人												
元気アップ教室	15館で75講座実施	参加者	延	26,062人												
毎日健康体操	15館で15講座実施	受講者数	延	13,947人												

事業名	シルバーピアの管理	国補助・都補助
概要	<p>(目的) 高齢者の特性に配慮した安全で利便性の高い住宅を供給することにより、住宅に困窮する高齢者の生活の安定と福祉の増進に寄与します。</p> <p>(対象者) 現に住宅に困窮し、申込者本人が引き続き区内に3年以上住んでいる65歳以上の単身又は二世帯(同居者の年齢60歳以上)年1回公募</p> <p>(管理戸数) 単身世帯296戸 二世帯用106戸</p>	
実績	<p>入居実績数 単身世帯25世帯、二世帯8世帯</p> <p>指定管理者 (株)大田まちづくり公社</p>	

事業名	高齢者アパートの管理	区
概要	<p>(目的) 住宅に困窮する高齢者に対し、区が借り上げた民間アパートを使用させることにより、生活の安定を図ります。</p> <p>(対象者) 現に住宅に困窮し、申込者本人が引き続き区内に3年以上住んでいる65歳以上の単身又は二世帯(同居者の年齢60歳以上)</p> <p>(相談及び申込先) 各地域福祉課・各生活福祉課・高齢者住宅管理窓口(申込は随時)</p> <p>(管理戸数) 単身世帯146戸 二世帯用15戸</p>	
実績	<p>入居実績数 単身世帯19世帯、二世帯3世帯</p> <p>指定管理者 (株)大田まちづくり公社</p>	

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 介護予防・日常生活支援総合事業	国補助(国25%、都12.5%、 支払基金交付金27%、 区繰出金12.5%、1号保険料23%)
概要	<p>(目的) 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多様な主体による介護予防や生活支援の体制づくりを進めます。</p> <p>(内容) 1 介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス)では、本人の自助の取り組みをサポートします。</p> <p>2 一般介護予防事業では、高齢者の元気維持のための介護予防事業の拡充及び住民主体の介護予防の取り組みを推進します。</p> <p>3 地域の介護予防や支え合いの担い手を育成します。</p>	
実績	<p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 通所型サービス(専門職による生活・運動機能訓練)</p> <p>給付費 470,485,853円</p> <p>延利用数 21,326人 129,408回</p> <p>(2) 訪問型サービス(専門職による生活支援)</p> <p>給付費 133,199,260円</p> <p>延利用数 8,976人 47,835回</p> <p>(3) 絆サポート(住民主体による生活支援)</p> <p>委託費 11,285,133円</p> <p>延利用数 2,211人 8,179回</p> <p>(4) 元気アップリハ(訪問型短期機能訓練)</p> <p>委託費 1,542,800円</p> <p>延利用数 112人 551回</p>	

	<p>2 一般介護予防事業（元気度がアップする事業）</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業（いきいき公園体操等） 延 47,737 人参加（内いきいき公園体操 5か所 92回 延 1,846 人参加）</p> <p>(2) 地域介護予防活動支援事業（ボランティアポイント制度事業等） 延 1,437 人参加</p> <p>(3) 地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリテーション専門職派遣件数 76 件</p> <p>(4) 一般介護予防事業評価事業（体力測定会等） 延 132 人参加</p>
--	---

事業名	<p>おおたフレイル予防事業</p> <p>国補助（国 25%、都 12.5%、 支払基金交付金 27% 区繰出金 12.5%、1号保険料 23%）</p>
概要	<p>（目的）高齢者のフレイルを予防し、健康寿命を延伸するため、フレイル予防の3要素「運動」「栄養」「社会参加」に地域で取り組み、元気な高齢者を増やすことを目指します。</p> <p>（内容）1 フレイル予防の啓発活動を実施します。 2 フレイル予防実践講座、リーダー養成講座を実施します。</p>
実績	<p>1 フレイル予防取り組みの普及・啓発</p> <p>(1) 区報やホームページ、区設掲示板等を使い、自宅で出来るフレイル予防の取り組みなど、高齢者の心身の健康維持のための情報発信を行いました。</p> <p>(2) 1月29日～2月3日にグランデュオ蒲田でフレイル予防活動パネル展を実施し、フレイル予防のポイントや区全体および各地域の取り組みを紹介しました。</p> <p>2 地域の担い手の育成</p> <p>(1) 「フレイル予防リーダー養成講座（4日制）」を実施。 第1回 6月～9月 18グループ、計28人参加 第2回 9月～12月 11グループ、計22人参加</p> <p>(2) リーダー養成講座修了者のフォローアップとして「フレイル予防実践講座」を実施。 第1回 10月 10グループ、計11人参加 第2回 1月 6グループ、計11人参加</p>

【介護保険特別会計事業】

事業名	<p>地域支援事業 包括的支援事業 認知症総合支援事業</p> <p>国補助（国 38.5%、都 19.25%、 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）</p>
概要	<p>（目的）認知症についての普及啓発に係る広報の実施、認知症高齢者やその家族を日常生活場面において、できる範囲での支援をする「認知症サポーター」の育成や、地域包括支援センターと医療機関との連携により、認知症高齢者の早期診断・対応に取り組む等、認知症高齢者が安心して住み続けることができる地域づくりを目指します。</p>

実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 「大田区認知症サポートガイド」の配布 2 認知症サポーター養成講座の開催 50回 受講者 1,394人 (累計 33,269人) 3 認知症サポーターステップアップ研修の開催 1回 受講者 14人 (累計 14人) 4 認知症支援コーディネーター配置 1人 5 認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの配置による、認知症の早期診断・早期対応及び医療介護連携の推進 6 認知症カフェの運営支援 25か所 7 若年性認知症支援相談窓口の運営 8 高齢者見守りアイコンシール及び見守りシール、介護マークの配布 (地域包括支援センター全 22 か所で実施) 9 大田区行方不明高齢者等情報配信事業の実施(高齢者見守りメール) 配信件数 8件
----	--

【介護保険特別会計事業】

事業名	地域支援事業 国補助 (国 38.5%、都 19.25%、 地域支え合い推進事業 (生活支援体制整備事業) 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%)
概要	<p>(目的) 地域包括ケアシステムの基盤となる地域の高齢者の自助力、互助力の両方を強化推進し、地域の高齢者が地域と繋がり、支え合い、いつまでも住み慣れた地域で生活できるような体制づくりを目指します。</p> <p>(内容) 1 社会資源情報の把握を図り、地域ケア情報見える化サイトへ集約します。 2 支え合い活動の立ち上げ等、通いの場づくりを支援します。 3 自主グループの把握と関係づくりを図り、支え合い活動の展開を支援します。 4 地域団体を把握し関係づくりや協議体の立ち上げ等ネットワークづくりを図ります。 5 見守りささえあいコーディネーターの育成支援を行います。 6 地域ささえあい強化推進員を配置、育成支援を行います。</p> <p>※令和2年度から一部事業について、高齢福祉課から福祉管理課に予算を再配当して実施しています。</p>
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の地域資源を見える化サイトに集約、区内の通いの場の状況を把握 2 生活支援コーディネーターのスキルアップ研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア情報見える化サイト活用促進操作研修 年2回実施 (包括向け操作研修、ケアマネジャー向け web 研修) 3 見える化サイトに集積されたデータから、地域包括支援センター単位の地域資源情報を表示したマップの作成

【介護保険特別会計事業】

事業名	高齢者夜間・休日電話相談	国補助（国 38.5%、都 19.25%、 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	<p>（目的）高齢福祉課相談窓口と連携することで、高齢者や家族が 24 時間いつでも相談でき、迅速で的確なサービス利用に結び付く総合相談及びサービス提供体制を整備します。</p> <p>（内容）区役所が閉庁している時間帯に、高齢者の健康や介護、福祉に関する相談を受付けます。相談は、看護師や介護支援専門員など保健福祉の専門資格を持つ相談員があたります。</p> <p>（対象）原則として、区内在住の 65 歳以上の高齢者とその家族、関係者</p> <p>（相談時間） 月～金曜は、午後 5 時から翌日午前 8 時 30 分 土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は、24 時間</p>	
実績	高齢者ほっとテレフォン 相談件数 1,193 件	

事業名	情報統合・分析システム基盤整備事業	国補助（保険者機能強化推進 交付金 10/10）
概要	<p>（目的）外部のシステムサービスを活用し、住基、介護、高齢、介護予防等のデータを統合する。「大田区版高齢福祉データベース」を構築します。また、システムサービスに組み込まれている各種ツールを活用し、施策効果の発揮、既存事業の検証、他の事業にも活用可能な汎用データの構築、リスクの見える化などのシステムを活用することで介入効果や必要度の高い対象者へ効果的な事業を行います。</p> <p>（主な内容） EBPM（根拠に基づく施策形成）の実現に向けた大田区版高齢福祉データベースの構築と分析機能が搭載されたシステムの導入、運用していきます。</p>	
実績	<p>令和 3 年 11 月～ 地域包括ケアデータ分析サービス（ALWAYS-ICC）導入開始 ※令和 4 年度は分析機能の拡充および国保データベースシステムのデータを追加し、医療と介護の連携を目指します。</p>	

【介護保険特別会計事業】

事業名	介護サービス相談員派遣等事業（新規）	国補助（国 38.5%、都 19.25%、 区繰出金 19.25%、1号保険料 23.0%）
概要	区内介護事業所等のサービスの質の向上、利用者の自立した日常生活の実現、苦情に至る事態の未然防止などを目的として、介護サービス相談員を区内介護事業所等に派遣します。	
事業規模	（予算額） 632,000 円	

介護保険課・地域福祉課 事業一覧

事業名	介護保険料収納等の状況	区																																																
概 要	<p>1 第1号被保険者数 166,661人（令和4年4月1日現在）</p> <p>2 第1号被保険者の保険料（年額）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">第1段階</td> <td style="width: 25%;">18,000円</td> <td style="width: 25%;">第10段階</td> <td style="width: 25%;">129,600円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>28,800円</td> <td>第11段階</td> <td>136,800円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>46,800円</td> <td>第12段階</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>59,040円</td> <td>第13段階</td> <td>169,200円</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>72,000円</td> <td>第14段階</td> <td>190,800円</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>79,200円</td> <td>第15段階</td> <td>212,400円</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>90,000円</td> <td>第16段階</td> <td>234,000円</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>108,000円</td> <td>第17段階</td> <td>255,600円</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>115,200円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※公費による低所得者負担軽減強化により、第1段階から第3段階の保険料率が軽減されています。</p> <p>第1段階 第5段階(基準額)×0.25 第2段階 第5段階(基準額)×0.40 第3段階 第5段階(基準額)×0.65</p>	第1段階	18,000円	第10段階	129,600円	第2段階	28,800円	第11段階	136,800円	第3段階	46,800円	第12段階	144,000円	第4段階	59,040円	第13段階	169,200円	第5段階	72,000円	第14段階	190,800円	第6段階	79,200円	第15段階	212,400円	第7段階	90,000円	第16段階	234,000円	第8段階	108,000円	第17段階	255,600円	第9段階	115,200円															
第1段階	18,000円	第10段階	129,600円																																															
第2段階	28,800円	第11段階	136,800円																																															
第3段階	46,800円	第12段階	144,000円																																															
第4段階	59,040円	第13段階	169,200円																																															
第5段階	72,000円	第14段階	190,800円																																															
第6段階	79,200円	第15段階	212,400円																																															
第7段階	90,000円	第16段階	234,000円																																															
第8段階	108,000円	第17段階	255,600円																																															
第9段階	115,200円																																																	
実 績	<p>保険料収納額 ＜令和3年度＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">最終調定額</th> <th style="width: 20%;">純収入額</th> <th style="width: 30%;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収</td> <td>10,815,232,500円</td> <td>10,815,232,500円</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 現年度分</td> <td>1,614,930,241円</td> <td>1,441,641,414円</td> <td>89.27%</td> </tr> <tr> <td> 滞納繰越分</td> <td>457,483,135円</td> <td>65,288,295円</td> <td>14.27%</td> </tr> <tr> <td>令和3年度計</td> <td>12,887,645,876円</td> <td>12,322,162,209円</td> <td>95.61%</td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料収納額 ＜令和2年度＞</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">最終調定額</th> <th style="width: 20%;">純収入額</th> <th style="width: 30%;">収納率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別徴収</td> <td>10,946,303,430円</td> <td>10,946,303,430円</td> <td>100.00%</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 現年度分</td> <td>1,604,597,024円</td> <td>1,406,959,300円</td> <td>87.68%</td> </tr> <tr> <td> 滞納繰越分</td> <td>466,788,295円</td> <td>63,411,767円</td> <td>13.58%</td> </tr> <tr> <td>令和2年度計</td> <td>13,017,688,749円</td> <td>12,416,674,497円</td> <td>95.38%</td> </tr> </tbody> </table>		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	10,815,232,500円	10,815,232,500円	100.00%	普通徴収				現年度分	1,614,930,241円	1,441,641,414円	89.27%	滞納繰越分	457,483,135円	65,288,295円	14.27%	令和3年度計	12,887,645,876円	12,322,162,209円	95.61%		最終調定額	純収入額	収納率	特別徴収	10,946,303,430円	10,946,303,430円	100.00%	普通徴収				現年度分	1,604,597,024円	1,406,959,300円	87.68%	滞納繰越分	466,788,295円	63,411,767円	13.58%	令和2年度計	13,017,688,749円	12,416,674,497円	95.38%	
	最終調定額	純収入額	収納率																																															
特別徴収	10,815,232,500円	10,815,232,500円	100.00%																																															
普通徴収																																																		
現年度分	1,614,930,241円	1,441,641,414円	89.27%																																															
滞納繰越分	457,483,135円	65,288,295円	14.27%																																															
令和3年度計	12,887,645,876円	12,322,162,209円	95.61%																																															
	最終調定額	純収入額	収納率																																															
特別徴収	10,946,303,430円	10,946,303,430円	100.00%																																															
普通徴収																																																		
現年度分	1,604,597,024円	1,406,959,300円	87.68%																																															
滞納繰越分	466,788,295円	63,411,767円	13.58%																																															
令和2年度計	13,017,688,749円	12,416,674,497円	95.38%																																															

事業名	低所得世帯に対する介護保険料減額制度	区
概要	<p>1 内容 所得が低い世帯の経済的負担軽減を図るため、申請に基づき、世帯の家計状況を考慮した介護保険料の減額を行います。</p> <p>2 対象者 保険料段階第3段階以下で生活保護基準に準じる程度に困窮している方</p> <p>3 減額内容 第3段階、第2段階の方の保険料を第1段階の金額に、第1段階の方の保険料を1/2の金額に減額</p>	
実績	36人 (第1段階 17人、第2段階 15人、第3段階 4人)	

事業名	介護保険の広報	区									
概要	パンフレットの配布、大田区報掲載等により、介護保険制度について区民へのPRを行います。										
実績	<p>パンフレット等作成</p> <table border="0"> <tr> <td>みんなの介護保険</td> <td>32,000部</td> <td>2,886,400円</td> </tr> <tr> <td>介護保険のしおり</td> <td>10,000部</td> <td>1,014,200円</td> </tr> <tr> <td>納入通知書等一斉発送用チラシ</td> <td>289,600部</td> <td>1,649,890円</td> </tr> </table>	みんなの介護保険	32,000部	2,886,400円	介護保険のしおり	10,000部	1,014,200円	納入通知書等一斉発送用チラシ	289,600部	1,649,890円	
みんなの介護保険	32,000部	2,886,400円									
介護保険のしおり	10,000部	1,014,200円									
納入通知書等一斉発送用チラシ	289,600部	1,649,890円									

事業名	介護認定審査会合議体連絡会	区
概要	合議体の審査・判定業務の統一性と公平性を確保するために開催します。	
実績	開催回数 1回(7月)	

事業名	介護認定審査会運営 (審査会の開催は介護保険課・各地域福祉課で実施)	区																																																																				
概要	保健・医療・福祉の各分野の学識経験者をもって構成する介護認定審査会の運営																																																																					
実績	<p>1 各種実績</p> <p>介護認定審査会 委員数 305名</p> <p>介護認定審査会 合議体数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>61 合議体</td> <td>21 合議体</td> <td>17 合議体</td> <td>23 合議体</td> </tr> </table> <p>合議体延開催回数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>510 回</td> <td>182 回</td> <td>118 回</td> <td>210 回</td> </tr> </table> <p>要介護認定申請件数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>34,244 件</td> <td>10,027 件</td> <td>6,711 件</td> <td>17,506 件</td> </tr> </table> <p>要介護認定件数</p> <table border="1"> <tr> <td>大田区全体</td> <td>大森</td> <td>調布</td> <td>介護</td> </tr> <tr> <td>32,149 件</td> <td>9,354 件</td> <td>6,350 件</td> <td>16,445 件</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(要介護度別内訳)</td> </tr> <tr> <td>自立 135 件</td> <td>56 件</td> <td>28 件</td> <td>51 件</td> </tr> <tr> <td>要支援 1 2,788 件</td> <td>1,006 件</td> <td>548 件</td> <td>1,234 件</td> </tr> <tr> <td>要支援 2 3,458 件</td> <td>1,001 件</td> <td>708 件</td> <td>1,749 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 1 7,428 件</td> <td>2,032 件</td> <td>1,509 件</td> <td>3,887 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 2 6,069 件</td> <td>1,632 件</td> <td>1,191 件</td> <td>3,246 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 3 4,591 件</td> <td>1,284 件</td> <td>890 件</td> <td>2,417 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 4 4,259 件</td> <td>1,289 件</td> <td>790 件</td> <td>2,180 件</td> </tr> <tr> <td>要介護 5 3,421 件</td> <td>1,054 件</td> <td>686 件</td> <td>1,681 件</td> </tr> </table> <p>2 研修、連絡会について</p> <p>委員新任研修の実施(都主催) 1回</p> <p>委員現任研修の実施(都主催) 0回</p>		大田区全体	大森	調布	介護	61 合議体	21 合議体	17 合議体	23 合議体	大田区全体	大森	調布	介護	510 回	182 回	118 回	210 回	大田区全体	大森	調布	介護	34,244 件	10,027 件	6,711 件	17,506 件	大田区全体	大森	調布	介護	32,149 件	9,354 件	6,350 件	16,445 件	(要介護度別内訳)				自立 135 件	56 件	28 件	51 件	要支援 1 2,788 件	1,006 件	548 件	1,234 件	要支援 2 3,458 件	1,001 件	708 件	1,749 件	要介護 1 7,428 件	2,032 件	1,509 件	3,887 件	要介護 2 6,069 件	1,632 件	1,191 件	3,246 件	要介護 3 4,591 件	1,284 件	890 件	2,417 件	要介護 4 4,259 件	1,289 件	790 件	2,180 件	要介護 5 3,421 件	1,054 件	686 件	1,681 件
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
61 合議体	21 合議体	17 合議体	23 合議体																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
510 回	182 回	118 回	210 回																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
34,244 件	10,027 件	6,711 件	17,506 件																																																																			
大田区全体	大森	調布	介護																																																																			
32,149 件	9,354 件	6,350 件	16,445 件																																																																			
(要介護度別内訳)																																																																						
自立 135 件	56 件	28 件	51 件																																																																			
要支援 1 2,788 件	1,006 件	548 件	1,234 件																																																																			
要支援 2 3,458 件	1,001 件	708 件	1,749 件																																																																			
要介護 1 7,428 件	2,032 件	1,509 件	3,887 件																																																																			
要介護 2 6,069 件	1,632 件	1,191 件	3,246 件																																																																			
要介護 3 4,591 件	1,284 件	890 件	2,417 件																																																																			
要介護 4 4,259 件	1,289 件	790 件	2,180 件																																																																			
要介護 5 3,421 件	1,054 件	686 件	1,681 件																																																																			

事業名	介護サービス給付費・介護予防サービス給付費 区 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）																														
概 要	<p>1 内容 （介護保険特別会計） 要支援認定・要介護認定者に対する介護サービス等の提供に係る保険給付を行います。</p> <p>2 介護サービス等の種類</p> <p>(1) 居宅サービス（要支援及び要介護者） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション 通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与 短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護、福祉用具購入費、住宅改修費 居宅介護サービス計画費、福祉用具貸与</p> <p>(2) 施設サービス（要介護者） 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養病床等） 介護医療院</p> <p>(3) 地域密着型サービス（一部要支援者及び要介護者） 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型 居宅介護、認知症対応型共同生活介護、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護、地域密着型通所介護、特定施設生活介護 複合型サービス</p>																														
実 績	<p>1 居宅サービス</p> <table border="1" data-bbox="403 1406 1374 1615"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護サービス</td> <td>641,966 件</td> <td>28,355,863,559 円</td> </tr> <tr> <td>予防サービス</td> <td>54,758 件</td> <td>860,523,699 円</td> </tr> <tr> <td>居宅サービス合計</td> <td>696,724 件</td> <td>29,216,387,258 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設サービス</p> <table border="1" data-bbox="403 1675 1374 1995"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人福祉施設</td> <td>24,779 件</td> <td>6,875,260,333 円</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>8,834 件</td> <td>2,589,004,666 円</td> </tr> <tr> <td>介護療養型医療施設</td> <td>408 件</td> <td>129,858,701 円</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>1,991 件</td> <td>731,288,094 円</td> </tr> <tr> <td>施設サービス合計</td> <td>36,012 件</td> <td>10,325,411,794 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	件数	金額	介護サービス	641,966 件	28,355,863,559 円	予防サービス	54,758 件	860,523,699 円	居宅サービス合計	696,724 件	29,216,387,258 円	名称	件数	金額	介護老人福祉施設	24,779 件	6,875,260,333 円	介護老人保健施設	8,834 件	2,589,004,666 円	介護療養型医療施設	408 件	129,858,701 円	介護医療院	1,991 件	731,288,094 円	施設サービス合計	36,012 件	10,325,411,794 円
名称	件数	金額																													
介護サービス	641,966 件	28,355,863,559 円																													
予防サービス	54,758 件	860,523,699 円																													
居宅サービス合計	696,724 件	29,216,387,258 円																													
名称	件数	金額																													
介護老人福祉施設	24,779 件	6,875,260,333 円																													
介護老人保健施設	8,834 件	2,589,004,666 円																													
介護療養型医療施設	408 件	129,858,701 円																													
介護医療院	1,991 件	731,288,094 円																													
施設サービス合計	36,012 件	10,325,411,794 円																													

	3 地域密着型サービス		
	名称	件数	金額
	介護サービス	59,773 件	6,491,289,030 円
	予防サービス	110 件	8,263,834 円
	地域密着型サービス合計	59,883 件	6,499,552,864 円

事業名	高額介護サービス等費 区 介護給付費・施設分（国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100） 介護給付費・その他分（国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100）																								
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計) 利用者が1か月に受けたサービスの自己負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯で合計した額）が高額になり、上限額を超えた場合に高額介護サービス等費を支給します。</p> <p>2 世帯要件及び自己負担額の上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>所得区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1段階</td> <td>① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者</td> <td>個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合</td> <td>世帯 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者</td> <td>世帯 24,600 円 個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下の場合</td> <td>世帯 24,600 円 個人 15,000 円</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合</td> <td>世帯 24,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4段階</td> <td>① 特別区民税課税世帯～所得約380万円未満</td> <td>世帯 44,400 円</td> </tr> <tr> <td>② 所得約380万円以上同約690万円未満</td> <td>世帯 93,000 円</td> </tr> <tr> <td>③ 所得約690万円以上</td> <td>世帯 140,100 円</td> </tr> </tbody> </table>		所得段階	所得区分	上限額	第1段階	① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者	個人 15,000 円	② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 15,000 円	③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円	第2段階	特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下の場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円	第3段階	特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600 円	第4段階	① 特別区民税課税世帯～所得約380万円未満	世帯 44,400 円	② 所得約380万円以上同約690万円未満	世帯 93,000 円	③ 所得約690万円以上	世帯 140,100 円
所得段階	所得区分	上限額																							
第1段階	① 生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付の受給者	個人 15,000 円																							
	② 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 15,000 円																							
	③ 特別区民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円																							
第2段階	特別区民税世帯非課税で公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下の場合	世帯 24,600 円 個人 15,000 円																							
第3段階	特別区民税世帯非課税 24,600 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合	世帯 24,600 円																							
第4段階	① 特別区民税課税世帯～所得約380万円未満	世帯 44,400 円																							
	② 所得約380万円以上同約690万円未満	世帯 93,000 円																							
	③ 所得約690万円以上	世帯 140,100 円																							
実績	111,042 件 1,511,744,050 円																								

事業名	特定入所者介護サービス等費 区 介護給付費・施設分 (国直 20/100、都 17.5/100、区 12.5/100) 介護給付費・その他分 (国直 25/100、都 12.5/100、区 12.5/100)																																														
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計)</p> <p>介護保険施設等における食費・居住費は、利用者世帯が低所得者であり(別世帯の配偶者も住民税非課税)、資産が一定以下である場合は、所得に応じた負担限度額を設け、基準費用額との差額を支給します。</p> <table border="1" data-bbox="424 501 1350 1043"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者 負担段階 ※2</th> <th colspan="4">居住費の負担限度額</th> </tr> <tr> <th>ユニット型 個室</th> <th>ユニット型個室的 多床室</th> <th>従来型個室 ※1</th> <th>多床室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>820円</td> <td>490円</td> <td>490円 (320円)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>820円</td> <td>490円</td> <td>490円 (420円)</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円 (820円)</td> <td>370円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円 (820円)</td> <td>370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度は、()内の金額となります。</p> <table border="1" data-bbox="435 1146 1315 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者 負担段階※2</th> <th colspan="2">食費の負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入所・入院</th> <th>ショートステイ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>300円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>390円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>第3段階①</td> <td>650円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>第3段階②</td> <td>1,360円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 利用者負担段階</p> <p>第1段階－生活保護受給者・中国残留邦人等支援給付受給者または本人及び世帯全員が特別区民税非課税である老齢福祉年金受給者</p> <p>第2段階－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下で預貯金等の資産が650万円以下の人(夫婦の場合の資産合計は1,650万円以下)</p> <p>第3段階①－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下で預貯金等の資産が550万円以下の人(夫婦の場合の資産合計は1,550万円以下)</p> <p>第3段階②－本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超で預貯金等の資産が500万円</p>	利用者 負担段階 ※2	居住費の負担限度額				ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室	第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	利用者 負担段階※2	食費の負担限度額		入所・入院	ショートステイ	第1段階	300円	300円	第2段階	390円	600円	第3段階①	650円	1,000円	第3段階②	1,360円	1,300円
利用者 負担段階 ※2	居住費の負担限度額																																														
	ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型個室 ※1	多床室																																											
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円																																											
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円																																											
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円																																											
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円																																											
利用者 負担段階※2	食費の負担限度額																																														
	入所・入院	ショートステイ																																													
第1段階	300円	300円																																													
第2段階	390円	600円																																													
第3段階①	650円	1,000円																																													
第3段階②	1,360円	1,300円																																													

	<p>以下の人（夫婦の場合の資産合計は1,500万円以下）</p> <p>○第2号被保険者、老齢福祉年金受給者については、いずれの段階の場合も、預貯金等の資産は1,000万円以下（夫婦の場合は2,000万円以下）</p>
実績	39,360件 644,930,420円

事業名	<p>高額医療合算介護サービス等費 区</p> <p>介護給付費・施設分（国直20/100、都17.5/100、区12.5/100）</p> <p>介護給付費・その他分（国直25/100、都12.5/100、区12.5/100）</p>																																	
概要	<p>1 内容 (介護保険特別会計)</p> <p>医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（申請年度の前年8月～7月）に支払った両保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた金額（500円を超えた場合対象）を支給します。</p> <p>2 基準額と支給の考え方</p> <p>(1) 70歳以上の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>70～74歳(医療保険+介護保険)</th> <th>75歳以上(後期高齢+介護保険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①住民税課税所得が690万円以上</td> <td>212万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満</td> <td>141万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満</td> <td>67万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④一般</td> <td>56万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤住民税非課税世帯</td> <td>31万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥⑤のうち、所得が一定基準以下 の場合</td> <td>19万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 70歳未満の場合 ※所得区分は医療保険によります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)</th> <th>70歳未満(医療保険+介護保険)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>②600万円超901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>③210万円超600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>④210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>⑤住民税非課税世帯</td> <td>34万円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険)	75歳以上(後期高齢+介護保険)	①住民税課税所得が690万円以上	212万円		②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満	141万円		③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満	67万円		④一般	56万円		⑤住民税非課税世帯	31万円		⑥⑤のうち、所得が一定基準以下 の場合	19万円		所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満(医療保険+介護保険)	①901万円超	212万円	②600万円超901万円以下	141万円	③210万円超600万円以下	67万円	④210万円以下	60万円	⑤住民税非課税世帯	34万円
所得区分	70～74歳(医療保険+介護保険)	75歳以上(後期高齢+介護保険)																																
①住民税課税所得が690万円以上	212万円																																	
②住民税課税所得が380万円以上 690万円未満	141万円																																	
③住民税課税所得が145万円以上 380万円未満	67万円																																	
④一般	56万円																																	
⑤住民税非課税世帯	31万円																																	
⑥⑤のうち、所得が一定基準以下 の場合	19万円																																	
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満(医療保険+介護保険)																																	
①901万円超	212万円																																	
②600万円超901万円以下	141万円																																	
③210万円超600万円以下	67万円																																	
④210万円以下	60万円																																	
⑤住民税非課税世帯	34万円																																	

	※申請年度の7月31日時点で加入している医療保険が申請窓口となります。医療保険側で医療保険と介護保険の自己負担額を按分して支給額を計算します。
実績	5,902件 226,738,480円

事業名	認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業 (国2/5、都1/5、区2/5)
概要	<p>内容 (介護保険特別会計) 認知症高齢者グループホームを利用する低所得者に対して、家賃等の利用者負担額の軽減を行った事業者に対して区が助成します。</p> <p>1 対象となる経費 家賃、食費、光熱水費</p> <p>2 対象事業者 認知症高齢者グループホーム整備費補助金等を活用して開設されたグループホームを運営する事業者。</p> <p>3 助成する額 1人1か月につき7,000円とする。</p> <p>4 対象者 大田区介護保険の被保険者のうち特別区民税世帯非課税であって、下記要件を全て満たす、生計が困難である者。</p> <p>(1)世帯の年間収入が基準収入額(ひとり世帯の場合は、220万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに50万円を加えた額)以下であること。</p> <p>(2)世帯の預貯金が基準貯蓄額(ひとり世帯の場合は、350万円とし、世帯構成員が1人増えるごとに100万円を加えた額)以下であること。</p> <p>(3)世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。</p> <p>(4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと。</p> <p>(5)介護保険料を滞納していないこと。</p> <p>(6)生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給していないこと。</p>
実績	対象者数 延べ35人 245,000円

事業名	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業 国補助 (国間1/2、都1/4、区1/4)
概要	<p>1 内容 障がい者施策によるホームヘルプサービスは、所得に応じた費用負担となっていることから、当該ホームヘルプサービス事業を利用して低所得者の障がい者であって、介護保険制度の適用を受けることになった方等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護サービスの継続的な利用の促進を図ります。</p> <p>2 対象者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p>

	<p>(平成 24 年法律第 51 号)によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額が 0 円となっている要介護または要支援と認定された者であって、平成 18 年 4 月 1 日以降に次のいずれかに該当することとなった方。</p> <p>(1) 65 歳到達以前のおおむね 1 年間に障がい者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用していただ方が 65 歳に到達したことで介護保険の対象となった場合</p> <p>(2) 法に規定する特定疾病により要介護状態または要支援状態となった 40 歳から 64 歳までの方</p> <p>※一度、本軽減措置事業の対象外となった方については、再度対象となることはできません。</p> <p>3 対象サービス 訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>4 助成内容 介護サービス利用者負担（1 割負担）を全額免除します。</p>
実績	大田区に対象者なし

事業名	福祉サービス第三者評価 介護サービス評価	1 都補助（都 10/10） 2、3、4、5、6（都 1/2・区 1/2）
概要	福祉サービス利用者がサービスの選択の際の情報を提供するとともに、事業者自らのサービス向上を促すため、第三者評価制度の普及定着を図ります。	
実績	補助金交付	
	1 認知症対応型共同生活介護施設 30 事業所	11,361,000 円
	2 小規模多機能型居宅介護事業所 1 事業所	400,000 円
	3 民間在宅系サービス 19 事業所	2,846,000 円
	4 民間施設系サービス 2 事業所	600,000 円
	5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 0 事業所	0 円
	6 都市型軽費老人ホーム 0 事業所	0 円

事業名	特別養護老人ホームの整備 いずみえん(徳心会)への施設整備費補助、用地取得費補助	区
概要	社会福祉法人徳心会が行う特別養護老人ホーム建設事業を補助します。 [施設名] 特別養護老人ホームいずみえん [所在地] 大田区矢口三丁目 1 番 5 号 竣工：平成 16 年 6 月 開設：平成 16 年 8 月 借入金償還：平成 16 年～令和 5 年	
実績	補助額	施設整備借入金償還補助 14,800,000 円 用地取得借入金償還補助等 11,265,589 円

事業名	特別養護老人ホームの整備 特別養護老人ホームサービス推進事業	区
概要	民営化した特別養護老人ホーム(運営法人)が、一層の法人経営、施設運営の基盤となる経常的な財務の安定を確保し、今後のニーズの多様化や高度化に主体的に取り組む、地域特性を活かし、創意工夫されたサービスを安定的、継続的に提供することを目的に、補助金を交付します。	
実績	運営費補助 13,880,000 円	

事業名	特別養護老人ホームの整備 民営化施設への大規模修繕工事費補助	区
概要	平成 27 年度に民営化した羽田、池上及び大森の特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの大規模修繕工事について、建物所有者であり工事実施主体となる池上長寿園に対し、工事費の一部を補助します。また、当該工事の実施に伴い影響による利用料金収入に含まれる介護報酬等の減収分の一部を補助します。	
実績	特別養護老人ホーム羽田（本体工事）726,701,000 円 介護報酬等減収分 350,000,000 円	

事業名	地域密着型サービス施設の整備 地域密着型サービス施設への施設整備費補助 ・認知症高齢者グループホーム ・（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	国補助・都補助
概要	認知症高齢者が、家庭的な環境の中で安定した生活ができるよう認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所等の整備促進を図るため、整備に要する費用の一部を補助します。	
実績	補助額 14,124,000 円 (内訳) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 [施設名] カラーズ 24 [所在地] 大田区大森西三丁目 19 番 21 号 [補助金額] 開設準備金 14,000,000 円 看護小規模多機能型居宅介護事業所 [施設名] 看護小規模多機能ココファン南千束 [所在地] 大田区南千束一丁目 21 番 9 号 [補助金額] 運営費等補助金 124,000 円	

事業名	既存高齢者施設等の防災減災対策推進事業補助	国補助・都補助
概要	高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する、施設及び設備等の整備事業の実施に係る経費の一部を補助します。	
実績	なし	

事業名	都市型軽費老人ホームの整備	国補助・都補助
概要	都市部において、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある高齢者が低額な料金で入所できるよう、整備に要する費用の一部を補助します。	
実績	なし	

事業名	介護保険事業者の指定等	区
概要	地域密着型サービスの整備計画の策定や事業者の指定に関し、学識経験者・介護サービス事業者・保健医療福祉関係者及び介護保険被保険者で構成する地域密着型サービス運営協議会を開催し、公平で公正な事業の運営を確保します。	
実績	開催回数 4回 委員への報償費 252,000円 会長 @15,000×1人×4回 弁護士 @15,000×1人×4回 委員 @12,000×3人×3回 @12,000×1人×2回	

事業名	区立特別養護老人ホーム等民営化検討	区
概要	民営化未実施の施設について、大田区立特別養護老人ホーム等民営化基本方針に基づき、区立特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターのあり方を見直すとともに、施設の有効活用を検討します。令和2年度より区立施設等における工事について内部検討しています。	
実績	区立施設における工事等の検討について 1回（9月）	

事業名	新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等 P C R 検査経費補助事業	都補助、区補助
概要	重症化するリスクの高い集団で形成される入居施設での検査を拡充することで、感染者の発生を早期に把握し、感染拡大防止を図るため、高齢者施設等が負担した新規入所者等への P C R 検査経費を補助します。	
実績	高齢者施設等 延 112 施設	

事業名	介護サービス適正実施指導 介護サービス研修・普及	1～4 都補助（都 3/4・区 1/4） 5、6 区
概要	<p>1 介護サービス事業者研修・連絡会</p> <p>(1) 内容</p> <p>介護サービス事業の質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できる環境を整備するため、介護サービス事業者相互の連携促進と事業者の相談対応や情報提供を行います。</p> <p>ア 介護サービス事業者研修 イ 介護保険事業者連絡会 ウ 介護保険サービス団体連絡会 会長会 職域別事業者との懇談会 エ 介護サービス事業者情報の提供</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員初任者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の介護職員実務者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成</p> <p>(1) 内容</p> <p>区内の介護職員の人材確保と介護サービスの質の向上のため、介護サービス事業者が従事者の生活援助従事者研修の受講費を負担した場合、受講費の一部を事業者に助成します。</p> <p>(2) 対象者 介護サービス事業者</p>	

	<p>5 おおた福祉フェス運営費補助</p> <p>(1) 内容 区民への介護保険情報の啓発と介護従事者の資質向上・人材確保を目的に大田区介護保険サービス団体と共催する「おおた福祉フェス」の運営経費の一部を同団体に補助します。</p> <p>(2) 対象者 大田区介護保険サービス団体連絡会</p> <p>6 おおた介護のお仕事定例就職面接会</p> <p>(1) 内容 新たな介護人材を確保するため、ハローワーク大森、大田区介護保険サービス団体連絡会との共催により、年8回、ハローワーク大森で区内事業者（参加事業者 原則各回4事業者）による就職相談・面接会を実施します。</p> <p>(2) 対象者 求職者</p>
<p>実績</p>	<p>1 実施回数</p> <p>(1)介護サービス事業者研修 21回 860人</p> <p>(2)介護に関する入門的研修 1回 10人</p> <p>(3)介護保険事業者連絡会 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。</p> <p>(4)介護保険サービス団体連絡会 会長会 2回 職域別事業者との懇談会 7回</p> <p>(5)介護サービス事業者情報の提供 毎月1回</p> <p>2 介護職員初任者研修受講費助成 7事業所 342,000円</p> <p>3 介護職員実務者研修受講費助成 10事業所 515,000円</p> <p>4 生活援助従事者研修受講費助成 0事業所 0円</p> <p>5 おおた福祉フェス運営費補助 令和3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。</p> <p>6 おおた介護のお仕事定例就職面接会 8月、11月、1月、2月を除く各月にハローワーク大森の大会議室で実施 参加事業者数 各回4事業者(法人)まで</p> <p>令和3年度実績（延数） 実施回数 8回 参加法人 31法人 参加求職者数 96人 相談・面談件数 96件 就職者数 21人</p>

事業名	介護サービス適正実施指導 福祉サービス従事者の育成	都補助（都 3/4・区 1/4）
概要	<p>1 内容</p> <p>介護保険制度運営の要となる介護支援専門員に対して研修を行うことにより、その資質向上を図り、介護サービスの質の向上及び適正な実施を目指します。</p> <p>介護支援専門員研修</p> <p>(1) 全体研修(介護保険課)</p> <p>総合的な内容での講義や情報提供</p> <p>(2) 地域別研修(各地域福祉課)</p> <p>地域の実情に応じた事例の検討や情報提供</p> <p>2 対象者 介護支援専門員等</p>	
実績	<p>介護支援専門員研修</p> <p>全体 5回 延 1,271人</p> <p>地域別 計 15回 延 396事業所 延 468人</p> <p>(内訳) 大森 4回 延 80事業所 延 107人</p> <p>調布 4回 延 140事業所 延 160人</p> <p>蒲田 4回 延 111事業所 延 117人</p> <p>糞谷・羽田 3回 延 65事業所 延 84人</p>	

事業名	特別養護老人ホーム入所事務	区
概要	<p>特別養護老人ホームの入所希望者について、要介護度や介護者の状況などを考慮し、必要性の高い者が優先的に入所できるようにします。優先度評価は年2回行い、評価結果の通知を送付します。</p>	
実績	<p>優先入所評価（9月、3月）年2回実施</p> <p>延評価対象者 1,456人（9月 763人、3月 693人）</p>	

事業名	1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業	
	社会福祉法人等 国補助（国間 1/2、都 1/4、区 1/4）	
	介護保険サービス提供事業者 都補助（都 1/2、区 1/2）	
	2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業	区
	3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業	区

<p>概 要</p>	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業</p> <p>介護保険サービスを利用する生計困難者に対して、その利用者負担額の軽減を行った社会福祉法人、区市町村及び事業者に、軽減した額の一部を区が助成します。</p> <p>(1) 対象となるサービス</p> <p>訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>(2) 事業主体</p> <p>対象となるサービスを提供する社会福祉法人、区市町村及び事業者で、軽減する旨の申出を行った方</p> <p>(3) 助成する額</p> <p>事業主体が利用者負担額を軽減した総額の2分の1。</p> <p>ただし、指定介護老人福祉施設が利用者負担額を軽減した総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担額年間収入に対する割合が10%を超える部分については、その全額</p> <p>(4) 対象となる利用者負担額</p> <p>介護費、食費、居住費（滞在費）</p> <p>(5) 対象者</p> <p>住民税世帯非課税で、次の要件をすべて満たし「特に生計が困難である方」、区長が認めた方（ただし、中国残留邦人等支援給付受給者・旧措置入所者で利用者負担5%以下の者を除きます）</p> <p>ア 世帯の年間収入と預貯金額が基準額以下 （下表「基準収入額・貯蓄額」参照）</p> <p>イ 世帯が居住するための家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を所有していない</p> <p>ウ 負担能力のある親族（別世帯を含む）などに扶養されていない。</p> <p>エ 介護保険料を滞納していない</p>
------------	--

○基準収入額・貯蓄額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※以下世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、
預貯金額に100万円を加算します。

なお、生活保護受給者においては、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、指定介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における個室の居住費(滞在費)に係る利用者負担額のみ対象とします。

(6) 軽減の程度

利用者負担額の4分の1(高齢福祉年金受給者は2分の1)とします。ただし、生活保護受給者については、個室居住費の利用者負担額の全額とします。

2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業

(1) 内容

介護保険サービスを利用する低所得者に対して、利用者負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ります。

(2) 対象となるサービス

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」と同じ

(3) 事業主体

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」と同じ

(4) 対象となる利用者負担額及び軽減の程度

介護費のみ利用者負担額4分の1を軽減します。

上記「1介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業」で軽減された4分の1を加えることにより、介護費の利用者負担額は2分の1となります。

(5) 対象者

「1介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業」対象者

(6) 事業開始

平成21年7月1日

3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業

(1) 内容

生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減事業に参入の申出をしている事業者に対して、助成金を支給することにより、事業者の参入の促進及び区と事業者の協力関係の向上を図ります。

(2) 対象事業者

	<p>生計困難者事業への参入の申出をしている事業者で、当該年度に大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業に基づく軽減実績があった社会福祉法人および事業者</p> <p>(3) 助成する額 一年度 3 万円</p> <p>(4) 事業開始 平成 21 年 7 月 1 日</p>
実 績	<p>1 介護保険サービスに係る利用者負担軽減事業</p> <p>対象者数（軽減確認証交付者数） 158 人</p> <p>事業主体への補助金交付額 6,517,423 円</p> <hr/> <p>2 大田区介護保険サービス利用者負担軽減事業</p> <p>対象利用者数 57 人</p> <p>事業主体への補助金交付額 2,370,092 円</p> <hr/> <p>3 大田区利用者負担額軽減事業に係る事業者参入促進事業</p> <p>対象事業者数 25 事業者</p> <p>事業主体への助成額 750,000 円</p>

事業名	認知症高齢者グループホーム利用者負担軽減事業に係る事業者参入促進事業 区
概 要	<p>認知症高齢者グループホーム家賃等助成事業への参入促進及び区と事業者の協力関係の向上を図るために助成金を支給します。</p> <p>(1) 対象事業者 大田区の認知症グループホーム整備費助成金等を活用して開設された事業所で、家賃等助成金を受けようとする運営事業者</p> <p>(2) 助成する額 一年度 3 万円</p>
実 績	対象事業者数 4 事業者 120,000 円

事業名	高額介護サービス費等資金貸付 区
概 要	<p>1 内容 介護保険制度の利用にあたり、被保険者が一時的に高額な費用を負担した場合において、保険給付を受けるまでの間、資金の貸付を行います。</p> <p>2 対象者 サービスを受けた被保険者</p> <p>3 貸付対象サービス費</p> <p>(1) 高額介護サービス費または高額介護予防サービス費</p> <p>(2) 居宅介護福祉用具購入費または介護予防福祉用具購入費</p> <p>(3) 居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費</p>

	4 利子 無利子 5 返還方法 当該貸付金に係る高額介護サービス費等を充てることにより行います。
実績	貸付実績なし

事業名	大田区立特別養護老人ホーム等医療協力運営会議 区
概要	区立特別養護老人ホーム等の利用者への医療及び医療協力のあり方を検討します。連絡調整会議を年1回実施します。
実績	令和4年3月18日 「高齢者施設における3回目の新型コロナワクチン接種について」と「コロナ禍における大田区立特別養護老人ホーム等の取り組みについて」をテーマに書面開催にて実施しました。

事業名	区内特別養護老人ホーム摂食嚥下指導事業 区																																													
概要	区内特別養護老人ホーム入所者への摂食嚥下指導等により、肺炎又は誤嚥性肺炎の発症率の低減を目指します。																																													
実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>摂食嚥下指導</th> <th>講演・研修会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホーム蒲田</td> <td>22回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホーム糀谷</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>大田区立特別養護老人ホームたまがわ</td> <td>48回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム羽田</td> <td>20回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム池上</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム大森</td> <td>2回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>ゴールデン鶴亀ホーム</td> <td>4回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>フロース東糀谷</td> <td>22回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>千里</td> <td>19回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>バタフライヒル大森南</td> <td>23回</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム馬込</td> <td>12回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>生寿園</td> <td>24回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>誠心園</td> <td>7回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>251回</td> <td>12回</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会	大田区立特別養護老人ホーム蒲田	22回	1回	大田区立特別養護老人ホーム糀谷	24回	1回	大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回	特別養護老人ホーム羽田	20回	1回	特別養護老人ホーム池上	24回	1回	特別養護老人ホーム大森	2回	0回	ゴールデン鶴亀ホーム	4回	1回	フロース東糀谷	22回	1回	千里	19回	1回	バタフライヒル大森南	23回	0回	特別養護老人ホーム馬込	12回	1回	生寿園	24回	1回	誠心園	7回	1回	計	251回	12回
施設名	摂食嚥下指導	講演・研修会																																												
大田区立特別養護老人ホーム蒲田	22回	1回																																												
大田区立特別養護老人ホーム糀谷	24回	1回																																												
大田区立特別養護老人ホームたまがわ	48回	2回																																												
特別養護老人ホーム羽田	20回	1回																																												
特別養護老人ホーム池上	24回	1回																																												
特別養護老人ホーム大森	2回	0回																																												
ゴールデン鶴亀ホーム	4回	1回																																												
フロース東糀谷	22回	1回																																												
千里	19回	1回																																												
バタフライヒル大森南	23回	0回																																												
特別養護老人ホーム馬込	12回	1回																																												
生寿園	24回	1回																																												
誠心園	7回	1回																																												
計	251回	12回																																												

事業名	おおもり園指定管理者管理代行 区
概要	<p>1 内容 軽費老人ホームB型。健康で自立可能な高齢者の自主性を尊重した施設です。入所希望者の住宅の状況や経済状況などを考慮し必要性の高い方から優先的に入所する優先度評価に基づき入所を決定しています。優先度評価は年2回、1月と7月に実施します。</p> <p>2 入所対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上の方 ・大田区に住所がある方（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではありません） ・家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難である方 ・独立して日常生活を営むことができ、自炊可能である方 ・月収が利用料を超え、かつ、区長が定める額の範囲内（1人用居室 月収18万円）、（2人用居室 合算して月収が27万円）である方 2人用居室には夫婦または三親等内の親族同士で、両者とも上記と同様の要件を備えた者 ・確実な保証能力を有する保証人を立てられる方（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない） <p>※社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。</p>
実績	<p>入居人数 45人／定員 50人 耐震・改修工事完了により、令和2年4月1日より再開。</p>

事業名	介護福祉施設サービス事業 区															
概要	<p>1 内容 介護保険で要介護と認定された者に対し、施設サービス計画に基づき入浴、排泄、食事等への介護、社会生活上の便宜の提供、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにします。</p> <p>2 実施施設 区立特別養護老人ホーム 3か所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">定 員</th> <th style="text-align: center;">開 設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム蒲田</td> <td style="text-align: center;">104人 (令和2年1月より変更)</td> <td style="text-align: center;">平成7年 5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム糶谷</td> <td style="text-align: center;">104人 (令和2年1月より変更)</td> <td style="text-align: center;">平成8年 5月</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホームたまがわ</td> <td style="text-align: center;">237人 (令和2年4月より変更)</td> <td style="text-align: center;">平成12年 5月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">445人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。</p>	名 称	定 員	開 設	特別養護老人ホーム蒲田	104人 (令和2年1月より変更)	平成7年 5月	特別養護老人ホーム糶谷	104人 (令和2年1月より変更)	平成8年 5月	特別養護老人ホームたまがわ	237人 (令和2年4月より変更)	平成12年 5月	計	445人	
名 称	定 員	開 設														
特別養護老人ホーム蒲田	104人 (令和2年1月より変更)	平成7年 5月														
特別養護老人ホーム糶谷	104人 (令和2年1月より変更)	平成8年 5月														
特別養護老人ホームたまがわ	237人 (令和2年4月より変更)	平成12年 5月														
計	445人															
実績	3所延利用者数 154,724人															

事業名	短期入所生活介護事業	区								
概 要	<p>1 内容</p> <p>介護保険で要介護又は要支援と認定された者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護や機能訓練を受けることにより、利用者の心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため実施します。</p> <p>2 実施施設</p> <p>区立特別養護老人ホーム 3 か所</p> <table border="1"> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>蒲田</td> <td>糀谷</td> <td>たまがわ</td> </tr> <tr> <td>利用定員 (計 32 人)</td> <td>11 人</td> <td>11 人</td> <td>10 人</td> </tr> </table> <p>※いずれの施設も社会福祉法人池上長寿園が管理代行しています。 ※いずれの施設も令和 2 年 1 月に定員変更しています。</p>		短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ	利用定員 (計 32 人)	11 人	11 人	10 人
短期入所生活介護	蒲田	糀谷	たまがわ							
利用定員 (計 32 人)	11 人	11 人	10 人							
実 績	3 所延利用者数 1,669 人 延利用日数 12,436 日									

事業名	通所介護事業	区									
概 要	<p>1 内容</p> <p>介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定された者に対して、要介護状態の心身の特徴を踏まえて可能なかぎり居宅において、その有する能力に応じた生活を営むことができるよう、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減を行うために実施します。</p> <p>2 実施施設</p> <p>区立高齢者在宅サービスセンター6 か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運営方法</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人池上長寿園</td> </tr> <tr> <td>大森本町</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人東京蒼生会</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	運営方法	指定管理者	蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人池上長寿園	大森本町	管理代行	社会福祉法人東京蒼生会
名 称	運営方法	指定管理者									
蒲田、糀谷、矢口、下丸子、たまがわ	管理代行	社会福祉法人池上長寿園									
大森本町	管理代行	社会福祉法人東京蒼生会									
実 績	<p>6 所延利用者数 51,550 人</p> <p>通所介護・介護予防通所介護 39,341 人</p> <p>認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 12,209 人 (若年性認知含む)</p> <p>※(社会福祉法人東京蒼生会)区立大森本町高齢者在宅サービスセンターは令和 4 年 3 月 31 日付けで閉所しました。</p>										

事業名	通所介護事業（若年性認知症デイサービス）	区						
概 要	<p>1 内容</p> <p>65歳未満で発症した若年性認知症で介護保険の要介護認定の結果、要介護又は要支援と認定された者に対して、その人がその人らしい生活を営むことができるよう、若年性認知症に特化したプログラムで個別に対応をします。利用者や家族の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減、利用者の心身機能の維持を図るために実施します。</p> <p>2 実施施設</p> <p>区立下丸子高齢者在宅サービスセンター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>運営方法</th> <th>指定管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下丸子高齢者在宅サービスセンター (HOPE (ホープ))</td> <td>管理代行</td> <td>社会福祉法人 池上長寿園</td> </tr> </tbody> </table>		名 称	運営方法	指定管理者	下丸子高齢者在宅サービスセンター (HOPE (ホープ))	管理代行	社会福祉法人 池上長寿園
名 称	運営方法	指定管理者						
下丸子高齢者在宅サービスセンター (HOPE (ホープ))	管理代行	社会福祉法人 池上長寿園						
実 績	延利用者数	429人						

事業名	高齢福祉施設維持管理	区
概 要	<p>1 内容</p> <p>区立高齢福祉施設に関する定期的な日常点検を実施することにより、補修箇所の早期発見に努めます。また、大規模な補修に関しては、施設保全課等と連携を図り、計画的な修繕を実施します。</p> <p>2 対象施設</p> <p>区立特別養護老人ホーム及び区立高齢者在宅サービスセンター等</p>	
実 績	<p>区立高齢福祉施設等の改修工事 4件</p> <p>(特別養護老人ホーム糶谷 1階デイサービス専用浴室設置工事、特別養護老人ホーム蒲田 非常用通常放送設備更新工事等)</p>	

障害福祉課・地域福祉課 事業一覧

事業名	社会福祉協議会の運営 障害福祉関係費の補助事業 区		
概要	心身障がい者団体運営事務費等助成 心身障がい者福祉の増進を目的に活動する区内障がい者団体の運営事務費の一部を助成します。		
実績	心身障がい者団体運営事務費等助成（助成団体 7 団体）		
	大田区重症心身障害児（者）を守る会	大田区視覚障害者福祉協会	
	大田区肢体不自由児（者）父母の会	大田区聴覚障害者協会	
	大田区手をつなぐ育成会	大田区原爆被害者の会	
	大田区肢体障害者福祉協会		

事業名	災害時における要支援者対策の推進 区		
概要	<p>1 避難行動要支援者名簿 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の避難行動要支援者名簿等を作成し、避難支援等関係者に提供し円滑かつ迅速な避難及び安全の確保を図ります。</p> <p>（対象）</p> <p>(1) 身体障害者手帳の視覚障害 1 級又は 2 級の方</p> <p>(2) 身体障害者手帳の肢体不自由（下肢障害又は体幹機能障害）1 級から 3 級までの方</p> <p>(3) 身体障害者手帳の肢体不自由（移動機能障害）1 級から 4 級までの方</p> <p>(4) 身体障害者手帳の聴覚障害 2 級又は 3 級の方</p> <p>(5) 愛の手帳 1 度から 4 度までの方</p> <p>(6) その他避難行動に支援が必要な方</p> <p>※ 施設入所者等を除く。</p> <p>◎詳細は、P21「災害時における要支援者対策の推進（福祉管理課分）」参照</p> <p>2 福祉避難所 福祉避難所として位置付けている区立及び民間の障がい者施設に衛生用品、防災備蓄消耗品等の備蓄品を配備し、避難所の開設・運営に向けた体制を整えます。</p>		
実績	福祉避難所 16 施設 (令和 4 年 3 月 31 日現在)		

事業名	原子爆弾被爆者見舞金支給 区		
概要	<p>（目的） 原子爆弾被爆者に対して見舞金を支給することにより、福祉の増進を図ります。</p> <p>（内容） 見舞金を毎年 8 月に 12,000 円支給します。</p> <p>（対象） 7 月 1 日現在、区内に居住し、被爆者健康手帳の交付を受けている者 (各地域福祉課で実施)</p>		
実績	支給人員 161 人		
	大森	調布	蒲田
	41	50	50
			糀谷・羽田
			20

事業名	福祉サービス第三者評価（障がい者福祉サービス評価） 在宅系：都補助（都1/2、区1/2）
概要	（目的）福祉サービス第三者評価受審費用の補助により、福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促し、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。 （対象）居宅介護、短期入所（医療型。福祉型は対象外。） （内容）在宅系サービス150,000円を上限として補助します。
実績	在宅系サービス 受審 0件 参考：区立民営施設は、令和3年度実施なし

事業名	障害児通所支援福祉サービス評価 都補助（都1/2、区1/2）
概要	（目的）福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、第三者評価機関による評価結果を情報提供する第三者評価制度の普及定着を図ります。 （内容）1サービス種別あたり150,000円を上限として補助します。
実績	放課後等デイサービス 2か所

事業名	障害支援区分認定等に係る経費 区																
概要	（目的）介護給付費等にかかる申請を行った当該障がい者に対し、審査会が行う障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。 （対象）介護給付費等のサービスの利用を希望する障がい者																
実績	障害支援区分認定等に係る経費 （内 訳） （1）審査会合議体運営 5,409,930円 認定件数 1,164件 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害支援区分</th> <th>非該当</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>3</td> <td>23</td> <td>228</td> <td>225</td> <td>197</td> <td>184</td> <td>304</td> </tr> </tbody> </table> 審査会開催回数 54回 合議体数 上半期4合議体 下半期5合議体 （2）認定調査等事務費 6,156,422円 主治医意見書作成 1,125件	障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	件数	3	23	228	225	197	184	304
障害支援区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6										
件数	3	23	228	225	197	184	304										

事業名	障害者計画・障害福祉計画策定に係る経費 区
概要	令和4年度は、引き続き学識経験者等で構成される「大田区障がい者施策推進会議」を開催します。 おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）について、モニタリング指標を活用した計画の進行管理を行うとともに、必要に応じて見直しや改善を行います。 また、次期おおた障がい施策推進プラン策定にあたっての基礎資料を得ることを目的として、大田区障がい者実態調査を実施します。
実績	○ モニタリング指標を活用した計画の進行管理 ○ 大田区障がい者施策推進会議の開催 委員20人 開催2回

事業名	障がい者支援に関する会議体運営	区
概要	<p>1 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、学識、福祉、公募区民、障がい当事者等で構成される「大田区障がい者差別解消支援地域協議会」を開催し、事例共有や普及啓発等に取り組んでいます。</p> <p>2 人工呼吸器を装着している障がい児及び障がい者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児及び障がい者（医療的ケア児・者）が心身の状況に応じた適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、関係機関が互いに連携しながら、必要な情報共有を図っています。</p>	
実績	<p>○ 障がい者差別解消支援地域協議会 委員 23 人 開催 2 回</p> <p>○ 医療的ケア児・者支援関係機関会議 外部委員 11 人 区内部委員 10 人 開催 2 回</p>	

事業名	理解促進啓発事業	国補助（国直 1/2）、（都 1/4、区 1/4）																								
概要	<p>1 障害者関係区長表彰 障がいを克服し、他の障がい者の模範となる者及び障がい者の自立支援に尽くした功績が顕著である者に対して区長表彰を行うことにより、障がい者福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>2 しょうがい者文化展 区内の障がい者が創作した作品の展示会を開催し、障がい者の創作意欲の向上と一般区民の障がい者に対する理解と啓発を図ります。</p> <p>3 しょうがい者巡回パネル展 区内の障がい者の日常生活の様子を写真パネル等によって紹介し、広く区民に対し理解の促進を図るため、区内複数会場を巡回して展示します。</p> <p>4 おおた みんなのつどいプロジェクト（新規） 障害者基本法第 9 条の規定に基づき「地域社会における共生等」「差別の禁止」について区民等の関心と理解を深めることをめざし、区民や事業者等の様々な取り組みを募集し、障害者週間の期間に総括イベントとして表彰式等を実施する。</p>																									
実績	<p>1 障害者関係区長表彰</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 表彰者</td> <td>自立生活者 5 人 自立支援功労者 2 人</td> </tr> <tr> <td>(2) 表彰日</td> <td>令和 3 年 12 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 会場</td> <td>障がい者総合サポートセンター</td> </tr> </table> <p>2 しょうがい者文化展</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 会場</td> <td>大田区立池上会館</td> </tr> <tr> <td>(2) 開催期間</td> <td>2 月 22 日から 27 日</td> </tr> <tr> <td>(3) 作品出品者数</td> <td>232 人</td> </tr> <tr> <td>(4) 作品数</td> <td>220 点（共同作品含む）</td> </tr> <tr> <td>(5) 作品の種類</td> <td>絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等</td> </tr> </table> <p>3 しょうがい者巡回パネル展 展示パネル 28 施設参加</p> <table border="1"> <tr> <td>10 月 1 日～7 日</td> <td>グランデュオ蒲田 3 階連絡通路</td> </tr> <tr> <td>10 月 8 日～14 日</td> <td>アトレ大森 5 階レストラン街</td> </tr> <tr> <td>10 月 18 日～25 日</td> <td>大田区役所本庁舎 2 階南側</td> </tr> <tr> <td>10 月 28 日～11 月 3 日</td> <td>障がい者総合サポートセンター</td> </tr> </table> <p>4 大田区しょうがい者の日のつどいの発展的見直し 実行委員会及び小委員会 8 回開催 おおた区報障がい福祉特集号発行 144, 500 部</p>		(1) 表彰者	自立生活者 5 人 自立支援功労者 2 人	(2) 表彰日	令和 3 年 12 月 8 日	(3) 会場	障がい者総合サポートセンター	(1) 会場	大田区立池上会館	(2) 開催期間	2 月 22 日から 27 日	(3) 作品出品者数	232 人	(4) 作品数	220 点（共同作品含む）	(5) 作品の種類	絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等	10 月 1 日～7 日	グランデュオ蒲田 3 階連絡通路	10 月 8 日～14 日	アトレ大森 5 階レストラン街	10 月 18 日～25 日	大田区役所本庁舎 2 階南側	10 月 28 日～11 月 3 日	障がい者総合サポートセンター
(1) 表彰者	自立生活者 5 人 自立支援功労者 2 人																									
(2) 表彰日	令和 3 年 12 月 8 日																									
(3) 会場	障がい者総合サポートセンター																									
(1) 会場	大田区立池上会館																									
(2) 開催期間	2 月 22 日から 27 日																									
(3) 作品出品者数	232 人																									
(4) 作品数	220 点（共同作品含む）																									
(5) 作品の種類	絵画・書・手芸・彫刻・工芸・陶芸・詩・俳句等																									
10 月 1 日～7 日	グランデュオ蒲田 3 階連絡通路																									
10 月 8 日～14 日	アトレ大森 5 階レストラン街																									
10 月 18 日～25 日	大田区役所本庁舎 2 階南側																									
10 月 28 日～11 月 3 日	障がい者総合サポートセンター																									

事業名	障害者支援施設の整備 (1) いずみえん(徳心会)への用地取得費補助	区
概要	社会福祉法人徳心会が、障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）を建設する際に福祉医療機構から借り入れた、用地取得費の借入金償還の一部及び利息を補助するものです。	
実績	補助額	用地取得費借入金償還補助

事業名	障害者支援施設の整備 (2) いずみえん(徳心会)への施設整備費補助	区
概要	社会福祉法人徳心会が、障害者支援施設（生活介護・施設入所支援・短期入所）を建設する際に福祉医療機構から借り入れた、施設整備費の借入金償還の一部を補助するものです。	
実績	補助額	施設整備費借入金償還補助

事業名	グループホームの整備促進	区
概要	障がい者が地域で安心して暮らすための生活の場として、民立民営のグループホームの整備に係る経費について、都が施設設置者に対して交付する補助金で不足する分の一部を区が補助します。 また、区有地を活用した重度障害者向けグループホームの整備支援を行います。	
実績	グループホーム整備費補助 1件 不動産鑑定評価委託 1件	

事業名	障害福祉課事務費	区
概要	(目的) 障がい者(児)に関する諸制度、施策などをわかりやすく説明した冊子を作成し、障がい者福祉施策の周知を図ります。 (内容) 福祉・保健・医療・教育など、福祉サービスで障がい者(児)とその家族が利用できるものを取り上げ、内容を紹介します。 (対象) 新規障害者手帳取得者、障がい者(児)及び関係機関	
実績	冊子「障がい者福祉のあらし」	9,000部

事業名	介護給付費・訓練等給付費(1) 居宅介護	国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	障がい者等に対し、居宅において入浴、排泄又は食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。	
実績	利用人数	身体介護 延 4,249人 家事援助 延 4,752人 通院等介助(身体介護あり) 延 1,322人 通院等介助(身体介護なし) 延 457人 通院等乗降介助 延 0人 利用時間等 身体介護 延 116,771時間 家事援助 延 55,405時間 通院等介助(身体介護あり) 延 8,916時間 通院等介助(身体介護なし) 延 2,971時間 通院等乗降介助 延 0回

事業名	介護給付費・訓練等給付費(2) 重度訪問介護 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者に対し、居宅における入浴、排泄、食事その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 438人 利用時間 延 190,026時間

事業名	介護給付費・訓練等給付費(3) 同行援護 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に対し、外出時において、当該障がい者等と同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 2,061人 利用時間 延 58,696時間

事業名	介護給付費・訓練等給付費(4) 行動援護 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要するものに対し、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために、必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 46人 利用時間 延 1,281時間

事業名	介護給付費・訓練等給付費(5) 療養介護 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活上の相談支援を行うことにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 851人 利用日数 延 25,770日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(6) 生活介護 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	常時介護を要する障がい者等として厚生労働省令で定めるものに対し、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 12,502人 利用日数 延 243,443日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(7) 短期入所 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	介護者の疾病その他の理由で障害者支援施設等に短期間入所し、入浴、排泄または食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 2,568人 利用日数 延 20,970日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(8) 施設入所支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄または食事の介護その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。
実績	利用人数 延 5,985人 利用日数 延 178,368日

事業名	介護給付費・訓練等給付費(9) 自立訓練 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)															
概要	障がい者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定めた期間にわたり、身体機能または生活能力の向上のため必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。															
実績	<table> <tr> <td>機能訓練</td> <td>利用人数</td> <td>延 329 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 2,987 日</td> </tr> <tr> <td>生活訓練</td> <td>利用人数</td> <td>延 662 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 10,245 日</td> </tr> <tr> <td>宿泊型自立訓練</td> <td>利用人数</td> <td>延 194 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 5,399 日</td> </tr> </table>	機能訓練	利用人数	延 329 人	利用日数	延 2,987 日	生活訓練	利用人数	延 662 人	利用日数	延 10,245 日	宿泊型自立訓練	利用人数	延 194 人	利用日数	延 5,399 日
機能訓練	利用人数	延 329 人	利用日数	延 2,987 日												
生活訓練	利用人数	延 662 人	利用日数	延 10,245 日												
宿泊型自立訓練	利用人数	延 194 人	利用日数	延 5,399 日												

事業名	介護給付費・訓練等給付費(10) 就労移行支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)				
概要	就労を希望する障がい者に対し、厚生労働省令で定めた期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。				
実績	<table> <tr> <td>利用人数</td> <td>延 3,385 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 55,335 日</td> </tr> </table>	利用人数	延 3,385 人	利用日数	延 55,335 日
利用人数	延 3,385 人	利用日数	延 55,335 日		

事業名	介護給付費・訓練等給付費(11) 就労継続支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)										
概要	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他厚生労働省令で定める便宜を供与することにより、福祉の増進を図ります。雇用契約を結び給料をもらいながら利用するA型と雇用契約を伴わずに利用するB型の2種類あります。										
実績	<table> <tr> <td>A型</td> <td>利用人数</td> <td>延 1,194 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 22,429 日</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>利用人数</td> <td>延 12,490 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 199,794 日</td> </tr> </table>	A型	利用人数	延 1,194 人	利用日数	延 22,429 日	B型	利用人数	延 12,490 人	利用日数	延 199,794 日
A型	利用人数	延 1,194 人	利用日数	延 22,429 日							
B型	利用人数	延 12,490 人	利用日数	延 199,794 日							

事業名	介護給付費・訓練等給付費(12) 就労定着支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)		
概要	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上のニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		
実績	<table> <tr> <td>利用人数</td> <td>延 1,679 人</td> </tr> </table>	利用人数	延 1,679 人
利用人数	延 1,679 人		

事業名	介護給付費・訓練等給付費(13) 自立生活援助 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)		
概要	障害者施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、支援を行います。		
実績	<table> <tr> <td>利用人数</td> <td>延 315 人</td> </tr> </table>	利用人数	延 315 人
利用人数	延 315 人		

事業名	介護給付費・訓練等給付費(14) 共同生活援助 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)				
概要	共同生活の場において、入浴、排泄、食事などの介護、相談その他の日常生活上の援助などのサービスを供与することにより、福祉の増進を図ります。				
実績	<table> <tr> <td>利用人数</td> <td>延 7,324 人</td> <td>利用日数</td> <td>延 209,975 日</td> </tr> </table>	利用人数	延 7,324 人	利用日数	延 209,975 日
利用人数	延 7,324 人	利用日数	延 209,975 日		

事業名	介護給付費・訓練等給付費(15)計画相談支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	障害福祉サービス等を利用する障がい者に対し、サービス等利用計画(案)の作成やモニタリングを行い、適切なサービス利用を促進します。
実績	利用人数 延 9,288人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(16)地域移行支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	施設等に入所・入院している障がい者に対し、地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
実績	利用人数 延 55人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(17)地域定着支援 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	居宅において単身等で生活している障がい者等に対し、常時の連絡体制の確保や、緊急の事態等に相談などの支援を行います。
実績	利用人数 延 70人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(18)特定障害者特別給付費 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	施設入所支援その他の障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者のうち、入所しサービスを受けたときに、食事の提供に要した費用及び居住に要した費用について、所得の状況等によって特定障害者特別給付費を支給することにより、福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 12,213人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(19)高額障害福祉サービス等給付費 国補助(国直1/2、都1/4、区1/4)
概要	障害福祉サービスや介護保険法のサービス等の利用者負担額が、著しく高額であるときは、高額障害福祉サービス費を支給することにより福祉の向上を図ります。
実績	利用人数 延 795人

事業名	介護給付費・訓練等給付費(20)やむを得ない事由による措置・移送費 国補助(国1/2、都1/4、区1/4)
概要	知的障害者福祉法第15条の4に規定するやむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが著しく困難である知的障害者に障害福祉サービスの提供をします。 (各地域福祉課で実施)
実績	利用人数 2人

事業名	自立支援医療費等(1)自立支援医療費(更生医療) 国補助(国1/2、都1/4、区1/4)
概要	職業能力を増進、日常生活の便宜を増すため、障がいの程度を軽くしたり取り除いたりする医療費の給付を行います。 (各地域福祉課で実施)
実績	給付人数 延 6,295人

事業名	自立支援医療費等 (2) 療養介護医療費 国補助 (国 1/2、都 1/4、区 1/4)
概要	療養介護施設に入所する最重度の障がい者に対し、医療費の給付を行います。 (各地域福祉課で実施)
実績	給付人数 延 851 人

事業名	補装具費 国補助 (国直 1/2、都 1/4、区 1/4)								
概要	障がい者 (児) 等の日常生活を容易にするため、補装具の交付と修理及び借受けに要する費用を支給します。 (各地域福祉課で実施)								
実績	補装具交付・修理・借受け 延 1,208 件 <table border="1"> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> <tr> <td>338</td> <td>277</td> <td>418</td> <td>175</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	338	277	418	175
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
338	277	418	175						

事業名	障害福祉サービス等に係る支援事業 都補助 (都 1/2、区 1/2)																						
概要	自立支援給付における利用者負担軽減及び事業所に対する支援等を行うことで、福祉の向上を図ります。																						
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 施設通所サービス利用者負担軽減</td> <td>延 270 人</td> </tr> <tr> <td>2 通所サービス等利用促進事業</td> <td>2 事業所</td> </tr> <tr> <td>3 短期入所事業所に対する補助</td> <td>2 事業所</td> </tr> <tr> <td>4 医療連携型グループホーム運営費補助</td> <td>1 事業所</td> </tr> <tr> <td>5 知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算</td> <td>83 事業所</td> </tr> <tr> <td>6 精神障害者グループホーム等都加算</td> <td>66 事業所</td> </tr> <tr> <td>7 短期入所都加算</td> <td>41 事業所</td> </tr> <tr> <td>8 グループホーム入所者援護</td> <td>延 25 人</td> </tr> <tr> <td>9 グループホーム家賃助成</td> <td>延 3,425 人</td> </tr> <tr> <td>10 心身障がい者紙おむつ支給 ※ 延配送件数 490 件 (年 4 回配送)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 令和 3 年度の事業名は、社会福祉協議会の運営</td> </tr> </table>	1 施設通所サービス利用者負担軽減	延 270 人	2 通所サービス等利用促進事業	2 事業所	3 短期入所事業所に対する補助	2 事業所	4 医療連携型グループホーム運営費補助	1 事業所	5 知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算	83 事業所	6 精神障害者グループホーム等都加算	66 事業所	7 短期入所都加算	41 事業所	8 グループホーム入所者援護	延 25 人	9 グループホーム家賃助成	延 3,425 人	10 心身障がい者紙おむつ支給 ※ 延配送件数 490 件 (年 4 回配送)		※ 令和 3 年度の事業名は、社会福祉協議会の運営	
1 施設通所サービス利用者負担軽減	延 270 人																						
2 通所サービス等利用促進事業	2 事業所																						
3 短期入所事業所に対する補助	2 事業所																						
4 医療連携型グループホーム運営費補助	1 事業所																						
5 知的障害者・身体障害者グループホーム等都加算	83 事業所																						
6 精神障害者グループホーム等都加算	66 事業所																						
7 短期入所都加算	41 事業所																						
8 グループホーム入所者援護	延 25 人																						
9 グループホーム家賃助成	延 3,425 人																						
10 心身障がい者紙おむつ支給 ※ 延配送件数 490 件 (年 4 回配送)																							
※ 令和 3 年度の事業名は、社会福祉協議会の運営																							

事業名	新型コロナウイルス感染症に係る障害者施設等 PCR 検査経費補助事業 都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	重症化するリスクの高い集団で形成される入居施設での検査を拡充することで、感染者の発生を早期に把握し、感染拡大防止を図るため、障害者施設等が負担した新規入所者等への PCR 検査経費を補助します。
実績	障害者施設等 延 3 施設

事業名	地域生活支援事業 (1) 日常生活用具の給付 国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)								
概要	(目的) 主として在宅の心身障がい者 (児) に対し、浴槽等の日常生活用具 (以下「用具」という。) を給付し、日常生活を容易にします。 (内容) 浴槽、便器、特殊寝台等 50 種目 (対象) 用具の種類により対象条件が区分されます。 ※ 介護保険により同等の用具の給付が受けられる方は、介護保険の利用が優先します。 (各地域福祉課で実施)								
実績	給付件数 12,906 件 <table border="1"> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> <tr> <td>5,015</td> <td>1,657</td> <td>4,393</td> <td>1,841</td> </tr> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	5,015	1,657	4,393	1,841
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
5,015	1,657	4,393	1,841						

事業名	地域生活支援事業 (2) 心身障害者(児)訪問入浴サービス 国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)								
概要	<p>(目的) 家庭において入浴することが困難な、在宅の重度心身障がい者等に対して、入浴車を派遣して入浴サービスを行うことにより、心身障がい者の福祉の向上及び家族の負担の軽減を図ります。</p> <p>(内容) ・洗体、洗髪及び洗顔(訪問時の状態により入浴困難な場合は清拭に代える) ・その他必要な処置、助言及び指導</p> <p>(対象) 区内に住所を有する重度の心身障がい者等で単独での入浴が困難な、身体障害者手帳 1～3 級又は愛の手帳 1～3 度を有する者で、入浴に際し常時介護を必要とする者</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>								
実績	<p>登録障がい者 57 人 派遣回数 延 1,803 回 (ほか助言・指導 1 回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>620</td> <td>524</td> <td>460</td> <td>199</td> </tr> </tbody> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	620	524	460	199
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田						
620	524	460	199						

事業名	地域生活支援事業 (3) 身体障害者自動車運転免許取得・改造費助成 区																
概要	<p>1 運転免許取得費補助 身体障がい者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を補助することにより、身体障がい者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図ります。</p> <p>(内容) 自動車運転免許を取得する際に最高 144,200 円(所得税非課税者は 164,800 円、排気量の限定解除の費用については 20,600 円)まで補助します。</p> <p>(対象) 身障手帳 3 級以上(内部 4 級、下肢又は体幹機能障害 5 級以上)の障がい者</p> <p>2 改造費助成 身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。</p> <p>(内容) 自ら運転する自動車の改造費用を最高 133,900 円まで助成します。</p> <p>(対象) 上肢・下肢又は体幹機能障害 3 級以上の人で、前年の所得税額が(1～6 月の申請においては前々年)40 万円以下の者</p> <p style="text-align: right;">(各地域福祉課で実施)</p>																
実績	<p>1 運転免許取得費補助 補助人数 5 人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 改造費助成 助成人数 8 人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	3	0	2	0	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	3	2	3	0
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田														
3	0	2	0														
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田														
3	2	3	0														

事業名	地域生活支援事業 (4) 移動支援 国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)
概要	屋外での移動が困難な視覚障がい者(児)、全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者及び難病の方について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。
実績	派遣件数 114,331 件 派遣時間数 151,998 時間 延利用者数 7,730 人

事業名	地域生活支援事業 (5) 日中一時支援 国補助 (国直 1/2)、(都 1/4、区 1/4)
概要	障がい者等の日中における活動の場を提供することで、障がい者の家族の一時的な休息を図ります。
実績	登録者数 183 人 利用者数 38 人 利用回数 延 706 回

事業名	地域生活支援事業 (6) 地域活動支援センター・相談支援 一部国補助 (国直 1/2、都 1/4、区 1/4) 一部都補助 (都 1/2、区 1/2)																																								
概要	障がい者等に対し、地域の実情に応じた、通所による創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。																																								
実績	<table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>地域活動支援センター (心身障害)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅲ型)</td> <td>2 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 2,065 人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地域活動支援センター (精神障害)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅰ型)</td> <td>2 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 22,335 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅱ型)</td> <td>4 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 17,079 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅲ型)</td> <td>1 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 4,517 人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>相談支援</td> <td>6 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 21,676 人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>生活サポート</td> <td>6 所</td> <td>利用人数</td> <td>延 415 人</td> </tr> </table>	1	地域活動支援センター (心身障害)					(Ⅲ型)	2 所	利用人数	延 2,065 人	2	地域活動支援センター (精神障害)					(Ⅰ型)	2 所	利用人数	延 22,335 人		(Ⅱ型)	4 所	利用人数	延 17,079 人		(Ⅲ型)	1 所	利用人数	延 4,517 人	3	相談支援	6 所	利用人数	延 21,676 人	4	生活サポート	6 所	利用人数	延 415 人
1	地域活動支援センター (心身障害)																																								
	(Ⅲ型)	2 所	利用人数	延 2,065 人																																					
2	地域活動支援センター (精神障害)																																								
	(Ⅰ型)	2 所	利用人数	延 22,335 人																																					
	(Ⅱ型)	4 所	利用人数	延 17,079 人																																					
	(Ⅲ型)	1 所	利用人数	延 4,517 人																																					
3	相談支援	6 所	利用人数	延 21,676 人																																					
4	生活サポート	6 所	利用人数	延 415 人																																					

事業名	心身障害者 (児) 緊急一時保護事業 (1) 家庭委託 区
概要	<p>(目的) 一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者 (児) を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。</p> <p>(内容) 登録介護人宅又は、登録介護人を障がい者宅及び指定施設に派遣して宿泊を伴わない介護を行います。 介護の時間は 1 回につき 2 時間以内、介護の回数は 1 か月に 8 回が上限です。</p> <p>(対象) 身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方</p>
実績	登録介護人 93 人 利用回数 4,553 回

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業 (2) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 一部都補助																								
概要	<p>(目的) 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）の健康の保持及びその家族等の福祉の向上を図ります。</p> <p>(内容) 重症心身障がい児（者）等の居宅等に看護師等を派遣し、医療的ケア及び食事、排泄等の介助等を代替することで、家族の休養を確保します。利用は、96時間が上限（4月申請の場合）で、1回あたり2～4時間（30分単位）です。ただし、申請の時期により年度内の上限時間は異なります。</p> <p>(対象) 区内在住で医療的ケアが必要であり、家族等の在宅介護を受けている方で、次の(1)か(2)のいずれかに該当する方。</p> <p>(1) 肢体不自由の身体障害者手帳（1・2級）と愛の手帳（1・2度）を所持 （または大島分類の区分1～4の記載がある書類が提出できる。）</p> <p>(2) 医療的ケア（「別表1」参照）が必要な18歳未満の障がい児</p> <p><別表1></p> <table border="1"> <tr><td>①</td><td>人工呼吸器管理※1</td></tr> <tr><td>②</td><td>気管内挿管、気管切開</td></tr> <tr><td>③</td><td>鼻咽頭エアウェイ</td></tr> <tr><td>④</td><td>酸素吸入</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>6回/日以上 の 頻回 の 吸引</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>ネブライザー 6回/日以上又は継続使用</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>中心静脈栄養（IVH）</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>経管（経鼻・胃ろう含む）</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>腸ろう・腸管栄養</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>継続する透析（腹膜灌流を含む）</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>定期導尿（3回/日以上）※2</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>人工肛門</td></tr> </table> <p>※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。</p> <p>※2 人工膀胱を含む。</p> <p style="text-align: right;">（各地域福祉課で実施）</p>	①	人工呼吸器管理※1	②	気管内挿管、気管切開	③	鼻咽頭エアウェイ	④	酸素吸入	⑤	6回/日以上 の 頻回 の 吸引	⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	⑦	中心静脈栄養（IVH）	⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）	⑨	腸ろう・腸管栄養	⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）	⑪	定期導尿（3回/日以上）※2	⑫	人工肛門
①	人工呼吸器管理※1																								
②	気管内挿管、気管切開																								
③	鼻咽頭エアウェイ																								
④	酸素吸入																								
⑤	6回/日以上 の 頻回 の 吸引																								
⑥	ネブライザー 6回/日以上又は継続使用																								
⑦	中心静脈栄養（IVH）																								
⑧	経管（経鼻・胃ろう含む）																								
⑨	腸ろう・腸管栄養																								
⑩	継続する透析（腹膜灌流を含む）																								
⑪	定期導尿（3回/日以上）※2																								
⑫	人工肛門																								
実績	<p>利用登録 67人 利用回数 463回</p> <p>指示書の作成に係る費用の補助 60件</p>																								

事業名	心身障害者（児）緊急一時保護事業 (3) 特別介護人派遣 区
概要	<p>(目的) 一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者（児）を登録介護人が緊急に保護することで居宅生活を支援します。</p> <p>(内容) 登録介護人宅または、障がい者宅及び指定施設に登録介護人を派遣して宿泊を伴う介護を行います。</p> <p>派遣回数は、1回は1泊2日、1年度に18回が上限です。</p> <p>(対象) 身体障害者手帳又は愛の手帳を持ち、日常生活で介護が必要な方</p>
実績	<p>登録介護人 82人</p> <p>派遣件数 805件</p> <p>派遣泊数 1,159泊</p>

事業名	心身障害者（児）福祉電話設置	区								
概要	<p>(目的) 在宅の心身障がい者（児）がいる家庭に電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図ります。</p> <p>(内容) 区が加入権を有する電話を対象世帯に設置し、電話使用料のうち基本料及びダイヤル通話料月 600 円等を区が負担します。</p> <p>(対象) 生活保護を受けている世帯又は所得税若しくは特別区民税が非課税である世帯（各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>電話設置台数 47 台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	18	6	11	12
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
18	6	11	12							

事業名	重度心身障害者（児）電話等使用料補助	区								
概要	<p>(目的) 在宅の重度心身障がい者又は、同居の家族が所有する電話の使用料の一部を区が補助することにより、当該心身障がい者（児）の家庭の経済的負担を軽減するとともに福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 基本料及び月 600 円に相当する額並びに福祉用電話機器を設置している場合の付加使用料とし、各四半期の初月に前 3 月分を給付します。</p> <p>(対象) 電話のある在宅の重度心身障がい者（児）のいる生活保護受給世帯（各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>補助世帯数 39 世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	13	6	16	4
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
13	6	16	4							

事業名	重度身体障害者（児）等住宅改造助成事業	都補助（都 1/2、区 1/2）								
概要	<p>(目的) 在宅の重度身体障がい者（児）等の自立の向上と介護者の介護の軽減のために、居宅の浴室等の改造相談及び改造費の助成をします。</p> <p>(内容) 世帯の所得に応じて、一部自己負担があります。</p> <p>中規模住宅改修 641,000 円</p> <p>小規模住宅改修 200,000 円</p> <p>屋内移動設備 機器本体及び付属機器 979,000 円</p> <p>(階段昇降機含) 設置費 353,000 円</p> <p>(対象) 区内に居住する重度身体障がい者（児）または内部に係る障がい者を有する者で補装具として車椅子を受給している者又は、難病等患者で下肢又は体幹機能に障がいがあり医師の意見書から区長が認める者（各地域福祉課で実施）</p>									
実績	<p>設備改善 22 件（中規模住宅改修 7 件、小規模住宅改修 9 件、屋内移動設備（設置費含む）6 件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	6	8	2	6
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
6	8	2	6							

事業名	重度心身障害者（児）寝具乾燥 区															
概要	<p>(目的) ねたきり重度心身障がい者（児）の寝具を乾燥・消毒及び水洗いを行うことにより、身体の清潔と快い就寝を確保し、併せて心身障がい者（児）の保健衛生の向上を図ります。</p> <p>(内容) 実施回数 乾燥・消毒 年10回、水洗い 年2回 対象者1人につき 布団（マットレスを含む）3枚・毛布1枚</p> <p>(対象) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、難病を有する者（各地域福祉課で実施）</p>															
実績	<p>登録者数 31人（乾燥・消毒 615枚 水洗い 130枚）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥・消毒</td> <td>285</td> <td>14</td> <td>241</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>水洗い</td> <td>69</td> <td>3</td> <td>41</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	乾燥・消毒	285	14	241	75	水洗い	69	3	41	17
	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田												
乾燥・消毒	285	14	241	75												
水洗い	69	3	41	17												

事業名	重度心身障害者出張理髪サービス 区
概要	<p>(目的) 家族等が理髪することが困難な在宅の重度心身障がい者に対して、区が理容師に出張を依頼し、その居室において理髪を行うことにより障がい者の保健衛生の向上と家族の負担を軽減します。</p> <p>(内容) 理容師の出張による普通調髪（調髪及び顔そり）とし、年4枚を限度として心身障害者出張理髪券を交付します。</p> <p>(対象) 東京都重度心身障害者手当受給者のうち、寝たきり状態にあり、店舗での理髪が困難な者で、東京都心身障害者の医療費の助成制度の所得額以下であること。</p>
実績	登録者数 36人 利用人数 延 90人

事業名	心身障害者（児）移送サービス事業 福祉タクシー及び自動車燃料費助成 区										
概要	<p>(目的) 歩行困難な心身障がい者（児）の日常生活の利便と生活圏の拡大を図り、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 福祉タクシー及び自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を交付します。 1か月あたり 300円券9枚 100円券9枚（1冊3,600円分）</p> <p>(対象) 下肢又は体幹機能障害3級以上、移動機能障害3級以上、視覚障害2級以上、内部障害2級以上及び愛の手帳2度以上の方</p>										
実績	<p>1 交付者10,286人 発行枚数 300円券及び100円券 各1,002,375枚</p> <p>2 使用実績</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(1) 福祉タクシー</td> <td>300円券</td> <td>506,756枚</td> <td>100円券</td> <td>496,616枚</td> </tr> <tr> <td>(2) 自動車燃料費</td> <td>300円券</td> <td>255,481枚</td> <td>100円券</td> <td>255,761枚</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 福祉タクシー	300円券	506,756枚	100円券	496,616枚	(2) 自動車燃料費	300円券	255,481枚	100円券	255,761枚
(1) 福祉タクシー	300円券	506,756枚	100円券	496,616枚							
(2) 自動車燃料費	300円券	255,481枚	100円券	255,761枚							

事業名	重度身体障害者等救急代理通報システム事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)								
概要	<p>(目的) ひとり暮らし等の在宅の重度身体障がい者及び難病患者の生活の安全を確保するため、重度身体障害者等救急代理通報システム事業を実施し、もって在宅重度身体障がい者等の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 在宅重度身体障がい者等が家庭内で病気や事故、もしくは火災発生などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機等を用いて民間認定事業者に通報することにより、当該在宅重度身体障がい者等の救援等を行います。</p> <p>(対象) 18歳以上のひとり暮らし等の在宅重度身体障がい者・難病患者で非課税世帯の方 (各地域福祉課で実施)</p>									
実績	<p>利用者数 23人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	12	1	5	5
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
12	1	5	5							

事業名	重度身体障害者ガイドヘルパー事業	区
概要	<p>(目的) 重度の肢体不自由者が外出をする際、家族等の付き添いが得られない場合、ガイドヘルパーを派遣し、重度肢体不自由者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的としています。</p> <p>(対象) 18歳以上の上肢・下肢・体幹のいずれかの障がい程度が、1級又は2級の身体障害者手帳を所持している者</p>	
実績	<p>利用登録者 59人 (令和4年3月31日現在)</p> <p>派遣時間数 延 593時間</p>	

事業名	重度脳性麻痺者介護支援	都補助 (都 10/10)								
概要	<p>(目的) 重度の脳性まひ者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、重度の脳性まひ者の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 介護人は障がい者の推薦による家族とします。 実施回数 1か月 最大12回</p> <p>(対象) 区内に居住する20歳以上の身体障害者手帳1級を有する重度の脳性まひ者で、独立して屋外活動をすることが困難な者。 ※介護保険・障害福祉サービス受給者で同種のサービスを受けている場合は除く。 (各地域福祉課で実施)</p>									
実績	<p>登録者数 22人 実施回数 延 3,498回</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>960</td> <td>432</td> <td>1,122</td> <td>984</td> </tr> </tbody> </table>		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	960	432	1,122	984
大森	調布	蒲田	糀谷・羽田							
960	432	1,122	984							

事業名	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	<p>聴覚障がいに係る身体障害者手帳を所持していない18歳未満で、補聴器装用の効果が医師の診断により認められる方に給付します。(所得制限あり)</p>	
実績	<p>助成件数 18件</p>	

事業名	障害者日中活動系サービス推進事業補助	一部都補助
概要	(目的) 指定障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を助成し、事業の円滑な執行、施設利用サービスの促進を図ります。 (対象) 生活介護、就労移行支援、就労継続支援等を実施する事業所	
実績	24 事業所 (うち第三者評価受審補助 11 事業所)	

事業名	心身障害者福祉手当	区																												
概要	(目的) 在宅の心身障がい者に手当を支給し、福祉の増進を図ります。 (内容) 身体障害者手帳 1～3 級、愛の手帳 1～4 度、脳性まひ、進行性筋萎縮症、規則で定める特殊疾病を有する方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方に手当を支給します。ただし、施設入所者を除く。 ※令和 4 年度から所得基準超過者は、対象外 (対象)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障がいの程度等</th> <th>手当額 (月額/円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td>身体障害者手帳 1・2 級、 愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症</td> <td>20 歳以上 17,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20 歳未満 4,500</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>身体障害者手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級</td> <td>4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3)</td> <td rowspan="2">特殊疾病</td> <td>20 歳以上 12,000</td> </tr> <tr> <td>20 歳未満 4,500</td> </tr> </tbody> </table>			障がいの程度等	手当額 (月額/円)	(1)	身体障害者手帳 1・2 級、 愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症	20 歳以上 17,500		20 歳未満 4,500	(2)	身体障害者手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級	4,500	(3)	特殊疾病	20 歳以上 12,000	20 歳未満 4,500													
	障がいの程度等	手当額 (月額/円)																												
(1)	身体障害者手帳 1・2 級、 愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症	20 歳以上 17,500																												
		20 歳未満 4,500																												
(2)	身体障害者手帳 3 級 愛の手帳 4 度 精神障害者保健福祉手帳 1 級	4,500																												
(3)	特殊疾病	20 歳以上 12,000																												
		20 歳未満 4,500																												
実績	<p>手当受給者 13,823 人 (令和 4 年 3 月 31 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>障がいの程度等</th> <th>手当額 (月額/円)</th> <th>人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳以上)</td> <td>17,500</td> <td>5,983</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度、身体障害者手帳 1・2 級 (20 歳未満)、愛の手帳 1～3 度 (20 歳未満) 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳未満)</td> <td>4,500</td> <td>3,701</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>所得制限該当者</td> <td>4,500</td> <td>863</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>特殊疾病 (20 歳以上)</td> <td>12,000</td> <td>2,989</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>特殊疾病 (20 歳未満)</td> <td>4,500</td> <td>147</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>精神障害者保健福祉手帳 1 級 (平成 28 年 4 月 1 日追加)</td> <td>4,500</td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table>			障がいの程度等	手当額 (月額/円)	人数 (人)	(1)	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳以上)	17,500	5,983	(2)	身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度、身体障害者手帳 1・2 級 (20 歳未満)、愛の手帳 1～3 度 (20 歳未満) 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳未満)	4,500	3,701	(3)	所得制限該当者	4,500	863	(4)	特殊疾病 (20 歳以上)	12,000	2,989	(5)	特殊疾病 (20 歳未満)	4,500	147	(6)	精神障害者保健福祉手帳 1 級 (平成 28 年 4 月 1 日追加)	4,500	140
	障がいの程度等	手当額 (月額/円)	人数 (人)																											
(1)	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳以上)	17,500	5,983																											
(2)	身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度、身体障害者手帳 1・2 級 (20 歳未満)、愛の手帳 1～3 度 (20 歳未満) 脳性まひ、進行性筋萎縮症 (20 歳未満)	4,500	3,701																											
(3)	所得制限該当者	4,500	863																											
(4)	特殊疾病 (20 歳以上)	12,000	2,989																											
(5)	特殊疾病 (20 歳未満)	4,500	147																											
(6)	精神障害者保健福祉手帳 1 級 (平成 28 年 4 月 1 日追加)	4,500	140																											

事業名	特別障害者手当等支給 国補助（国直 3/4）、（区 1/4）								
<p>概要</p>	<p>1 特別障害者手当 精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある 20 歳以上の障がい者に手当を支給します。 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 月額 27,350 円 令和 4 年 4 月～ 月額 27,300 円 （支給制限） 施設入所者、病院又は診療所に 3 か月を超えて入院している者 本人及び扶養義務者等の所得が一定額を超える者 （対象） 20 歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とする者 ① おおむね身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度程度の障がい重複している者 ② ①と同程度の重度の障がいや疾病、精神障がいのある者</p> <p>2 障害児福祉手当 精神又は身体に特に重い障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状況にある 20 歳未満の障がい児に手当を支給します。 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 月額 14,880 円 令和 4 年 4 月～ 月額 14,850 円 （対象） 20 歳未満で日常生活において常時介護を必要とする者 ① 身体障害者手帳 1・2 級程度の者 ② 愛の手帳 1・2 度程度の者 ③ ①②と同程度の疾病、精神障がいのある者</p> <p>3 経過措置の福祉手当 20 歳以上で、昭和 61 年 3 月末日現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当又は障害基礎年金のいずれも支給されない者に支給します。 令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月 月額 14,880 円 令和 4 年 4 月～ 月額 14,850 円</p>								
<p>実績</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>手当名</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別障害者手当</td> <td>522 人</td> </tr> <tr> <td>2 障害児福祉手当</td> <td>187 人</td> </tr> <tr> <td>3 経過措置の福祉手当</td> <td>15 人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（令和 4 年 3 月 31 日現在）</p>	手当名	受給者数	1 特別障害者手当	522 人	2 障害児福祉手当	187 人	3 経過措置の福祉手当	15 人
手当名	受給者数								
1 特別障害者手当	522 人								
2 障害児福祉手当	187 人								
3 経過措置の福祉手当	15 人								

事業名	東京都心身障害者医療費助成事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)					
概要	<p>(目的) 心身障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の保健の向上に寄与します。</p> <p>(内容) 助成内容</p> <p>○所得制限内で課税者</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">1割負担</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上限</td> <td>通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円</td> </tr> <tr> <td>入院 57,600 円/月、 ただし、12か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月</td> </tr> </table> <p>○所得制限内で非課税者 自己負担は、入院時の食事負担のみ</p> <p>(対象) 東京都内に住所を有する身体障害者手帳1級・2級 (内部障がいについては3級)、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級 (平成31年1月1日から) に該当する所得制限基準額以下の者。 ただし、年齢制限等あり。</p>	1割負担		上限	通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円	入院 57,600 円/月、 ただし、12か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月
1割負担						
上限	通院 18,000 円/月 ただし、年間 (8月1日から翌年7月31日まで) 上限 144,000 円					
	入院 57,600 円/月、 ただし、12か月間で3回以上、高額医療費の支給対象となった場合、4回目以降は上限額が軽減され 44,400 円/月					
実績	対象者 5,290人 (令和4年3月31日現在)					

事業名	東京都重度心身障害者手当事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)
概要	<p>(目的) 心身に特に重度の障がい有するため、家庭において常時複雑な介護を必要とする者に対し、手当を支給します。</p> <p>(内容) (1) 月額 60,000 円 (2) 認定 都 (福祉保健局) (箇条書きそろえてほしい) (3) 支給方法 都から直接支給します (4) 支給月 毎月 (5) 支給制限 施設入所者及び3か月以上の長期入院者は対象外</p> <p>(対象) (1) 重度の知的障がい、特に著しい問題行動のため、介護人が常に目を離せず、特別な配慮をする必要がある者 (2) 重度の知的障がいと重度の身体障がいの重複している者 (3) 重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障がいのある者</p> <p>※新規申請：65歳以上は対象外</p>
実績	月額 60,000 円 手当受給者 404人 (令和4年3月31日現在)

事業名	東京都心身障害者扶養共済事務 (都進達事務) 都条例 (都10/10)
概要	<p>(目的) 障がい者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障がいと認められたときは、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。</p> <p>※東京都心身障害者扶養年金は、平成19年3月制度廃止</p> <p>(内容) 1 給付金額 ①支給月額 20,000 円 (加入1口当たり) 2口まで加入可 ②弔慰金 <障がい者が加入者より先に死亡したとき> 加入期間により 50,000 円 (1年以上5年未満) ~250,000 円 (20年以上)</p> <p>2 掛金の払込期間 (以下の2つの要件を満たしたとき) ①年度初日 (4月1日) に加入者の年齢が65歳となったとき (年齢要件) ②加入期間が20年以上になったとき (期間要件)</p> <p>3 掛金月額 加入者の加入時年齢により 9,300 円~23,300 円 (令和4年4月1日現在)</p>

	(対象) (1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者1級～3級 (3) 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が(1)又は(2)と同程度 <脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など>								
実績	<table border="0"> <tr> <td>扶養共済制度加入者数</td> <td>55人</td> </tr> <tr> <td>扶養共済制度受給者数</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>扶養年金清算金受給者</td> <td>119人</td> </tr> <tr> <td>扶養年金受給者</td> <td>243人</td> </tr> </table> <p>(令和4年3月1日現在)</p>	扶養共済制度加入者数	55人	扶養共済制度受給者数	5人	扶養年金清算金受給者	119人	扶養年金受給者	243人
扶養共済制度加入者数	55人								
扶養共済制度受給者数	5人								
扶養年金清算金受給者	119人								
扶養年金受給者	243人								

事業名	障害児通所給付費	国補助 (国直1/2、都1/4、区1/4)																											
概要	<table border="1"> <tr> <td>○児童発達支援</td> <td>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。</td> </tr> <tr> <td>○医療型児童発達支援</td> <td>上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。</td> </tr> <tr> <td>○放課後等デイサービス</td> <td>授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>○保育所等訪問支援</td> <td>保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。</td> </tr> <tr> <td>○居宅訪問型児童発達支援</td> <td>重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。</td> </tr> </table>		○児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	○医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。	○放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。	○保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	○居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。																	
○児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。																												
○医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。																												
○放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。																												
○保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。																												
○居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがある児童であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童について、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を行います。																												
実績	<p>利用人数</p> <table border="0"> <tr> <td>○児童発達支援</td> <td>延</td> <td>7,702人</td> </tr> <tr> <td>○医療型児童発達支援</td> <td>延</td> <td>217人</td> </tr> <tr> <td>○放課後等デイサービス</td> <td>延</td> <td>15,084人</td> </tr> <tr> <td>○保育所等訪問支援</td> <td>延</td> <td>376人</td> </tr> <tr> <td>○居宅訪問型児童発達支援</td> <td>延</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>○障害児相談支援給付費</td> <td>延</td> <td>1,072人</td> </tr> <tr> <td>○高額障害児通所給付費</td> <td>延</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>○肢体不自由児医療費</td> <td>延</td> <td>201人</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td>延</td> <td>52人</td> </tr> </table>		○児童発達支援	延	7,702人	○医療型児童発達支援	延	217人	○放課後等デイサービス	延	15,084人	○保育所等訪問支援	延	376人	○居宅訪問型児童発達支援	延	1人	○障害児相談支援給付費	延	1,072人	○高額障害児通所給付費	延	17人	○肢体不自由児医療費	延	201人	○その他	延	52人
○児童発達支援	延	7,702人																											
○医療型児童発達支援	延	217人																											
○放課後等デイサービス	延	15,084人																											
○保育所等訪問支援	延	376人																											
○居宅訪問型児童発達支援	延	1人																											
○障害児相談支援給付費	延	1,072人																											
○高額障害児通所給付費	延	17人																											
○肢体不自由児医療費	延	201人																											
○その他	延	52人																											

事業名	重症心身障害児通所事業	都補助 (10/10)
概要	<p>(目的)</p> <p>児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援を行うもののうち、在宅の重症心身障害児の日中活動の場を確保することを目的とする。</p> <p>(内容)</p> <p>東京都重症心身障害児(者)通所支援事業</p> <p>専門の医師及び看護師による診断、治療及び指導を行うほか、日常生活動作訓練、保持している運動機能等の低下防止などの療育や地域社会の中で生活していくための支援を実施する。</p>	
実績	支給件数 延1,019件	

地域福祉課で実施する事業

事業名	老人保護措置費（蒲田地域福祉課のみ）	区
概 要	老人福祉法に定める施設入所に関する事務 環境上の理由及び経済的理由等により、居宅において養護を受けることが困難な 65歳以上の高齢者を、養護老人ホームに入所させることにより養護する。 特別養護老人ホームでは虐待等やむをえない理由による入所措置に対応する。	
実 績	老人福祉法による措置の状況 養護老人ホーム措置人数 175人（令和4年3月末現在） 年間延措置者数 2,165人 特別養護老人ホーム措置人数 4人（令和4年3月末現在） 年間延措置者数 42人	

事業名	緊急ショートステイ事業	都補助（都1/2、区1/2）
概 要	（目的）居宅の要介護高齢者等が緊急の事情により、ショートステイが必要になっ た場合に備え、大田区は緊急利用に対応できるショートステイ床を確保し、当 該要介護高齢者等及びその介護をする家族等の生活を支援し、もって居宅生活 の継続を可能にすることを目的としています。 （対象）区内に住所を有する者か、区内で保護された身元不明者で、かつ65歳以 上の高齢者（40歳以上65歳未満で初老期認知症に該当する者を含む）若しく は要支援・要介護高齢者	
実 績	≪緊急ショートステイ用ベッドの確保≫ 実施施設 特別養護老人ホーム池上（1床）・たまがわ（3床）、 介護老人保健施設セントラル大田（1床） 延べ利用人数 19人 延べ利用床 127床 委託料 18,429,300円 ≪介護保険外ショートステイ≫ 実施施設 特別養護老人ホーム 6か所 （羽田・池上・大森・蒲田・糎谷・たまがわ） 延べ利用人数 5人（内確保床利用 5人） 延べ利用床 39床 委託料 266,553円	

事業名	社会福祉法人助成	区
概 要	社会福祉法人池上長寿園に対する補助（蒲田地域福祉課のみ）	
実 績	養護老人ホーム運営費補助 10,630,063円	

1 各地域福祉課における相談状況

令和4年3月31日現在

相談内容		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
高齢者福祉	虐待	703	878	915	702	3,198
	権利擁護	581	427	367	406	1,781
	認知症	491	523	545	381	1,940
	施設入所等	197	290	173	93	753
	在宅福祉サービス	1,761	1,473	3,511	1,399	8,144
	医療機関等情報提供	248	125	102	212	687
	介護予防関係	32	85	32	42	191
	その他	3,024	317	976	214	4,531
	延件数	7,037	4,118	6,621	3,449	21,225
身体障害者手帳 保持者	身障手帳	1,115	2,286	1,386	2,201	6,988
	更生医療	166	46	144	193	549
	補装具	314	758	427	383	1,882
	職業	5	38	14	7	64
	在宅	195	1,837	267	1,139	3,438
	施設	16	213	38	253	520
	医療保健	29	255	6	31	321
	生活	1,139	1,033	533	701	3,406
	無料乗車券	297	426	282	194	1,199
	その他	467	713	47	2	1,229
延件数	3,743	7,605	3,144	5,104	19,596	
身体障害者手帳 非保持者及び 18歳未満の者	身障手帳	250	68	279	468	1,065
	更生医療	8	0	1	0	9
	補装具	84	22	18	69	193
	職業	0	0	0	0	0
	在宅	14	55	3	76	148
	施設	1	0	0	3	4
	医療保健	0	0	0	0	0
	生活	349	6	11	108	474
	無料乗車券	44	136	1	52	233
	その他	31	81	2,067	20	2,199
延件数	781	368	2,380	796	4,325	
知的障がい者	施設	1,016	1,299	5,415	774	8,504
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	132	141	212	48	533
	医療保健	210	157	105	248	720
	生活	612	223	3,249	26	4,110
	教育	233	227	102	1	563
	在宅	344	1,762	2,811	60	4,977
	愛の手帳	393	134	427	161	1,115
	その他	2,369	1,955	4,214	2,450	10,988
	延件数	5,309	5,898	16,535	3,768	31,510

2 精神・難病医療費助成

令和4年3月31日現在

申請数	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
精神障害者通院医療	5,132	4,334	5,832	2,791	18,089
精神障害者保健福祉手帳	1,218	873	1,217	530	3,838
特殊疾病	2,894	2,451	3,143	1,399	9,887

※特殊疾病には、B型・C型ウイルス肝炎の数も含む。

生活福祉課で実施する事業

事業名	中国残留邦人等支援給付	法定1(国3/4、区1/4)
概 要	<p>(目的) 中国残留邦人等の老後の生活の安定を図り、生活を保障することを目的とします。</p> <p>(内容) 老齢基礎年金を除く世帯の収入が一定基準未満の場合、生活保護と同様の扶助を金銭又は現物により毎月支給します。</p> <p>(対象) 中国残留邦人等本人及び特定配偶者</p>	
実 績	<p>令和4年3月31日現在</p> <p style="text-align: right;">合計 55世帯 87人</p> <p>大森 0世帯 0人、蒲田 27世帯 39人、調布 0世帯 0人、糀谷・羽田 28世帯 48人</p>	

事業名	被保護者金銭管理支援事業	国補助(国1/2、区1/2)
概 要	<p>(目的) 被保護者のうち、金銭等の管理等を行うことが困難な者を対象に金銭等を管理する支援を行うことにより、被保護者の安定した生活の維持、金銭管理能力の醸成及び自立の助長を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) (1) 日常金銭管理支援 (2) 書類等管理支援 (3) その他区長が必要と認める支援</p> <p>(対象) 生活保護世帯</p>	
実 績	<p>令和4年3月31日現在</p> <p style="text-align: right;">合計 71人</p> <p>大森 24人、調布 11人、蒲田 23人、糀谷・羽田 13人</p>	

事業名	健康管理支援事業	法定1(国3/4、区1/4)
概 要	<p>(目的) 生活保護受給者の受診行動の適正化や生活の質の向上、医療扶助の適正化を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 生活保護受給者の医療扶助レセプト及び健康診査データを分析し、保健指導(面談・電話・手紙)や健康診査の受診勧奨(チラシ配付)を行います。</p> <p>(対象) 1 保健指導 医療扶助レセプト及び健康診査データを分析後選出した50人 2 受診勧奨 40代から50代の健康診査未受診者1,500人</p>	
実 績	<p>1 保健指導 62人</p> <p>2 受診勧奨 1,506人</p>	

事業名	生活保護世帯に対する給付金援護 1 加算援護事業 2 被保護者自立促進事業	区	都補助（都10/10）																																	
概要	<p>(目的) 生活保護世帯の学齢期の児童・生徒の心身の健全な育成を図るための各種加算援護事業や被保護者自立促進事業による自立のための経費の支給により、世帯の自立助長を図ります。</p> <p>(内容) 1 加算援護事業</p> <p>(1) 運動衣購入費支給 小・中学生全員に運動衣の購入費として小学生一人あたり4,000円、中学生一人あたり14,000円を5月分の定例払金に上乗せして支給します。</p> <p>(2) 修学旅行支度金支給 修学旅行に必要な参加支度金として、小学校6年生は一人あたり3,500円、中学校3年生は一人あたり5,000円を、5月分の定例払金に上乗せして支給します。</p> <p>2 被保護者自立促進事業 自立支援に要する次の経費の一部を支給します。</p> <p>(1) 就労支援 (3) 地域生活移行支援 (5) 次世代育成支援 (2) 社会参加活動支援 (4) 健康増進支援</p> <p>(対象) 1 加算援護事業 生活保護世帯の小・中学生 2 被保護者自立促進事業 生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯</p>																																			
実績	<table border="0"> <tr> <td>1 加算援護事業</td> <td></td> <td>4,492,000円</td> </tr> <tr> <td>(1) 運動衣購入費支給</td> <td></td> <td>3,958,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生 279人 中学生 203人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 修学旅行支度金支給</td> <td></td> <td>534,000円</td> </tr> <tr> <td>小学校6年生 54人 中学校3年生 69人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 被保護者自立促進事業</td> <td></td> <td>35,777,371円</td> </tr> <tr> <td>(1) 就労支援</td> <td>49件</td> <td>576,376円</td> </tr> <tr> <td>(2) 社会参加活動支援</td> <td>3件</td> <td>55,430円</td> </tr> <tr> <td>(3) 地域生活移行支援</td> <td>446件</td> <td>14,513,668円</td> </tr> <tr> <td>(4) 健康増進支援</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>(5) 次世代育成支援</td> <td>211件</td> <td>20,631,897円</td> </tr> </table> <p>※件数は実件数</p>			1 加算援護事業		4,492,000円	(1) 運動衣購入費支給		3,958,000円	小学生 279人 中学生 203人			(2) 修学旅行支度金支給		534,000円	小学校6年生 54人 中学校3年生 69人			2 被保護者自立促進事業		35,777,371円	(1) 就労支援	49件	576,376円	(2) 社会参加活動支援	3件	55,430円	(3) 地域生活移行支援	446件	14,513,668円	(4) 健康増進支援	0件	0円	(5) 次世代育成支援	211件	20,631,897円
1 加算援護事業		4,492,000円																																		
(1) 運動衣購入費支給		3,958,000円																																		
小学生 279人 中学生 203人																																				
(2) 修学旅行支度金支給		534,000円																																		
小学校6年生 54人 中学校3年生 69人																																				
2 被保護者自立促進事業		35,777,371円																																		
(1) 就労支援	49件	576,376円																																		
(2) 社会参加活動支援	3件	55,430円																																		
(3) 地域生活移行支援	446件	14,513,668円																																		
(4) 健康増進支援	0件	0円																																		
(5) 次世代育成支援	211件	20,631,897円																																		

事業名	入浴券支給事業	区
概要	<p>(目的) 生活保護世帯等の家計負担を軽減し、世帯の自立助長を図ります。</p> <p>(内容) 自家風呂等のない居宅の生活保護世帯等に対して、都内共通入浴券を一人あたり年間30枚支給します。</p> <p>(対象) 7月1日現在居宅で、かつ自家風呂等のない生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯</p>	
実績	<p>合計 2,007人</p> <p>(内訳) 大人 2,006人 中人 1人 小人 0人</p>	

事業名	緊急援護対策費支給	区						
概要	<p>(目的) 路上生活者等の緊急時に対応します。</p> <p>(内容) 路上生活者等が緊急に援護を求めてきたとき、各生活福祉課及び本庁舎の夜間窓口で緊急援護対策費を支給します。原則として現物給付(食料《乾パン等》・乗車券《JR等回数券》)としますが、必要に応じて現金(1回1,000円以下)を支給します。</p> <p>(対象) 路上生活者等</p>							
実績	<table> <tr> <td>路上生活者等への現金の支給</td> <td>60件</td> <td>53,880円</td> </tr> <tr> <td>食料及び乗車券等購入</td> <td>1,458件</td> <td>403,408円</td> </tr> </table>		路上生活者等への現金の支給	60件	53,880円	食料及び乗車券等購入	1,458件	403,408円
路上生活者等への現金の支給	60件	53,880円						
食料及び乗車券等購入	1,458件	403,408円						

事業名	生活援助金支給	区																				
概要	<p>(目的) 収入が少なく、一時的に金銭の都合がつかない世帯が、急を要する際に援助し、自立を助長することを目的とします。</p> <p>(内容) 生活や医療などの急を要する要保護階層世帯に対し、年度内において1世帯7,000円以内を限度として援助金を支給します。</p> <p>(対象) 原則として区内に住居を有する要保護階層世帯</p>																					
実績	<table> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>719件</td> <td>4,782,714円</td> </tr> <tr> <td>(各課別内訳)</td> <td>大森</td> <td>192件</td> <td>1,291,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒲田</td> <td>339件</td> <td>2,115,014円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調布</td> <td>98件</td> <td>611,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>糀谷・羽田</td> <td>90件</td> <td>765,000円</td> </tr> </table>			合計	719件	4,782,714円	(各課別内訳)	大森	192件	1,291,000円		蒲田	339件	2,115,014円		調布	98件	611,700円		糀谷・羽田	90件	765,000円
	合計	719件	4,782,714円																			
(各課別内訳)	大森	192件	1,291,000円																			
	蒲田	339件	2,115,014円																			
	調布	98件	611,700円																			
	糀谷・羽田	90件	765,000円																			

生活保護法、生活困窮者自立支援法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法等に定める援
護、育成、支援事業

○相談件数（令和3年度）

（延件数）

各課別内訳	生活相談 面接件数	母子相談件数	女性相談件数	家庭相談件数	合計
大森	3,047	1,917	698	85	5,747
調布	1,329	361	402	102	2,194
蒲田	2,844	7,978	1,617	77	12,516
糀谷・羽田	1,146	1,698	298	52	3,194
合計	8,366	11,954	3,015	316	23,651

事業名	生活保護 法定1（国3/4、区1/4） 生活保護法第73条該当者については法定2（国3/4、都1/4）																									
概要	<p>（目的） 生活保護法に基づき保護の決定をした者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護・給付を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。</p> <p>（内容） 被保護者に対して、その困窮の程度に応じ下記のとおり扶助を金銭又は現物により毎月、もしくは随時支給します。</p> <p>（対象） 生活保護法に基づく被保護者</p>																									
実績	<p>令和4年3月31日現在 13,187 世帯（停止世帯47世帯を含む）</p> <p>(1) 保護費 32,889,933,577 円 （内訳）〈延件数〉</p> <table border="0"> <tr> <td>生活扶助費</td> <td>187,240 件</td> <td>8,870,013,778 円</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助費</td> <td>129,535 件</td> <td>7,406,549,256 円</td> </tr> <tr> <td>教育扶助費</td> <td>6,744 件</td> <td>60,425,889 円</td> </tr> <tr> <td>介護扶助費</td> <td>97,052 件</td> <td>837,478,664 円</td> </tr> <tr> <td>医療扶助費</td> <td>402,118 件</td> <td>15,551,251,801 円</td> </tr> <tr> <td>出産扶助費</td> <td>3 件</td> <td>16,600 円</td> </tr> <tr> <td>生業扶助費</td> <td>2,718 件</td> <td>39,302,092 円</td> </tr> <tr> <td>葬祭扶助費</td> <td>683 件</td> <td>124,895,497 円</td> </tr> </table> <p>(2) 保護施設事務費 延 1,798 人 158,280,903 円</p> <p>(3) 就労自立給付金 105 件 5,044,186 円</p> <p>(4) 進学準備給付金 37 件 4,700,000 円</p>		生活扶助費	187,240 件	8,870,013,778 円	住宅扶助費	129,535 件	7,406,549,256 円	教育扶助費	6,744 件	60,425,889 円	介護扶助費	97,052 件	837,478,664 円	医療扶助費	402,118 件	15,551,251,801 円	出産扶助費	3 件	16,600 円	生業扶助費	2,718 件	39,302,092 円	葬祭扶助費	683 件	124,895,497 円
生活扶助費	187,240 件	8,870,013,778 円																								
住宅扶助費	129,535 件	7,406,549,256 円																								
教育扶助費	6,744 件	60,425,889 円																								
介護扶助費	97,052 件	837,478,664 円																								
医療扶助費	402,118 件	15,551,251,801 円																								
出産扶助費	3 件	16,600 円																								
生業扶助費	2,718 件	39,302,092 円																								
葬祭扶助費	683 件	124,895,497 円																								

事業名	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	国補助 (国 3/4、区 1/4)									
概要	<p>(目的) 母子家庭の母又は父子家庭の父が自立就労するための資格取得等に必要の支援を行います。</p> <p>(内容) 1 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労に役立てるため、大田区が指定した対象講座を受講し、修了した場合費用の一部を支給します。</p> <p>2 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就労のための国家資格の取得を目的として養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行います。</p> <p>(対象) 雇用保険の教育訓練給付金に該当しない者で、児童扶養手当受給者またはそれに準ずる者</p>										
実績	<table> <tr> <td>1 自立支援教育訓練給付金</td> <td>793,790 円</td> <td>(8 人)</td> </tr> <tr> <td>2 高等職業訓練促進給付金</td> <td>20,743,000 円</td> <td>(19 人)</td> </tr> <tr> <td>3 修了一時金</td> <td>200,000 円</td> <td>(4 人)</td> </tr> </table>		1 自立支援教育訓練給付金	793,790 円	(8 人)	2 高等職業訓練促進給付金	20,743,000 円	(19 人)	3 修了一時金	200,000 円	(4 人)
1 自立支援教育訓練給付金	793,790 円	(8 人)									
2 高等職業訓練促進給付金	20,743,000 円	(19 人)									
3 修了一時金	200,000 円	(4 人)									

事業名	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	国補助 (国 3/4、区 1/4)
概要	<p>(目的) ひとり親家庭の親及び児童の高等学校卒業程度認定試験合格に向けた受講料の一部を助成することにより、学び直しを支援します。</p> <p>(内容) 1 受講修了時給付金 対象者が対象講座の受講を修了した際に支払った費用の 20%相当額を支給します。</p> <p>2 合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が受講終了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合、対象講座の受講のために支払った費用の 40%相当額を支給します。</p> <p>(対象) 高等学校を卒業していない (中退含む) ひとり親家庭の親又は 20 歳未満の児童</p>	
実績	(対象者) 0 人 (実績額) 0 円	

事業名	母子・父子自立支援員による相談事業	区																																										
概要	<p>(目的) ひとり親世帯(母子又は父子世帯)及び寡婦世帯が抱える経済的問題、就職の問題その他のの上相談を行い、また必要な援助を行うことによってひとり親世帯及び寡婦世帯の福祉の向上を図ることを目的とします。</p> <p>(内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、必要な支援を行っています。</p> <p>(対象) 配偶者のいない女性又は男性で、現に児童を扶養している人及び寡婦</p>																																											
実績	<p>母子・父子自立支援員の相談受付状況(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>542</td> <td>230</td> <td>794</td> <td>238</td> <td>1,804</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>1,917</td> <td>361</td> <td>7,978</td> <td>1,698</td> <td>11,954</td> </tr> <tr> <td>(内訳)生活一般</td> <td>881</td> <td>125</td> <td>4,708</td> <td>735</td> <td>6,449</td> </tr> <tr> <td>児童関係</td> <td>445</td> <td>29</td> <td>1,540</td> <td>292</td> <td>2,306</td> </tr> <tr> <td>生活援護</td> <td>496</td> <td>91</td> <td>1,325</td> <td>418</td> <td>2,330</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>95</td> <td>116</td> <td>405</td> <td>253</td> <td>869</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	相談実人数	542	230	794	238	1,804	相談延件数	1,917	361	7,978	1,698	11,954	(内訳)生活一般	881	125	4,708	735	6,449	児童関係	445	29	1,540	292	2,306	生活援護	496	91	1,325	418	2,330	その他	95	116	405	253	869
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計																																							
相談実人数	542	230	794	238	1,804																																							
相談延件数	1,917	361	7,978	1,698	11,954																																							
(内訳)生活一般	881	125	4,708	735	6,449																																							
児童関係	445	29	1,540	292	2,306																																							
生活援護	496	91	1,325	418	2,330																																							
その他	95	116	405	253	869																																							

事業名	助産施設への入院措置	都立施設(国1/2、都1/2)それ以外(国1/2、都1/4、区1/4)												
概要	<p>(目的・対象) 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることのできない妊産婦に対し、入院させ助産を行います。</p> <p>(内容) 4生活福祉課において、助産施設への入院措置を行います。</p>													
実績	<p>入院助産適用数(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糀谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計	件数	2	3	8	2	15
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計									
件数	2	3	8	2	15									

事業名	ひとり親家庭に対する援助(ホームヘルプサービス)	区											
概要	<p>(目的) 日常生活に著しく支障があるひとり親家庭に対して、家事援助者を派遣することにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 家政婦紹介所等の登録ホームヘルパーを、1日2回以内、月50時間を限度として派遣します。</p> <p>(対象) 以下のいずれかに該当する、児童育成手当を受給しているかそれに準ずる所得であり、小学校6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親又は子が一時的疾病の場合 ・親族等の出産、看護、事故又は冠婚葬祭等の社会通念上必要と認められる場合 ・技能習得のための通学、就職活動をする場合 ・勤務の都合上止むを得ず出勤、出張しなければならない場合 												
実績	<p>合計 7世帯 76.5時間派遣</p> <p>(各課別内訳)</p> <table> <tr> <td>大森</td> <td>0世帯</td> <td>蒲田</td> <td>2世帯</td> <td>24.5時間派遣</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>2世帯</td> <td>32時間派遣</td> <td>糀谷・羽田</td> <td>3世帯</td> <td>20時間派遣</td> </tr> </table>		大森	0世帯	蒲田	2世帯	24.5時間派遣	調布	2世帯	32時間派遣	糀谷・羽田	3世帯	20時間派遣
大森	0世帯	蒲田	2世帯	24.5時間派遣									
調布	2世帯	32時間派遣	糀谷・羽田	3世帯	20時間派遣								

事業名	東京都母子及び父子福祉資金貸付事業	都条例																																																						
概要	<p>(目的) 母子家庭及び父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長及び児童の福祉増進を図ります。</p> <p>(内容) 母子家庭及び父子家庭に対し、償還能力があることを条件に資金を貸し付けます。</p> <p>(対象) 都内に6か月以上居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父。</p>																																																							
実績	<p>令和3年度東京都母子福祉資金貸付 113件 81,998,204円 (資金種類別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>4件</td> <td>2,808,000円</td> <td>生活資金</td> <td>8件</td> <td>3,582,000円</td> </tr> <tr> <td>転宅資金</td> <td>2件</td> <td>520,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>11件</td> <td>3,913,000円</td> </tr> <tr> <td>修学資金</td> <td>88件</td> <td>71,175,204円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>22件</td> <td>14,195,200円</td> <td>蒲田</td> <td>35件</td> <td>26,390,600円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>31件</td> <td>23,727,904円</td> <td>糎谷・羽田</td> <td>25件</td> <td>17,684,500円</td> </tr> </table> <p>令和3年度東京都父子福祉資金貸付 7件 5,084,000円 (資金種類別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>生活資金</td> <td>1件</td> <td>315,000円</td> <td>就学支度資金</td> <td>2件</td> <td>833,000円</td> </tr> <tr> <td>修学資金</td> <td>4件</td> <td>3,936,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(各課別内訳)</p> <table border="1"> <tr> <td>大森</td> <td>2件</td> <td>1,992,000円</td> <td>蒲田</td> <td>1件</td> <td>253,000円</td> </tr> <tr> <td>調布</td> <td>2件</td> <td>1,287,000円</td> <td>糎谷・羽田</td> <td>2件</td> <td>1,552,000円</td> </tr> </table>		技能習得資金	4件	2,808,000円	生活資金	8件	3,582,000円	転宅資金	2件	520,000円	就学支度資金	11件	3,913,000円	修学資金	88件	71,175,204円				大森	22件	14,195,200円	蒲田	35件	26,390,600円	調布	31件	23,727,904円	糎谷・羽田	25件	17,684,500円	生活資金	1件	315,000円	就学支度資金	2件	833,000円	修学資金	4件	3,936,000円				大森	2件	1,992,000円	蒲田	1件	253,000円	調布	2件	1,287,000円	糎谷・羽田	2件	1,552,000円
技能習得資金	4件	2,808,000円	生活資金	8件	3,582,000円																																																			
転宅資金	2件	520,000円	就学支度資金	11件	3,913,000円																																																			
修学資金	88件	71,175,204円																																																						
大森	22件	14,195,200円	蒲田	35件	26,390,600円																																																			
調布	31件	23,727,904円	糎谷・羽田	25件	17,684,500円																																																			
生活資金	1件	315,000円	就学支度資金	2件	833,000円																																																			
修学資金	4件	3,936,000円																																																						
大森	2件	1,992,000円	蒲田	1件	253,000円																																																			
調布	2件	1,287,000円	糎谷・羽田	2件	1,552,000円																																																			

事業名	婦人保護事業	区 広域利用のみ (国1/2、都1/4、区1/4)																		
概要	<p>(目的・対象) DV防止法及び売春防止法に基づき、援助及び保護を必要とする女性に対して相談・支援を行います。</p> <p>(内容) 4生活福祉課に担当職員を配置し、保護を必要とする女性に必要な支援及び収容保護を行います(広域利用を含む)。</p>																			
実績	<p>女性相談の状況(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糎谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>601</td> <td>297</td> <td>870</td> <td>160</td> <td>1,928</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>698</td> <td>402</td> <td>1,617</td> <td>298</td> <td>3,015</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	計	相談実人数	601	297	870	160	1,928	相談延件数	698	402	1,617	298	3,015
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	計															
相談実人数	601	297	870	160	1,928															
相談延件数	698	402	1,617	298	3,015															

事業名	家庭相談員による相談事業	区																		
概要	<p>(目的・対象) 夫婦及び、親子関係など家庭内の問題で困っている人に対し、助言・指導を行い、人間関係の調整に努め、福祉の増進を図ります。</p> <p>(内容) 4生活福祉課において、家庭相談員が相談に応じます。</p>																			
実績	<p>家庭相談の状況(令和3年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各課別内訳</th> <th>大森</th> <th>調布</th> <th>蒲田</th> <th>糎谷・羽田</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談実人数</td> <td>59</td> <td>73</td> <td>65</td> <td>33</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>85</td> <td>102</td> <td>77</td> <td>52</td> <td>316</td> </tr> </tbody> </table>		各課別内訳	大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	計	相談実人数	59	73	65	33	230	相談延件数	85	102	77	52	316
各課別内訳	大森	調布	蒲田	糎谷・羽田	計															
相談実人数	59	73	65	33	230															
相談延件数	85	102	77	52	316															

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） （1）生活再建・就労サポートセンターJOBOTA	国補助(1)、(3)（国3/4、区1/4） （2）、(4)（国2/3、区1/3）
概要	<p>目的 生活困窮者自立支援法(平成27年4月1日施行)に基づき、大田区における生活困窮者の経済的自立及び就労に向けたサポートを行います。</p> <p>内容 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)において以下の業務を行います。</p> <p>(1) 自立相談支援 相談者の抱える問題を明らかにし、経済的自立及び就労に向けて個々に応じたサポートを行います。相談方法については、本人による来所や電話、メール、FAXに加え、必要に応じて支援員による訪問を行うこともあります。</p> <p>(2) 就労準備支援 就労や生活習慣に課題を抱える者に、キャリアカウンセリングや職場体験など、就労を目指したサポートを行います。</p> <p>(3) 住居確保給付金 離職や廃業、または休業等による収入の減少により住居を失うおそれのある者、または住居を喪失した者に対して家賃相当額の給付金を支給します。</p> <p>(4) 家計改善支援 支出が収入を上回っている方、公共料金などの支払いが滞っている方などに家計の見直しをサポートします。</p> <p>対象 大田区にお住まいで次の条件に該当する方</p> <p>(1) 自立相談支援…様々な理由から経済的に困窮し支援を必要とする者</p> <p>(2) 就労準備支援…就労にあたり、日常生活・社会生活訓練の必要な者</p> <p>(3) 住居確保給付金…就労能力及び就労意欲がある者のうち、住居喪失のおそれのある者又は喪失した者</p> <p>(4) 家計改善支援…家計収支の均衡が取れていない等家計の見直しの必要な者</p>	
実績	<p>新規相談者数 2,489人</p> <p>支援プラン作成件数 529件 (主な業務) 就労準備支援事業 17件 住居確保給付金 252件 家計改善支援事業 36件</p> <p>就労者数 171人</p>	

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） （2）ひきこもり支援室 SAPOTA（新規）	国補助（国3/4、区1/4）
概要	<p>目的 生活困窮者自立支援法及び社会福祉法に基づき、地域社会からの孤立が長期にわたる者（ひきこもり等）の自立に向け、アウトリーチも含めた継続的な支援を行います。</p> <p>内容 ひきこもり支援室 SAPOTA（サポタ）を設置し、ひきこもり当事者や家族に対して、相談支援を行います。また、相談内容に応じて、関係機関と連携しながら支援を行います。</p> <p>対象 義務教育終了後から全年齢のひきこもり等の状態にある大田区在住者・親族 ひきこもり等の状態にある親族のいる大田区在住者</p>	
事業規模	（予算額） 28,408,600円	

事業名	生活困窮者自立支援事業（蒲田生活福祉課のみ） （3）子どもの学習支援事業 国補助（国1/2、区1/2）
概 要	<p>目的 週に一回、中学生に対して安心して過ごし学ぶことができる場所を提供し、基礎学力の定着と高校進学への支援を行います。また高校進学後に中途退学することを防止するためのフォロー事業（相談・学習支援）や高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。これにより中高生の将来の進路選択の幅を拡げ、貧困の世代間連鎖を防ぐことを目的とします。</p> <p>内容 【中学生の学習支援】 (1) 区内4会場で、おおむね18:30から21:00まで実施します。 (2) オンライン授業クラスを、おおむね19:00から21:00まで実施します。 【高校生の中退防止支援】 区内1会場で、19:00から21:00まで実施します。 【若者の学びなおし支援】 区内1会場で、18:30から21:00まで実施します。</p> <p>対象 【中学生の学習支援】 大田区にお住まいの中学生で、次の条件のいずれかに該当する方 (1) 児童扶養手当を受給している世帯 (2) 就学援助を受給している世帯 (3) 生活保護を受給している世帯 【高校生の中退防止支援】 中学在学中に本事業を利用していた高校生 【若者の学びなおし支援】 大田区にお住まいでおおむね20歳までの者で未進学、中途退学等の理由により現在高校へ通っていない者のうち次の条件のいずれかに該当する方 (1) 児童扶養手当を受給している世帯 (2) 生活保護を受給している世帯 (3) 中学在学中に本事業を利用していた方</p>
実 績	<p>利用者数</p> <p>中学生 学習支援 132名（うち3年生 132名） 進路決定者数 132名 高校生 学習支援 18名 相談支援 107件（延べ） 学びなおし支援 3名</p>

志茂田福祉センター 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助（都1/2、区1/2）
概要	福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、定期的かつ継続的に第三者評価を受審します（3年に1回）。	
実績	多機能事業所（自立訓練（機能訓練）及び就労継続支援B型事業所）として令和元年度に受審 ※令和4年度に受審予定	

事業名	自立訓練（機能訓練）事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）																																																																																																																				
概要	<p>自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間において身体機能、生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。</p> <p>支援プログラム</p> <p>(1) 理学療法 (2) 作業療法 (3) 言語療法 (4) 応用訓練 (5) 高次脳機能障害改善訓練 (6) 自主訓練(職業自立訓練) (7) その他、健康指導など</p>																																																																																																																					
実績	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="5">利用者の内訳（令和4年3月31日現在）</th> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>40歳未満</td> <td>40歳～64歳</td> <td>65歳以上</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>0人</td> <td>7人</td> <td>0人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0人</td> <td>9人</td> <td>0人</td> <td>9人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="9">障害者手帳・障害の程度</th> </tr> <tr> <td>障害の程度</td> <td>身体1級</td> <td>身体2級</td> <td>身体3級</td> <td>身体4級</td> <td>身体5級</td> <td>身体6級</td> <td>精神2級</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1人</td> <td>4人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>9人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="6">障害の原因</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>脳血管疾患後遺症</td> <td>7人</td> <td>頸椎症性脊髄症</td> <td>1人</td> <td>筋ジストロフィー</td> <td>1人</td> <td>9人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="8">訓練実績（開所日数 242日 延利用人数 920人）</th> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>理学療法</td> <td>作業療法</td> <td>言語療法</td> <td>応用訓練</td> <td>高次脳訓練</td> <td>自主訓練</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>145回</td> <td>100回</td> <td>44回</td> <td>89回</td> <td>24回</td> <td>0回</td> <td>402回</td> </tr> <tr> <td>延人数</td> <td>362人</td> <td>280人</td> <td>44人</td> <td>159人</td> <td>75人</td> <td>0人</td> <td>920人</td> </tr> </table>		利用者の内訳（令和4年3月31日現在）					年齢	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	合計	男性	0人	7人	0人	7人	女性	0人	2人	0人	2人	合計	0人	9人	0人	9人	障害者手帳・障害の程度									障害の程度	身体1級	身体2級	身体3級	身体4級	身体5級	身体6級	精神2級	合計	男	1人	3人	0人	1人	1人	0人	1人	7人	女	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	2人	合計	1人	4人	0人	1人	1人	0人	2人	9人	障害の原因						合計	脳血管疾患後遺症	7人	頸椎症性脊髄症	1人	筋ジストロフィー	1人	9人	訓練実績（開所日数 242日 延利用人数 920人）								区分	理学療法	作業療法	言語療法	応用訓練	高次脳訓練	自主訓練	合計	延回数	145回	100回	44回	89回	24回	0回	402回	延人数	362人	280人	44人	159人	75人	0人	920人
利用者の内訳（令和4年3月31日現在）																																																																																																																						
年齢	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	合計																																																																																																																		
男性	0人	7人	0人	7人																																																																																																																		
女性	0人	2人	0人	2人																																																																																																																		
合計	0人	9人	0人	9人																																																																																																																		
障害者手帳・障害の程度																																																																																																																						
障害の程度	身体1級	身体2級	身体3級	身体4級	身体5級	身体6級	精神2級	合計																																																																																																														
男	1人	3人	0人	1人	1人	0人	1人	7人																																																																																																														
女	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人	2人																																																																																																														
合計	1人	4人	0人	1人	1人	0人	2人	9人																																																																																																														
障害の原因						合計																																																																																																																
脳血管疾患後遺症	7人	頸椎症性脊髄症	1人	筋ジストロフィー	1人	9人																																																																																																																
訓練実績（開所日数 242日 延利用人数 920人）																																																																																																																						
区分	理学療法	作業療法	言語療法	応用訓練	高次脳訓練	自主訓練	合計																																																																																																															
延回数	145回	100回	44回	89回	24回	0回	402回																																																																																																															
延人数	362人	280人	44人	159人	75人	0人	920人																																																																																																															

事業名	就労継続支援B型事業 国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）																																																																																			
概要	就労継続支援B型事業所において、18歳以上の主に知的障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供及び就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。																																																																																			
実績	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="7">利用者内訳 利用定員 60名（令和4年3月31日現在）</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>19歳以下</td> <td>20歳～29歳</td> <td>30歳～39歳</td> <td>40歳～49歳</td> <td>50歳以上</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>2人</td> <td>11人</td> <td>9人</td> <td>7人</td> <td>7人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>1人</td> <td>3人</td> <td>8人</td> <td>4人</td> <td>6人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3人</td> <td>14人</td> <td>17人</td> <td>11人</td> <td>13人</td> <td>58人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="7">愛の手帳所持状況</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2度</td> <td colspan="2">3度</td> <td colspan="2">4度</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>女</td> <td>男</td> <td>女</td> <td>男</td> <td>女</td> <td rowspan="2">58人</td> </tr> <tr> <td>11人</td> <td>2人</td> <td>18人</td> <td>16人</td> <td>7人</td> <td>4人</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="4">工賃</td> </tr> <tr> <td colspan="4">令和3年度（実績）</td> </tr> <tr> <td>実働人員（月平均）</td> <td>実働延人員</td> <td>工賃実支払総額</td> <td>1人当たり月平均工賃</td> </tr> <tr> <td>59人</td> <td>706人</td> <td>7,073,235円</td> <td>10,019円</td> </tr> </table>						利用者内訳 利用定員 60名（令和4年3月31日現在）							年齢	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	合計	男性	2人	11人	9人	7人	7人	36人	女性	1人	3人	8人	4人	6人	22人	合計	3人	14人	17人	11人	13人	58人	愛の手帳所持状況							2度		3度		4度		合計	男	女	男	女	男	女	58人	11人	2人	18人	16人	7人	4人	工賃				令和3年度（実績）				実働人員（月平均）	実働延人員	工賃実支払総額	1人当たり月平均工賃	59人	706人	7,073,235円	10,019円
利用者内訳 利用定員 60名（令和4年3月31日現在）																																																																																				
年齢	19歳以下	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳以上	合計																																																																														
男性	2人	11人	9人	7人	7人	36人																																																																														
女性	1人	3人	8人	4人	6人	22人																																																																														
合計	3人	14人	17人	11人	13人	58人																																																																														
愛の手帳所持状況																																																																																				
2度		3度		4度		合計																																																																														
男	女	男	女	男	女	58人																																																																														
11人	2人	18人	16人	7人	4人																																																																															
工賃																																																																																				
令和3年度（実績）																																																																																				
実働人員（月平均）	実働延人員	工賃実支払総額	1人当たり月平均工賃																																																																																	
59人	706人	7,073,235円	10,019円																																																																																	

事業名	特定相談支援事業 国補助（国直1/2）（都1/4、区1/4）
概要	利用者が、希望する生活を送ることができるように、心身の状況や環境に応じて、適切な福祉サービス等の利用に関する相談から利用計画作成までの支援を行います。
実績	利用者数 88人、322件

事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業 都補助（都1/2、区1/2）
概要	<p>（目的） 就労継続支援B型通所施設等の利用者の工賃向上・社会参加のため、区市町村が地域の複数の障がい者福祉施設等を取りまとめ、共同受注・共同販売の促進に向けたネットワークを構築し、連携を図ります。</p> <p>（内容） ①区内障がい者福祉施設等による情報交換等の場として大田区生産活動支援施設連絡会の運営 ②大田区生産活動支援施設連絡会（おおむすびの取組み）のPR強化 ③区内企業等からの共同受注体制の効率化 ④商品（自主生産品）の共同販売（常設販売・定期販売等）の効率化</p>
実績	企業等からの新規共同受注：8社18件 他に既存（以前から継続）の共同受注物件、多数あり。令和3年度の特徴として、国勢調査物件の再利用に関する案件が多数あり。 大田区生産活動支援施設連絡会ホームページの更新：35件（商品情報・イベント案内等） （参考）・イベント販売：11回開催 ・区役所縁市場（縁市場）：84回開催

上池台障害者福祉会館 事業一覧

事業名	福祉サービス第三者評価（障害者福祉サービス評価）	都補助（都1/2、区1/2）
概要	福祉サービス利用者の主体的なサービスの選択に資するとともに、事業者自らの質的向上を促すため、定期的かつ継続的に第三者評価を受審します（3年に1回）。	
実績	令和元年度受審（※令和4年度に受審予定）	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を身体障がい者とする）事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	18歳以上の身体障がい者（肢体不自由者、視覚障がい者）で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 30人	
実績	在籍数（令和4年4月1日）：27人 延人数4,500人 主な作業 ① 自主生産品・・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホン封入作業、タグ、箱折り、教材リサイクル 公園清掃、クリップテープ包装 利用者月額平均工賃 9,989円	

事業名	就労継続支援B型（主たる対象者を知的障がい者とする）事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	18歳以上の知的障がい者で、原則自力通所が可能な方を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、社会的な知識や能力の向上を図るために必要な訓練等を行います。 利用定員 本場30人・馬込分場19人	
実績	（本場）在籍数（令和4年4月1日）：22人 延人数3,822人 主な作業 ① 自主生産品・・・革製品、焼き菓子の生産 ② 受注作業・・・イヤホン封入作業、タグ、箱折り、教材リサイクル、公園清掃、クリップテープ包装 利用者月額平均工賃12,239円 （馬込分場）在籍数（令和4年4月1日）：10人 延人数1,628人 主な作業 ① 受注作業・・・封入、帳合、箱折り、容器のバリ取り、公園清掃 利用者月額平均工賃20,918円	

事業名	福祉の店「レインボー」の運営	区
概要	作業室で自主生産した焼き菓子、革製品などを展示・販売及びイベントでの出張販売	
実績	年間売上げ	3,967,864円
	焼き菓子	2,292,657円
	革製品	1,675,207円

事業名	特定相談支援事業	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	利用者が希望する生活を送ることができるように、心身の状況や環境に応じ、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が提供されるよう相談支援を行います。	
実績	令和3年度 利用者数 146人、2,330件	

事業名	施設の貸出事業	区
概要	多目的室・宿泊訓練室の貸出し	
実績	多目的室 12件 延べ利用者数 59人 宿泊訓練室 87件 延べ利用者数 396人	

事業名	車いすの貸出事業	区
概要	一時的に車いすを必要とする障がいのある方への貸出し 10台	
実績	年間 貸出数 29台	

事業名	講座講習会の開催事業	区
概要	絵画教室、健康体操教室など、障がい者とその家族の生活を豊かにするため当会館又はその他の会場で実施	
実績	年間 実施回数 26回	

事業名	生活介護事業（重症心身障害者通所事業）	国補助（国直1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	<p>【主たる対象者を身体障がい者とする生活介護】</p> <p>18歳以上の身体障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。</p> <p style="text-align: right;">利用定員 10人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【主たる対象者を知的障がい者とする生活介護】</p> <p>18歳以上の知的障がい者で障害支援区分3以上（50歳以上は2以上）の方を対象に食事等の介護や各種活動の機会の提供を行います。</p> <p style="text-align: right;">利用定員 25人（同時に利用できる上限人数）</p> <p>【身体・知的障がいを重複する重症心身障害者を対象とする生活介護】</p> <p>18歳以上の重度の身体・知的障がいを重複し、軽度の医療的ケアが必要な方を対象に食事等（経管栄養含む）の介助や各種活動の機会を提供します。</p> <p style="text-align: right;">利用定員 5人（同時に利用できる上限人数）</p>	
実績	延べ人数： 5,378人	

障がい者総合サポートセンター 事業一覧

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：施設管理費	区																					
概要	障がい者総合サポートセンターの施設の環境整備及び庁舎管理を行います。																						
実績	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 60%;">庁舎清掃（清掃料）</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">55,126,500円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>送迎バス運行（運搬料）</td> <td style="text-align: right;">22,114,224円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>設備の保守（建物等管理委託）</td> <td style="text-align: right;">10,557,954円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>光熱水費</td> <td style="text-align: right;">12,181,661円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>維持補修工事費</td> <td style="text-align: right;">491,260円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一般需用費・使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">1,934,207円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>電信料</td> <td style="text-align: right;">1,910,230円</td> </tr> </table>		1	庁舎清掃（清掃料）	55,126,500円	2	送迎バス運行（運搬料）	22,114,224円	3	設備の保守（建物等管理委託）	10,557,954円	4	光熱水費	12,181,661円	5	維持補修工事費	491,260円	6	一般需用費・使用料及び賃借料	1,934,207円	7	電信料	1,910,230円
1	庁舎清掃（清掃料）	55,126,500円																					
2	送迎バス運行（運搬料）	22,114,224円																					
3	設備の保守（建物等管理委託）	10,557,954円																					
4	光熱水費	12,181,661円																					
5	維持補修工事費	491,260円																					
6	一般需用費・使用料及び賃借料	1,934,207円																					
7	電信料	1,910,230円																					

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費 A棟事業の総括（各事業については次の1～12の事業項目に掲載）	区																						
概要	<p>1 相談支援部門 障害のある方のさまざまな相談を受け付けます。 障害者相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業、基幹相談支援センター、障がい者虐待防止のための啓発活動と虐待通報受付、障害者の差別解消にかかわる相談、意思疎通支援事業・手話通訳派遣窓口、施設の貸し出し等を実施しています。</p> <p>2 地域交流支援部門 障がいのある方もない方も豊かな地域生活を送れるよう支援します。 余暇活動支援事業、障がいや障がい者に対する理解啓発活動、声の図書室の運営、ボランティア活動室の運営、障がい関連情報コーナーの運営等を実施しています。</p> <p>3 就労支援部門 障がいのある方の就労に関する支援を行います。 就労相談事業、就労促進支援事業、就労定着支援事業、ネットワーク構築事業等を実施しています。</p> <p>4 居住支援部門 障がいのある方が地域で暮らしていくための訓練を行います。 自立訓練（機能訓練）は、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、グループ活動など、自立訓練（生活訓練）は、家事訓練、健康管理プログラム、社会生活技能訓練などを実施しています。</p>																							
実績	<p>1 相談支援部門</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">相談延件数</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">23,102件</td> </tr> <tr> <td>特定相談支援事業 契約者数</td> <td style="text-align: right;">53人（令和4年3月末）</td> </tr> <tr> <td>専門相談件数</td> <td style="text-align: right;">140件</td> </tr> <tr> <td>ピアカウンセリング</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td>人材育成研修</td> <td style="text-align: right;">4件</td> </tr> <tr> <td>延参加者数</td> <td style="text-align: right;">173人</td> </tr> </table> <p>2 地域交流支援部門 図書・資料等の作成（音訳版 124件、点字版 85件、テキスト版 18件） 余暇活動支援事業 参加者 延 130人（14回実施）</p> <p>3 就労支援部門</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">相談延件数</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">1,342件</td> </tr> <tr> <td>新規就労者数</td> <td style="text-align: right;">15人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業所 契約者数</td> <td style="text-align: right;">12人（令和4年3月末）</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業所 契約者数</td> <td style="text-align: right;">4人（令和4年3月末）</td> </tr> <tr> <td>定着支援業務</td> <td style="text-align: right;">4,000件（登録者数811人）</td> </tr> </table>		相談延件数	23,102件	特定相談支援事業 契約者数	53人（令和4年3月末）	専門相談件数	140件	ピアカウンセリング	2件	人材育成研修	4件	延参加者数	173人	相談延件数	1,342件	新規就労者数	15人	就労移行支援事業所 契約者数	12人（令和4年3月末）	就労定着支援事業所 契約者数	4人（令和4年3月末）	定着支援業務	4,000件（登録者数811人）
相談延件数	23,102件																							
特定相談支援事業 契約者数	53人（令和4年3月末）																							
専門相談件数	140件																							
ピアカウンセリング	2件																							
人材育成研修	4件																							
延参加者数	173人																							
相談延件数	1,342件																							
新規就労者数	15人																							
就労移行支援事業所 契約者数	12人（令和4年3月末）																							
就労定着支援事業所 契約者数	4人（令和4年3月末）																							
定着支援業務	4,000件（登録者数811人）																							

	<p>4 居住支援部門</p> <p>自立訓練（機能訓練） 契約者数 18人（令和4年3月末）</p> <p>自立訓練（生活訓練） 契約者数 6人（令和4年3月末）</p>
--	--

事業名	1 自立支援協議会の運営 区
概要	障がい者等への支援の体制の整備を図るため、相談事業をはじめ地域の障がい者福祉の課題について、具体的な検討を行います。協議会委員及び専門部会委員により構成されます。専門部会において専門的な調査検討を行い、その取り組みをもとに本会で障がい者福祉の課題について検討します。
実績	<p>1 本会委員 21人</p> <p>(1) 地域 5人（教育機関関係 3人、社会福祉協議会 1人、その他 1人）</p> <p>(2) 福祉 14人（障がい者団体 7人、相談支援事業者 2人、福祉施設関係者・福祉サービス事業者等 5人）</p> <p>(3) 保健医療 1人</p> <p>(4) 学識経験者 1人</p> <p>2 専門部会のみ委員 26人</p> <p>3 会議等</p> <p>(1) 全体会 1回</p> <p>(2) 運営会議 4回</p> <p>(3) 全体合同部会 0回</p> <p>(4) 専門部会</p> <p>ア 相談支援部会 4回</p> <p>イ 地域生活部会 3回</p> <p>ウ 防災・あんしん部会 3回</p> <p>4 作成物</p> <p>(1) 令和3年度大田区自立支援協議会中間報告書</p> <p>(2) 大田区自立支援協議会だより（第21号）の発行</p>

事業名	2 高次脳機能障がい者支援事業 都補助（都3/4、区1/4）
概要	相談支援を行い、区内機能訓練事業所連絡会、高次脳機能障がい者支援者連絡会、出前講座、講演会を開催します。また、講演会用ポスター・チラシや啓発用リーフレット・冊子を活用し、高次脳機能障がいの理解啓発に努めます。
実績	<p>1 広報・啓発活動</p> <p>(1) 出前講座 3件</p> <p>(2) 連絡会や相談窓口等でリーフレット等作成・配布</p> <p>「高次脳機能障がいリーフレット」</p> <p>「高次脳機能障がい者家族のための冊子」</p> <p>2 ネットワークの構築</p> <p>(1) 区内機能訓練事業所連絡会の開催（年12回）</p> <p>(2) 高次脳機能障がい者連絡会の開催（年2回）</p> <p>令和3年8月5日 WEB 会議実施 参加人数 35人</p> <p>令和3年12月16日実施 参加人数 47人</p> <p>3 相談支援事業 直接相談（実人数） 125人</p> <p>電話相談（延件数） 292件</p>

事業名	3 ケアマネジメント能力向上のための研修の実施	一部都補助
概要	障がい者の生活をトータルに支援する手法の取得のための研修を行い、障害福祉サービス従業者等のケアマネジメント能力の向上を図ります。	
実績	1 ケアマネジメント研修 実施なし 2 相談支援従事者現任研修 実施なし 3 相談支援専門員育成セミナー 令和3年9月22日、12月22日、令和4年1月26日、2月16日実施 参加者延105名 4 移動支援従業者養成研修 実施なし 5 地域移行・地域定着支援研修 「自分らしく安心して暮らせる地域を目指して～他区の取組みから、大田区の地域づくりを考える～」(WEB研修) 令和4年3月11日実施 参加者 33人	

事業名	4 身体障害者・知的障害者相談員活動推進事業	一部都補助
概要	相談員の資質の向上と相談業務の円滑な運営に資するため、研修会等を開催します。身体障害者相談員(26人)、知的障害者相談員(19人)が研修の対象です。	
実績	1 身体障害者相談員・知的障害者相談員研修 「おおた障がい施策推進プランから見えるこれからの相談員の役割について」(参加)書面研修。身体障害者相談員26人、知的障害者相談員19人に資料を送付し、自宅学習とした。 2 相談件数 身体障害者 321件、知的障害者 355件	

事業名	5 障害者虐待防止の体制整備の推進	国補助(国10/10)
概要	「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進します。 ・障がい者総合サポートセンターに「市区町村障害者虐待防止センター」を設置し、通報窓口・相談窓口としての機能を推進します。 ・周知用パンフレットを関係機関、区民等に広く配布し、障がい者虐待防止についての周知活動を推進します。 ・障がい福祉従事者に対し、従事者及び管理者向けの階層別研修を行い、障害者虐待を未然に防ぐ取り組みを行います。	
実績	1 障害者虐待防止法研修 「気付きの視点を学び、共有できる職場を目指して」(WEB研修) (1) 令和3年10月18日(管理者向け) 参加者 48人 (2) 令和3年10月25日(従業者向け) 参加者 47人	

事業名	6 意思疎通支援事業 (国直1/2)、(都1/4、区1/4)
概要	聴覚障がい者及び言語機能障がい者に対して、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを援助することによって、その福祉の増進を図ります。
実績	1 区登録手話通訳者分 登録手話通訳者 33人、登録手話通訳奉仕員 0人、登録障がい者 271人 手話通訳者派遣 2,356件 2 東京手話通訳等派遣センター分 手話通訳者派遣 346件、要約筆記派遣 81件

事業名	7 手話講習会 一部都補助
概要	広く区民に手話を学ぶための場を提供し、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、聴覚障がい者への理解を深め、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図ります。 講座は、初級・中級・上級・通訳養成の4課程(各1年間)、それぞれ昼、夜の計8クラスで実施します。通訳養成課程においては、手話通訳技術、聴覚障がい者問題の理解をより深め手話通訳者を目指します。
実績	1 初級・中級・上級 年間40回、修了者 (初級昼)36人 (初級夜)35人 (中級昼)18人 (中級夜)20人 (上級昼)19人 (上級夜)20人 2 通訳養成 年間30回、修了者 (昼)9人 (夜)5人

事業名	8 中途失聴・難聴者向け手話講習会 区
概要	中途失聴・難聴者が手話を学ぶための場を提供することで、手話の基礎的知識を習得し、手話技術を学ぶことによって、実生活の中で聴覚障がい者の意思疎通増進を図ります。手話で簡単な会話ができるようになることを目標とし、区内在住・在勤及び在学の聴覚障がい者とその家族が対象です。
実績	年間 初級14回、中級15回実施、参加者 延23人

事業名	9 聴覚障がい者理解啓発講座 区
概要	聴覚障がいについて知ることで、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等の理解啓発を目的とした講座を開催します。
実績	1 聴覚障がいについて知ろう ①令和3年7月9日 参加者 6人 ②令和3年11月10日 参加者 16人 2 手話入門 ①令和3年7月13日 参加者 14人 ②令和3年11月17日 参加者 24人 3 こども手話教室 ①令和3年8月18日 参加者 5組 ②令和4年3月29日 参加者 5組

事業名	10 視覚障害者支援事業〔声の図書室〕 国補助（国1/2）、（都1/4、区1/4）
概要	視覚に障がいのある人等を対象に、点字図書や録音図書等の製作・貸出しを行うほか、おおた区報や区議会だよりなどの情報を提供します。点訳者養成講座や音訳者養成講座を開催しボランティア養成を行います。また、視覚障がいのある方向けの点字講習会を開催します。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 1 蔵書数 録音図書 19,272 巻、CD図書 5,990 枚、点字図書 4,640 冊 2 利用者数 登録者数 186 人（令和4年3月末）、来室者数 延 590 人 電話・メール 延 2,073 件、郵送貸出 延 12,593 件 3 図書館間相互貸借数 借受 2,425 件、貸出 3,348 件 4 蔵書等製作 音訳版 124 件、点字版 85 件、テキスト版 18 件 5 講習会 音訳者養成講座 12 回実施、受講者延 89 人 点訳者養成講座 21 回実施、受講者延 183 人 点字講習会 32 回実施、受講者延 75 人

事業名	11 障害者就労支援事業 都補助（都定額）
概要	<p>就職を希望し、かつ就職する能力を持った障がい者に対して、就労相談や生活等の就労準備支援を行うとともに就労を促進します。また、就労後の職場定着を図るための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 就労相談事業 障がい者の就労に関することの総合相談（本人・家族・企業）、職業評価など 2 就労促進支援事業 就労準備支援（職業訓練・就労適性検査）、職場開拓、職場実習（通勤支援・職務分析）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練）など 3 就労定着支援事業 職場定着支援（会社訪問等）、離職時支援、就労生活支援（福祉サービス利用支援、将来設計相談等）、就労者自助活動支援（「たまりば」事業）、リセット事業（職場復帰訓練、スキルアップ訓練）など 4 ネットワーク構築事業 ネットワーク会議（3会議）の開催、ネットワーク事業の実施（就労者激励会、就労促進懇談会、就労支援担当者セミナー）、就労情報の提供、障がい者就労に関することの調査・周知など。
実績	<ul style="list-style-type: none"> 1 就労相談事業 (1) 新規職業相談者数 173 人（精神障がい66人、知的障がい24人、身体障がい26人、手帳無し57人） (2) 職業評価 44 人 2 就労促進支援事業 (1) 職場実習 企業実習 2 人、公共機関での体験実習 73 人 (2) 就労移行支援事業所 利用者定員 20 人 利用者数 12 人 (3) 新規就労者数 152 人（通所施設等 120 人 特別支援学校等 32 人） 3 就労定着支援事業 (1) 定着支援者数 876 人（就労支援センター811人、区内通所施設等 65 人） (2) 就労定着支援事業所 利用者 4 人 4 ネットワーク構築事業 (1) 就労促進担当者会議 年 12 回：内書面会議 7 回

	<p>(2) 就労者激励会（表彰式のみ）令和3年9月8日、令和3年9月29日 実施</p> <p>(3) 就労担当者セミナー 参加総数9人</p> <p>(4) 就活講座（資料作成・配布）</p> <p>(5) 就労移行支援事業所連絡会 年4回</p> <p>※職場体験実行委員会、就労懇談会、その他の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>
--	--

事業名	12 青少年健全育成事業 区
概要	<p>1 若草青年学級 18～35歳までの知的障がいのある青年の余暇活動を支援します。趣味講座（軽スポーツ、料理、音楽、フラワーアレンジメント等）の開催、運動会などを実施します。</p> <p>2 コスモス青年学級 18～35歳までの肢体に障がいのある青年の余暇活動を支援します。ミーティング、スポーツ大会、外出行事などを実施します。</p>
実績	<p>1 若草青年学級 学級生 61人、通常活動 8回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した活動あり</p> <p>2 コスモス青年学級 学級生 10人、活動回数：4回 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した活動あり</p>

事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（短期入所事業） 区
概要	障がい者総合サポートセンターB棟2・3階部分において、10床の有床診療所機能を活かし、医療的ケアもある重症心身障がい児・者等が利用できる短期入所を実施します。
実績	<p>日帰り 延 27人</p> <p>宿泊 延 485人（1泊2日 延63人、2泊3日 延176人、3泊4日 延161人、4泊5日 延84人、5泊以上 延1人：緊急利用1人含）</p>

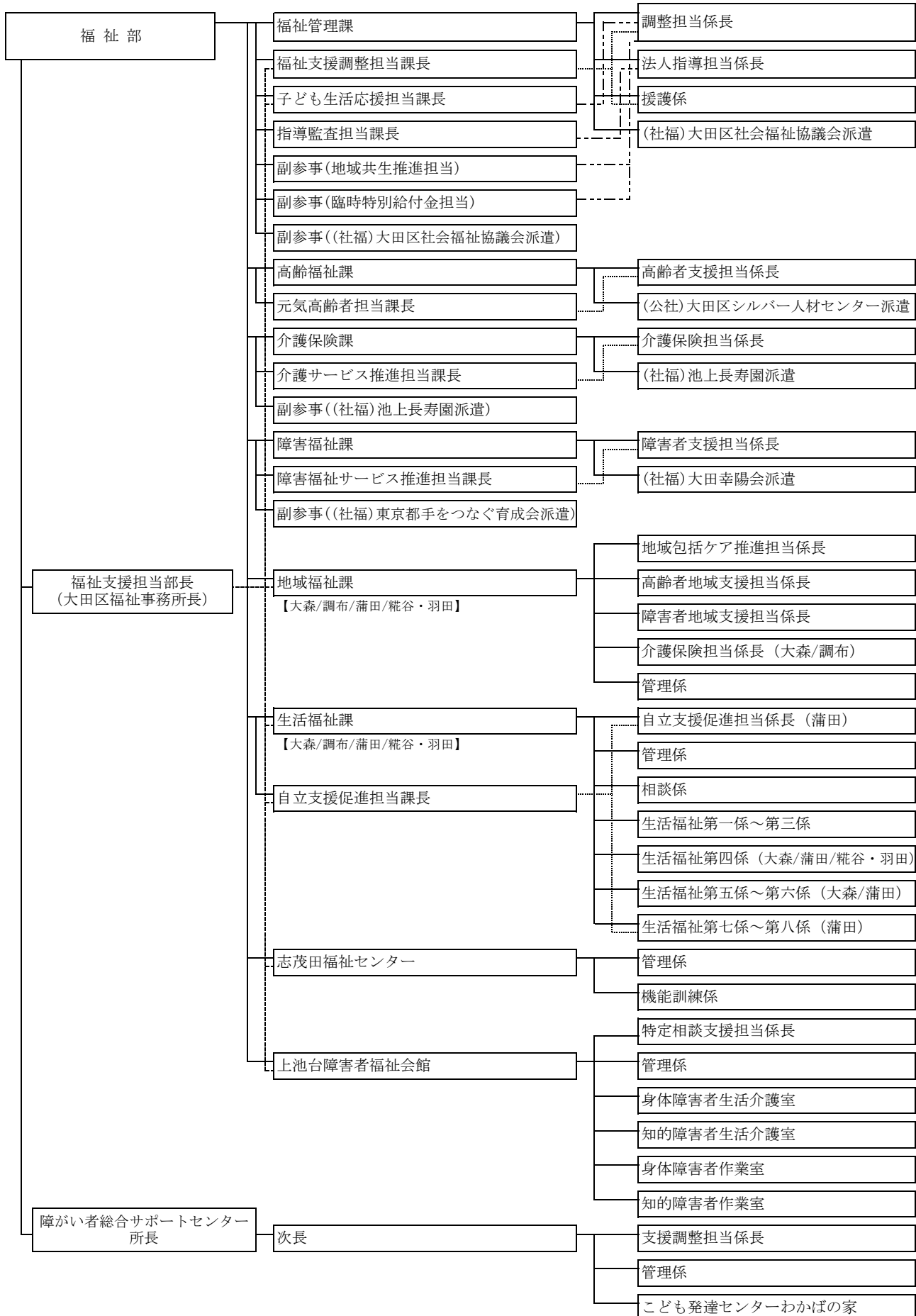
事業名	障がい者総合サポートセンター管理運営費：事業運営費（発達障がい児支援事業） 区
概要	<p>障がい者総合サポートセンターB棟4・5階部分において、発達障がいまたはその疑いのある児童・生徒に関する相談・診断・療育までの支援を実施します。</p> <p>学齢期を中心とした発達障がい児支援事業を行い、障害児相談支援事業・放課後等デイサービス等を実施します。</p>
実績	<p>1 障害児相談支援事業 障害児相談件数 6,619件</p> <p>2 発達障がい児支援事業 放課後等デイサービス 延 855人 地域支援事業 延 15人 個別支援事業 延 616人</p>

事業名	発達障がい支援事業	都補助 (都 1/2、区 1/2)
概要	<p>発達障がいについての理解・啓発の促進、及び発達障がい児(者)を適切な支援につなげ、切れ目のない支援を実現するための事業を実施します。</p> <p>発達障がいについての理解・啓発の促進のための催し(シンポジウム、講習会、学習会、フェア等)を開催します。また、発達障がいに関するパンフレットや施策ガイドを作成して配布します。</p>	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障がいシンポジウム 中止 2 サポートブックかけはし 作成・配布 本体 100 部、記入例 100 部 3 発達障がいミニ学習会・相談会 中止 4 発達障がい啓発用パンフレットの作成・配布 幼児期版、学齢期版(小学生)、学齢期版(中学・高校)、青年期版の 4 種類 計 24,000 部(各地域健康課、保育園、幼稚園、小・中学校等へ配布) 5 発達障がい施策ガイドの作成・配布 1,200 部(小・中学校、障害児通所支援事業所、児童館、保育園等に配布) 6 発達支援応援フェア ホームページにて開催 ホームページ掲載期間 令和 3 年 11 月 15 日～11 月 30 日 7 事業所ガイドブックの作成・配布 年 1 回発行(令和 3 年 7 月配布) 1,050 部(幼稚園、保育園、小・中学校、児童館等に配布) 	

事業名	こども発達センターわかばの家の管理運営：通所施設事業運営費	一部都補助
概要	<p>心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある就学前の乳幼児に対し、早期に発達に必要な支援を行い、基本的な自立の育成と集団生活への適応能力を高めていきます。</p> <p>相談支援事業、地域支援事業、早期支援事業(単独通所、親子通所、外来訓練事業、親子サークル事業、子育てサロン事業)、障害児相談支援事業・特定相談支援事業を実施します。</p> <p>こども発達センターわかばの家のほか、分館、ふれあいはずぬま分室、西六郷分室にて事業を実施しています。</p>	
実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援事業 延 1,652 件(初回面接含む) 2 地域支援事業 幼稚園等訪問 延 668 園 708 件、こども発達支援講演会 支援者向け 2 回、保護者向け 1 回(各回 Web で実施) 3 早期支援事業 単独通所 延 431 人 親子通所 延 341 人 外来訓練事業 延 6,663 人 親子サークル事業 延 1,719 人 子育てサロン事業 延 428 人 アフターケア事業 延 62 人 4 障害児相談支援事業・特定相談支援事業 計画相談 延 6,213 件 	

資料

福祉部組織 (令和4年4月1日現在)



福祉部の分掌事務

大田区組織規則
大田区福祉事務所処務規程
大田区立志茂田福祉センター処務規程
大田区立上池台障害者福祉会館処務規程
大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程

を参考

【福祉管理課】

調整担当係長

- (1) 部の庶務に関する事。
- (2) 予算及び決算に関する部の総括に関する事。
- (3) 部の政策立案、事業執行方針、事業計画及び事業の進行管理に関する事。
- (4) 部の事務事業の改善に関する事。
- (5) 行政組織及び職員定数に関する部の総括に関する事。
- (6) 部の事業に係る調査研究に関する事。
- (7) 危機管理に関する事。
- (8) 災害時要援護者対策に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 議会に関する部の総括に関する事。
- (10) 議会に関する他部及び部内他課との連絡調整に関する事。
- (11) 広報に関する事。
- (12) 地域福祉計画に関する事。
- (13) 重層的支援体制整備事業の推進及び全体調整に関する事。
- (14) ひきこもり支援の施策の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (15) 子どもの貧困対策に関する計画に関する事。
- (16) 福祉のまちづくりの総合調整に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 福祉人材の確保・育成・定着に関する事。
- (18) 社会福祉協議会に関する事。
- (19) 社会福祉センターに関する事。
- (20) 成年後見制度に関する事。
- (21) 福祉事務所に関する事
- (22) 要支援家庭等対策委員会の事務に関する事。
- (23) 福祉情報システムの維持及び管理に関する事。
- (24) 他部及び部内他課との連絡調整に関する事（他係に属するものを除く。）。
- (25) 他の主管に属しないその他福祉に関する事。
- (26) 部内他課及び課内他係に属しない事。

＜大田区福祉事務所処務規程＞

- (1) 所の事務の調整に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

法人指導担当係長

- (1) 社会福祉法人の認可等に関する事。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等に関する事。
- (3) 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導、監査及び運営指導に関する事。
- (4) 障害福祉サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

援護係

- (1) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (2) 応急小口資金及び奨学金に関する事。
- (3) 生業資金、特別奨学金及び身体障害者奨学金の返還等に関する事。
- (4) 行旅死亡人に関する事。
- (5) 旧軍人恩給及び戦没者遺族年金並びに引揚者特別交付金に関する事。
- (6) 中国帰国者等の支援に関する事。
- (7) 特別永住者等特別給付金に関する事。

【高齢福祉課】

高齢者支援担当係長

- (1) 高齢者に係る施策の企画及び調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (3) 老人福祉計画に関すること。
- (4) 高齢者の就労促進に関すること。
- (5) シルバー人材センターに関すること。
- (6) 高齢者の地域活動及び交流促進に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 老人いこいの家等の管理運営に関すること。
- (8) シニアステーションの管理運営に関すること。
- (9) 地域包括支援センター事業に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 区レベル地域ケア会議に関すること。
- (11) 見守り・支え合いネットワークに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (12) 高齢福祉窓口業務に関すること。
- (13) ひとり暮らし高齢者等への支援に関すること。
- (14) ねたきり高齢者等への支援に関すること。
- (15) 認知症高齢者等への支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (16) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (17) 高齢者虐待に関すること。
- (18) 生涯現役社会に向けた高齢者の社会参加推進事業に関すること。
- (19) 介護予防・日常生活支援総合事業等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (20) 生活支援サービスの体制整備に係る調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (21) おおたフレイル予防事業等の調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (22) 高齢者アパート及びシルバーピアに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (23) 高齢者の民間賃貸住宅確保支援に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (24) 課の庶務に関すること。
- (25) その他高齢者福祉の目的を達成するために必要な事業に関すること。

【介護保険課】

介護保険担当係長

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険事業に係る収入及び支出に関すること。
- (3) 介護保険に係る統計に関すること。
- (4) 介護保険の低所得者軽減措置に関すること。
- (5) 介護保険システムの維持及び管理等に関すること。
- (6) 介護保険に係る他課との調整に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護保険の被保険者の資格に関すること。
- (8) 介護保険の被保険者証に関すること。
- (9) 介護保険料の賦課及び減免に関すること。
- (10) 介護給付費の審査及び支払に関すること。
- (11) 介護保険の負担割合に関すること。
- (12) 介護給付費の償還払に関すること。
- (13) 介護予防・生活支援サービス事業費の審査及び支払いに関すること。
- (14) 介護保険高額介護サービス費等資金貸付に関すること。
- (15) 介護保険料の収納に関すること。
- (16) 介護保険料の督促及び催告に関すること。
- (17) その他徴収金に関すること。
- (18) 介護認定審査会合議体の運営に関すること。
- (19) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関すること。
- (20) 要支援・要介護認定の訪問調査に関すること。
- (21) 主治医の意見書作成依頼に関すること。

- (22) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者の被保険者証等の発行に関すること。
- (23) 介護保険事業所の指定等に関すること。
- (24) 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの管理代行に関すること。
- (25) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の利用及び相談に関すること。
- (26) 介護保険施設等サービス及びグループホーム等の運営及び調整に関すること。
- (27) 介護保険施設の入所者要介護認定調査の調整に関すること。
- (28) 民間事業者の支援及び研修に関すること。
- (29) 介護保険居宅サービスに係る基盤整備に関すること。
- (30) 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の調整に関すること。
- (31) 介護保険の居宅サービス計画等の調整に関すること。
- (32) 介護保険施設等に係る基盤整備に関すること。
- (33) 軽費老人ホームに関すること。
- (34) 養護老人ホームに関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (35) 災害時要援護者対策に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (36) 介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者が提供する第1号事業において上記（1）から（31）までに関すること。
- (37) 課の庶務に関すること。

【障害福祉課】

障害者支援担当係長

- (1) 障害者（児）に係る施策の企画及び調整等に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 障害者施設の整備計画に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画及び発達障がい児・者支援計画に関すること。
- (4) 障害者施設の建設及び維持管理に関すること。
- (5) 障害者施設の利用調整に関すること。
- (6) 障害者施設の管理運営に関すること。
- (7) 心身障害者（児）に係る各種手当並びに心身障害者扶養年金及び心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (8) 障害者（児）施設の補助に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (9) 社会福祉協議会及び障害者団体への補助及び委託に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 心身障害者の医療費の助成に関すること。
- (11) 自立支援医療費（更生医療に限る。）及び補装具費の調整に関すること。
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の調整に関すること。
- (13) 障害者（児）の在宅サービス事業に関すること（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び他の主管に属するものを除く。）。
- (14) 障害者理解促進啓発事業に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者見舞金の調整に関すること。
- (16) 障害者（児）福祉に係る窓口業務に関すること。
- (17) 障害者の虐待防止に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (18) 障害福祉サービス事業者等の支援に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る総合調整に関すること。
- (20) 障害福祉サービス等の情報提供に関すること。
- (21) 障害福祉サービス等に係る審査及び支払に関すること。
- (22) 障害福祉サービス等の実績の管理に関すること。
- (23) 障害福祉サービスの支払後の利用者負担額の調整及び管理に関すること。
- (24) 指定特定相談支援事業者に関すること。
- (25) 基準該当事業者に関すること。
- (26) 自立支援給付システムの運用及び管理に関すること。
- (27) 障害福祉サービス利用料等管理システムの運用及び管理に関すること。
- (28) 障害者福祉施設に係る使用料の徴収に関すること（他の主管に属するものを除く。）。

- (29) 障害認定審査会の運営に関する事。
- (30) 障害認定に係る調整に関する事。
- (31) 地域福祉課の障害者（児）支援に係る調整に関する事。
- (32) 災害時要援護者対策に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (33) 障害者差別解消の推進に関する事。
- (34) 児童福祉法に基づく障害児通所支援に係る受給の決定、審査及び支払に関する事。
- (35) 課の庶務に関する事。

【大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課】

地域包括ケア推進担当係長

- (1) 地域包括支援センターの指導、後方支援、連絡調整等に関する事。
- (2) 高齢者を支える地域の社会資源の把握、育成及び開発を進める見守りささえあいコーディネーターの支援に関する事。
- (3) 個別レベル地域ケア会議及び日常生活圏域レベル地域ケア会議の支援に関する事。
- (4) 基本圏域レベル地域ケア会議に関する事。
- (5) 分野横断型個別支援に係る総合調整に関する事。
- (6) 基本圏域におけるフレイル予防の普及啓発、促進等に関する事。
- (7) 基本圏域における老人いこいの家、シニアステーションを活用した介護予防等に関する事。
- (8) 基本圏域における多世代分野横断型支援に向けた総合相談支援体制ネットワークづくりに関する事。
- (9) 地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の推進に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (10) 基本圏域における重層的支援体制整備事業に関する事。

高齢者地域支援担当係長

- (1) 高齢者に対する個別援護事務に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域包括支援センターにおける個別支援に係る支援に関する事。
- (3) 高齢者在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関する事。
- (4) ねたきり予防及び閉じこもり予防事業に関する事。
- (5) 要支援・要介護認定の申請に関する事（蒲田地域福祉課及び糀谷・羽田地域福祉課に限る。）。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 老人福祉指導主事の職務に関する事。
- (2) 老人福祉法に基づく個別援護事務に関する事（他の主管に属するものを除く。）。

障害者地域支援担当係長

- (1) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）に対する個別援護事務に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (2) 身体障害者（児）及び知的障害者（児）在宅サービスに係る歯科相談、栄養相談及びこれらの事業に関する事。
- (3) 戦傷病者特別援護法に基づく更生医療の給付等及び補装具の給付等に関する事。
- (4) 自立支援給付（障害福祉サービス及び更生医療に限る。以下同じ。）に関する各種申請等受付及び相談業務に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 自立支援給付の申請者に対する調査及び支給量等に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 精神障害者（自立支援）の精神通院医療費の支給申請に関する事。
- (7) 精神障害者保健福祉手帳の交付申請に関する事。
- (8) 特殊疾病（難病）医療費公費負担申請に関する事。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 身体障害者福祉司の職務に関する事。
- (2) 知的障害者福祉司の職務に関する事。
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に基づく身体障害者手帳の交付及び返還の経由事務に関する事。
- (4) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務に関する事（他の主管に

属するものを除く。)

介護保険担当係長（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。)

- (1) 介護認定審査会合議体の運営に関する事。
- (2) 要介護認定に係る相談に関する事。
- (3) 要支援・要介護認定の申請及び調査に関する事。
- (4) 要支援・要介護認定の訪問調査に関する事。
- (5) 介護保険に関する各種申請等受付及び相談業務に関する事。

管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 地区民生委員・児童委員協議会に関する事。
- (3) 寿祝金等の支給に関する事。
- (4) 介護保険料の収納に関する事（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。)
- (5) 高齢福祉及び障害福祉サービスに係る経理及び調整に関する事。
- (6) 介護保険に係る経理及び調整に関する事（大森地域福祉課及び調布地域福祉課に限る。)
- (7) 地域庁舎の維持管理に関する事。
- (8) 地域庁舎職員の保健・安全衛生に関する事。
- (9) 高齢者緊急ショートステイ事業の経理及び調整に関する事（蒲田地域福祉課に限る。)
- (10) 養護老人ホーム池上長寿園に対する運営費補助に関する事（蒲田地域福祉課に限る。)
- (11) 課内他係及び当該地域庁舎内の他課に属しない事。

〈大田区福祉事務所処務規程〉（蒲田地域福祉課に限る。)

- (1) 老人福祉法に基づく個別援護事務のうち措置の決定に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく個別援護事務の統計に関する事。
- (3) 所の事務の調整に関する事（大森、調布、蒲田、糎谷・羽田地域福祉課が行う事務に限る。)

【大森、調布、蒲田、糎谷・羽田生活福祉課】

自立支援促進担当係長（蒲田生活福祉課に限る。)

- (1) 就労支援及び資産活用の調整に関する事。
- (2) 課税調査の調整に関する事。
- (3) 生活困窮者自立支援法に基づく支援事務（面接相談を除く。)
- (4) ひきこもり支援に関する事(他の主管に属するものを除く。)
- (5) 被保護世帯に対する援護の調整に関する事。
- (6) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の調整に関する事。
- (7) 母子福祉応急小口資金、母子及び父子福祉資金及び女性福祉資金の返還等に関する事。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 生活保護法に基づく就労支援及び資産活用の調整に関する事。
- (2) 課税調査の調整に関する事。
- (3) 所の事務の調整及び改善に関する事（大森、調布、蒲田及び糎谷・羽田生活福祉課が行う事務に限る。)

管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 区長が必要と認めた個別援護事務の経理に関する事。
- (3) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金の経理事務に関する事。
- (4) 母子及び父子福祉資金の経理事務に関する事。
- (5) 医療扶助及び介護扶助に関する事。
- (6) 課内他係に属しない事。

〈大田区福祉事務所処務規程〉

- (1) 生活福祉課が行う生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び売春防止法に係る経理事務に関する事。
- (2) 生活保護法に基づく医療扶助及び介護扶助並びに医療券及び介護券の発行に関する事。

(3) 現業事務の連絡調整に関すること。

相談係

- (1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関すること。
- (2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関すること。
- (3) 母子及び父子福祉資金に関すること。

<大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、売春防止法、生活困窮者自立支援法等に係る面接相談に関すること。ただし、児童福祉法第24条の規定に基づく保育所入所に関するものを除く。
- (2) 児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び売春防止法に基づく個別援護事務に関すること。
- (3) 面接相談事務の連絡調整に関すること。

生活福祉第一係

生活福祉第二係

生活福祉第三係

生活福祉第四係（大森生活福祉課、蒲田生活福祉課及び糀谷・羽田生活福祉課に限る。）

生活福祉第五係（大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第六係（大森生活福祉課及び蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第七係（蒲田生活福祉課に限る。）

生活福祉第八係（蒲田生活福祉課に限る。）

- (1) 区長が必要と認めた個別援護事務に関すること。
- (2) 中国残留邦人等支援給付及び配偶者支援金に関すること。

<大田区福祉事務所処務規程>

- (1) 生活保護法に基づく個別援護事務に関すること。
- (2) 児童福祉法に基づく個別援護事務に関すること。ただし、児童福祉法第24条及び大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和62年条例第11号）の規定に基づく保育の実施に関するものを除く。

【志茂田福祉センター】

<大田区立志茂田福祉センター処務規程>

管理係

- (1) 福祉センターの庶務及び経理に関すること。
- (2) 福祉センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 福祉センターの事業の調査及び統計に関すること。
- (4) 就労継続支援B型の事業に関すること。
- (5) 特定相談支援事業に関すること。
- (6) 生産活動支援施設連絡会に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない福祉センターに関すること。

機能訓練係

- (1) 自立訓練（機能訓練）事業の運営に関すること。
- (2) 特定相談支援事業に関すること。

【上池台障害者福祉会館】

<大田区立上池台障害者福祉会館処務規程>

特定相談支援担当係長

- (1) 特定相談支援事業に関すること。

管理係

- (1) 館の庶務及び経理に関すること。
- (2) 施設の利用に関すること。
- (3) 心身障害者の福祉に関する資料の収集、整理及び利用に関すること。
- (4) 心身障害者に対する教養等に関すること。
- (5) 館の事業の調査及び統計に関すること。
- (6) 館の施設、設備の維持管理に関すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しない館に関する事。
- 身体障害者生活介護室
 - (1) 身体障害者生活介護室の運営に関する事。
- 知的障害者生活介護室
 - (1) 知的障害者生活介護室の運営に関する事。
- 身体障害者作業室
 - (1) 身体障害者作業室の運営に関する事。
- 知的障害者作業室
 - (1) 知的障害者作業室（馬込分場を含む）の運営に関する事。

【障がい者総合サポートセンター】

〈大田区立障がい者総合サポートセンター処務規程〉

支援調整担当係長

- (1) 特定相談支援事業、一般相談支援事業及び障害児相談支援事業に関する事。
- (2) 自発的活動支援事業に関する事。
- (3) 基幹相談支援センターに関する事。
- (4) 自立支援協議会に関する事。
- (5) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業の運営に関する事。
- (6) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動推進に関する事。
- (7) 障害者の虐待防止センターに関する事。
- (8) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事。
- (9) 意思疎通支援事業に関する事。
- (10) 手話奉仕員養成研修事業に関する事。
- (11) 障害者の就労に係る総合相談及び情報提供に関する事。
- (12) 就労移行支援事業の運営に関する事。
- (13) 障害者の就労定着支援に関する事。
- (14) 障害者就労支援ネットワーク事業の実施に関する事。
- (15) 障害者就労支援の調査及び統計に関する事。
- (16) 短期入所事業の運営に関する事。
- (17) 学齢期の発達障害児の支援に関する事。
- (18) 放課後等デイサービス事業の運営に関する事。
- (19) 診療所事業の運営に関する事。
- (20) 障害者（児）の健全育成事業に関する事。
- (21) 大田区立心身障害児通所施設（以下「通所施設」という。）の運営に関する事。
- (22) 理解促進研修及び啓発事業に関する事。
- (23) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (24) その他区長が必要と認める事業に関する事。

管理係

- (1) サポートセンターの庶務及び経理に関する事。
- (2) サポートセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。
- (3) サポートセンターの事業の調査及び統計に関する事。
- (4) 障害者（児）に対する施策の連絡調整及び実施に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (5) 理解促進研修及び啓発事業に関する事（他の主管に属するものを除く。）。
- (6) 身体障害者福祉センターB型の事業に関する事。
- (7) 声の図書室の運営に関する事。
- (8) 施設の利用に関する事。
- (9) 障害福祉サービス等の情報提供に関する事。
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、他の係に属しないサポートセンターに関する事。

担当部長の分掌事務

部	担当部長	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援担当部長	福祉支援調整担当課長 子ども生活応援担当課長 自立支援促進担当課長 大森地域福祉課長 調布地域福祉課長 蒲田地域福祉課長 糀谷・羽田地域福祉課長 大森生活福祉課長 調布生活福祉課長 蒲田生活福祉課長 糀谷・羽田生活福祉課長 志茂田福祉センター所長 上池台障害者福祉会館館長	福祉支援調整担当課長及び子ども生活応援担当課長の担当事務並びに大森地域福祉課、調布地域福祉課、蒲田地域福祉課、糀谷・羽田地域福祉課、大森生活福祉課、調布生活福祉課、蒲田生活福祉課、糀谷・羽田生活福祉課、志茂田福祉センター及び上池台障害者福祉会館の分掌事務に関すること。

担当課長の分掌事務

部	担当課長	担当の事務
福祉部	福祉支援調整担当課長	福祉事務所の調整、民生委員事務及び援護支援事務に関すること。
	子ども生活応援担当課長	子どもの貧困対策に関する施策の調整及び推進等に関すること。
	指導監査担当課長	社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の認可等、指導監査及び運営指導並びに障害福祉サービス事業者等及び介護サービス事業者等の指導、監査及び立入検査に関すること。
	元気高齢者担当課長	高齢者の就労促進、介護予防・日常生活支援総合事業及びおおたフレイル予防事業の調整等に関すること。
	介護サービス推進担当課長	介護基盤の整備、運営支援及び事業所指定に関すること。
	障害福祉サービス推進担当課長	地域生活支援拠点の整備、障害者施設の管理運営、障害福祉サービス等に係る審査・支払、障害福祉サービス事業者等の支援及び児童発達支援事務等に関すること。
	自立支援促進担当課長	生活福祉課が行う自立支援促進事務及び区長が必要と認めた個別援護事務並びにその調整に関すること。

<大田区福祉事務所処務規程>

所長	福祉部福祉支援担当部長の職にある者
福祉支援調整担当課長	福祉部福祉支援調整担当課長の職にある者
自立支援促進担当課長	福祉部自立支援促進担当課長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田地域福祉課の長の職にある者
大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課長	福祉部大森、調布、蒲田、糀谷・羽田生活福祉課の長の職にある者

高齢福祉関係資料

1 高齢者人口

令和4年4月1日現在

地域福祉課	総人口	65歳以上人口			高齢化率%
		計	男	女	
大森地域福祉課	224,112	49,881	21,748	28,133	22.3%
調布地域福祉課	189,343	41,877	17,735	24,142	22.1%
蒲田地域福祉課	219,075	50,824	23,054	27,770	23.2%
糎谷・羽田地域福祉課	96,893	22,744	10,355	12,389	23.5%
計	729,423	165,326	72,892	92,434	22.7%

2 高齢者関係施設

(1) 区立特別養護老人ホーム

令和4年4月1日現在

No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	特別養護老人ホーム蒲田	104	指定管理	5710-0780
2	特別養護老人ホーム糎谷	104		3745-3001
3	特別養護老人ホームたまがわ	237		5732-1021

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(2) 区立軽費老人ホーム

令和4年4月1日現在

No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	おおもり園	50	指定管理	3764-0703

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(3) 区立高齢者在宅サービスセンター

令和4年4月1日現在

No	施設名	収容定数	運営形態	電話
1	蒲田高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)	指定管理	5710-0782
2	矢口高齢者在宅サービスセンター	35 (一般25・認知10)		5711-0851
3	糎谷高齢者在宅サービスセンター	52 (一般40・認知12)		3745-3006
4	大森本町高齢者在宅サービスセンター	40 (一般40)		3764-3100
5	下丸子高齢者在宅サービスセンター	57 (一般45・認知12)		3750-8701
6	たまがわ高齢者在宅サービスセンター	32 (一般20・認知12)		5732-1023

(注) 指定管理者は、社会福祉法人池上長寿園

(4) 地域包括支援センター (シニアステーション)

令和4年4月1日現在

No	指定管理	事業者	電話
1	地域包括支援センター 大森	社会福祉法人 池上長寿園	5753-6331
2	地域包括支援センター 平和島	社会医療法人財団 城南福祉医療協会	5767-1875
3	地域包括支援センター 入新井	社会医療法人財団 仁医会	3762-4689
4	地域包括支援センター 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
5	地域包括支援センター 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651
6	地域包括支援センター 徳持	医療法人社団 仁和会	5748-7202
7	地域包括支援センター 新井宿 (大森医師会)	一般社団法人 大森医師会	3772-2415
8	地域包括支援センター 嶺町	社会福祉法人 響会	5483-7477
9	地域包括支援センター 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	3721-1572
10	地域包括支援センター たまがわ	社会福祉法人 池上長寿園	5732-1026
11	地域包括支援センター 久が原	社会福祉法人 池上長寿園	5700-5861
12	地域包括支援センター 上池台	社会福祉法人 響会	3748-6138
13	地域包括支援センター 千束 (田園調布医師会)	一般社団法人 田園調布医師会	3728-6673
14	地域包括支援センター 六郷	社会福祉法人 響会	5744-7770
15	地域包括支援センター 西六郷	社会福祉法人 響会	6424-9711
16	地域包括支援センター やぐち	社会福祉法人 白陽会	5741-3388
17	地域包括支援センター 西蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5480-2502
18	地域包括支援センター 蒲田	社会福祉法人 池上長寿園	5710-0951
19	地域包括支援センター 蒲田東 (蒲田医師会)	一般社団法人 蒲田医師会	5714-0888
20	地域包括支援センター 大森東	社会福祉法人 池上長寿園	6423-8300
21	地域包括支援センター 糺谷	社会福祉法人 池上長寿園	3741-8861
22	地域包括支援センター 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855

1	シニアステーション 東嶺町	社会福祉法人 響会	3753-3008
2	シニアステーション 田園調布	社会福祉法人 池上長寿園	6715-6900
3	シニアステーション 田園調布西	社会福祉法人 池上長寿園	3721-8066
4	シニアステーション 糺谷	社会福祉法人 有隣協会	6423-7033
5	シニアステーション 羽田	社会福祉法人 池上長寿園	3745-7855
6	シニアステーション 馬込	社会福祉法人 響会	5709-8011
7	シニアステーション 南馬込	社会福祉法人 響会	6429-7651

(注) 事業者欄は、委託契約事業者名

(5) 老人いこいの家 (ゆうゆうくらぶ)

令和4年4月1日現在

No	施設名	委託事業者	電話
1	山王高齢者センター	社会福祉法人 有隣協会	3776-9419
2	大森中老人いこいの家		3763-0881
3	大森東老人いこいの家		3765-1259
4	入新井老人いこいの家		3764-3764
5	新井宿老人いこいの家		3776-0410
6	東糶谷老人いこいの家		3741-7970
7	東六郷老人いこいの家		3736-2367
8	鶴の木老人いこいの家	公益社団法人 大田区シルバー人材センター	3758-7978
9	仲池上老人いこいの家		3755-6445
10	千 束老人いこいの家		3729-4655
11	仲六郷老人いこいの家		3732-4480
12	池 上老人いこいの家	社会福祉法人 櫻灯会	3751-6636
13	久が原老人いこいの家		3754-1608
14	東蒲田老人いこいの家		3731-5373
15	本蒲田老人いこいの家	NPO法人 ワーカーズコープ	3736-3105

(6) シルバーピア (20団地 402戸)

令和4年4月1日現在

No.	名称	所在地	種別	戸数	間取り	管理開始	構造
1	シルバーピア中央 (区立)	中央4-7-12	単身用	15	1DK	H5.9.1	RC 3F
			二人用	2	2DK		
2	シルバーピア南馬込 (区立)	南馬込3-13-12	単身用	8	1DK	H5.12.1	RC 3F 2~3F部分
			二人用	3	2DK		
3	シルバーピア蒲田 (区立)	蒲田2-8-8	単身用	15	1DK	H7.2.1	RC 4F 1~3F部分
4	シルバーピア糀谷 (区立)	西糀谷2-12-1	単身用	12	1DK	H8.4.1	RC 5F 5F部分
			二人用	2	2DK		
5	シルバーピア下丸子 (区立)	下丸子4-25-1	単身用	11	1DK	H8.6.1	RC 4F 3~4F部分
			二人用	2	2DK		
6	シルバーピア中馬込 (区立)	中馬込3-2-8	単身用	12	1DK	H12.4.1	RC 3F
			二人用	3	2DK		
			二人以上	6	2DK	H24.4.1	
7	シルバーピアたまがわ (区立)	下丸子4-23-2	単身用	10	1DK	H12.5.1	RC 5F 5F部分
			二人用	2	2DK		
8	シルバーピア大森本町 (公営)	大森本町2-2-1	単身用	20	1DK	H9.6.16	SRC 12F 2F~6F部分
			二人用	2	2DK		
9	シルバーピア大森東 (借上型公営)	大森東3-12-3	単身用	12	1DK	H11.10.1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
10	シルバーピア南蒲田 (借上型公営)	南蒲田3-6-10	単身用	12	1DK	H12.12.1	RC 4F
			二人用	6	2DK		
11	シルバーピア市野倉 (借上型公営)	中央7-16-15	単身用	12	1DK	H13.5.1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
12	シルバーピア羽田 (借上型公営)	羽田4-3-8	単身用	12	1DK	H14.12.1	RC 5F
			二人用	7	2DK		
13	シルバーピア 大森東四丁目 (借上型公営)	大森東4-32-4	単身用	12	1DK	H15.4.1	RC 4F
			二人用	6	2DK		
14	シルバーピア大森中 (借上型公営)	大森中3-5-3	単身用	12	1DK	H16.12.1	RC 3F
			二人用	5	2DK		
15	シルバーピア大森南 (借上型公営)	大森南2-2-8	単身用	19	1DK	H18.3.1	RC 4F
			二人用	11	2DK		
16	シルバーピア前の浦 (借上型公営)	大森南2-3-24	単身用	25	1DK	H19.7.1	RC 3F
			二人用	6	2DK		
17	シルバーピア・コージー (借上型公営)	南蒲田3-1-3	単身用	33	1DK	H20.12.1	RC 8F
			二人用	14	2DK		
18	シルバーピア仲羽田 (借上型公営)	羽田4-15-15	単身用	23	1DK	H21.6.1	RC 3F
			二人用	7	2DK		
19	シルバーピア西六郷 (借上型公営)	西六郷2-9-13	単身用	16	1DK	H21.11.1	RC 5F
			二人用	7	2DK		
20	シルバーピア・ハイム果林 (借上型公営)	大森中3-5-2	単身用	5	1DK	H26.3.3	RC 3F
			二人用	3	2DK		

(7) 高齢者アパート (10住宅 161戸)

令和4年4月1日現在

No.	名称	所在地	種別	戸数 (戸)	間取り	開設 年月日	構造
1	第二クスノキ荘	久が原2-14-16	単身世帯	8	1K	S58.2.1	RC 3F 1~2F部分
2	ときわ荘	大森東4-16-10	単身世帯	14	1DK	H4.3.25	鉄骨 3F
3	第二ときわ荘	北糺谷1-8-11	単身世帯	12	1DK	H4.3.31	鉄骨 2F 2F部分
4	仲池ハイツ	仲池上2-29-4	単身世帯	15	1DK	H5.9.1	鉄骨 4F 1~3F部分
5	馬込橋ハイツ	南馬込1-31-5	単身世帯	23	1DK	H6.4.1	RC 3F 2~3F部分
6	中央ハイツ	中央8-7-2	単身世帯	26	1DK	H6.6.1	RC 7F 2~6F部分
7	梅屋敷ハイツ	蒲田2-6-11	単身世帯	10	1DK	H8.3.28	RC 5F
			二人世帯	3	2DK		
8	久が原ハイツ	久が原5-28-15	単身世帯	16	1DK	H8.6.1	RC 8F 1~6F部分
			二人世帯	5	2DK		
9	ヒロハイツ	西糺谷2-18-18	単身世帯	12	1DK	H9.4.1	RC 5F 1~3F部分
			二人世帯	3	2DK		
10	ラポール池上	池上2-9-3	単身世帯	10	1DK	H10.4.1	RC 4F 1~3F部分
			二人世帯	4	2DK		

障がい福祉関係資料

1 手帳保持者

令和4年3月31日現在

		大森	調布	蒲田	糀谷・羽田	計
身体障害者手帳	1級	2,075	1,608	2,190	1,109	6,982
	2級	841	602	1,005	482	2,930
	3級	936	672	939	505	3,052
	4級	1,465	1,173	1,536	711	4,885
	5級	284	218	323	152	977
	6級	338	235	329	159	1,061
	計	5,939	4,508	6,322	3,118	19,887
愛の手帳	1度	36	36	52	18	142
	2度	335	287	367	194	1,183
	3度	329	263	397	188	1,177
	4度	685	514	803	438	2,440
	計	1,385	1,100	1,619	838	4,942
精神障害者 保健福祉手帳	1級	101	63	87	48	299
	2級	788	624	956	401	2,769
	3級	1,005	716	982	389	3,092
	計	1,894	1,403	2,025	838	6,160

2 区立障害者（児）施設等一覧

令和4年4月1日現在

施設名（所在地、電話番号）	運営形態	提供サービス（定員）
志茂田福祉センター （西六郷1-4-27） （3734-0763）	【区立】 【一部業務委託】 就労継続支援B型 特定相談支援 ※社会福祉法人 大田幸陽会	就労継続支援B型（60人） 自立訓練（機能訓練）（15人）
上池台障害者福祉会館 （上池台5-5-1） （3728-3111）	【区立】	就労継続支援B型 身体障害者作業室（30人） 知的障害者作業室（30人） 身体障害者生活介護室（10人） 知的障害者生活介護室（30人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
馬込分場 （南馬込4-6-5） （3775-2729）		就労継続支援B型（19人）
障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ （中央4-30-11） （5728-9433）	【区立】 【業務委託】 （A棟）社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 （B棟）社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を 守る会	就労移行支援（20人） 自立訓練（機能訓練）（15人） 自立訓練（生活訓練）（10人） 短期入所（10人） 放課後等デイサービス（10人）
久が原福祉園 （久が原1-2-5） （5748-0251）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護（70人）
南六郷福祉園 （南六郷3-23-8） （3732-2940）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	生活介護（53人）

施設名（所在地、電話番号）	運営形態	提供サービス（定員）
新井宿福祉園 （中央2-13-2） （3774-1371）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（40人）
池上福祉園 （池上6-40-3） （5748-0055）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（70人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
大森東福祉園 （大森東1-36-7） （3766-5760）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	生活介護（45人）
大田生活実習所 （萩中2-10-11） （3745-0878）	【指定管理】 社会福祉法人 睦月会	生活介護（53人） （重症心身障害者通所事業5人含む）
くすのき園 （南六郷3-23-9） （3732-0141）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	就労継続支援B型（70人）
うめのき園 （東糀谷5-17-14-101） （3743-3811）	【指定管理】 社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	就労継続支援B型（40人）
うめのき園分場 （大森南1-20-8） （5705-3461）		就労継続支援B型（19人）
しいのき園 （西糀谷2-9-12） （5705-0033）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	就労継続支援B型（60人）
大田福祉作業所 （大森西3-3-9） （3763-8739）	【指定管理】 社会福祉法人 同愛会	就労継続支援B型（75人）
大森西分場 （大森西2-20-17） （3765-3396）		就労継続支援B型（15人）
はぎなか園 （萩中2-12-23） （5705-6531）	【指定管理】 社会福祉法人 知恵の光会	就労継続支援B型（62人） 生活介護（23人）
つばさホーム前の浦 （大森南2-15-1） （5737-0771）	【指定管理】 社会福祉法人 大田幸陽会	共同生活援助（11人） 短期入所（11人）
こども発達センターわかばの家 （千鳥3-7-5） （3757-7761）	【業務委託】 社会福祉法人 嬉泉	単独通所（36人） 親子通所（30人）
分館 （大森西2-20-17 大森西区民センター内） （3768-6076）		児童発達支援センター 相談支援事業 地域支援事業 早期支援事業
ふれあいはずぬま分室 （西蒲田3-19-1）		
西六郷分室 （西六郷1-18-5） （6428-6721）		

生活保護の状況等

1 生活保護の状況

(令和4年3月31日現在)

	大森		調布		蒲田		糀谷・羽田		合計	
	令和 4.3	令和 3.3	令和 4.3	令和 3.3	令和 4.3	令和 3.3	令和 4.3	令和 3.3	令和 4.3	令和 3.3
被保護世帯	3,921	3,933	1,823	1,833	5,235	5,285	2,208	2,217	13,187	13,268
被保護人員	4,657	4,720	2,163	2,175	6,062	6,183	2,718	2,766	15,600	15,844
保護率 (0/00)	20.8	20.9	11.4	11.4	27.7	28.1	28.1	28.3	21.4	21.8
生活扶助 世帯	3,390	3,387	1,569	1,569	4,529	4,591	1,878	1,900	11,366	11,447
人員	4,027	4,090	1,851	1,860	5,242	5,389	2,325	2,401	13,445	13,740
住宅扶助 世帯	3,630	3,628	1,692	1,686	4,818	4,854	2,016	2,036	12,156	12,204
人員	4,297	4,348	1,985	1,974	5,564	5,659	2,471	2,537	14,317	14,518
教育扶助 世帯	115	121	57	58	138	145	80	90	390	414
人員	169	175	74	76	182	188	119	132	544	571
医療扶助 世帯	3,747	3,788	1,638	1,650	4,914	4,910	2,061	2,085	12,360	12,433
人員	4,414	4,486	1,889	1,882	5,631	5,676	2,507	2,563	14,441	14,607
介護扶助 世帯	981	976	409	399	1,083	1,039	652	634	3,125	3,048
人員	998	991	420	409	1,096	1,054	665	645	3,179	3,099
出産扶助 世帯	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
人員	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
生業扶助 世帯	77	85	37	37	91	105	62	69	267	296
人員	88	95	45	46	101	114	67	79	301	334
葬祭扶助 世帯	20	13	12	7	24	31	0	18	56	69
人員	20	13	12	7	24	31	0	18	56	69

(保護停止中含む)

2 被保護世帯の労働類型別世帯数

(令和4年3月31日現在)

課別	世帯 総数	労働力類型					世帯類型				
		世帯主が働いている世帯			世帯主 以外の 者が働 いている 世帯	無就労 世帯	高齢	母子	障害	傷病	その他
		常勤	日雇	内職 その他							
大森	3,906	416	5	10	73	3,402	2,376	96	322	545	567
調布	1,816	180	4	14	42	1,576	1,046	60	163	260	287
蒲田	5,218	532	16	29	93	4,548	3,058	125	464	711	860
糀谷・羽田	2,200	191	1	38	49	1,921	1,328	87	162	315	308
計	13,140	1,319	26	91	257	11,447	7,808	368	1,111	1,831	2,022

(保護停止中含まず)

【福祉部】

令和4年度 一般会計 歳出予算

(注) 福祉部所管の事業予算 (職員人件費を除く)

(単位: 千円)

款	項	目	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)
総務費			437,764	0.6	726,610	△ 288,846	△ 39.8
	総務管理費		437,764	0.6	726,610	△ 288,846	△ 39.8
		庁舎管理費	236,425	0.3	387,528	△ 151,103	△ 39.0
		複合施設建設費	201,339	0.3	339,082	△ 137,743	△ 40.6
福祉費			74,646,884	99.4	72,838,006	1,808,878	2.5
	社会福祉費		2,054,435	2.7	1,819,861	234,574	12.9
		社会福祉総務費	2,054,435	2.7	1,819,861	234,574	12.9
	障害福祉費		20,124,344	26.8	19,047,661	1,076,683	5.7
		障害福祉総務費	195,766	0.3	188,711	7,055	3.7
		障害福祉費	16,840,218	22.4	16,025,697	814,521	5.1
		障害福祉施設費	3,088,360	4.1	2,833,253	255,107	9.0
	高齢福祉費		14,056,167	18.7	14,223,532	△ 167,365	△ 1.2
		高齢福祉総務費	10,949,087	14.6	11,298,092	△ 349,005	△ 3.1
		高齢福祉費	1,551,101	2.1	1,617,529	△ 66,428	△ 4.1
		高齢福祉施設費	1,555,979	2.1	1,307,911	248,068	19.0
	児童福祉費		3,051,921	4.1	2,548,538	503,383	19.8
		児童福祉総務費	9,778	0.0	9,965	△ 187	△ 1.9
		児童福祉施設費	585,185	0.8	583,673	1,512	0.3
		児童措置費	2,416,162	3.2	1,913,325	502,837	26.3
		家庭福祉費	40,796	0.1	41,575	△ 779	△ 1.9
	生活保護費		35,360,017	47.1	35,198,414	161,603	0.5
		生活保護総務費	330,899	0.4	334,263	△ 3,364	△ 1.0
		扶助費	35,029,118	46.7	34,864,151	164,967	0.5
	合計		75,084,648	100.0	73,564,616	1,520,032	2.1

※表示単位未満を四捨五入

令和4年度 介護保険特別会計 歳出予算

(単位: 千円)

款	項	本年度予算額	構成比 (%)	前年度予算額	前年度比較	増減率 (%)
総務費		837,875	1.4	836,370	1,505	0.2
	総務管理費	410,253	0.7	399,605	10,648	2.7
	介護認定審査会費	427,622	0.7	436,765	△ 9,143	△ 2.1
保険給付費		54,864,721	94.9	56,157,735	△ 1,293,014	△ 2.3
	保険給付費	54,864,721	94.9	56,157,735	△ 1,293,014	△ 2.3
地域支援事業費		2,040,970	3.5	2,026,000	14,970	0.7
	地域支援事業費	2,040,970	3.5	2,026,000	14,970	0.7
保健福祉事業費		50,028	0.1	44,585	5,443	12.2
	保健福祉事業費	50,028	0.1	44,585	5,443	12.2
財政安定化基金拠出金		1	0.0	1	0	0.0
	財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0	0.0
基金積立金		1,957	0.0	1,617	340	21.0
	基金積立金	1,957	0.0	1,617	340	21.0
諸支出金		31,149	0.1	25,534	5,615	22.0
	公債費(*1)	1	0.0	1	0	0.0
	償還金及び還付金	15,600	0.0	15,600	0	0.0
	繰出金	15,548	0.0	9,933	5,615	56.5
予備費		20,000	0.0	20,000	0	0.0
	予備費(*2)	20,000	0.0	20,000	0	0.0
	合計	57,846,701	100.0	59,111,842	△ 1,265,141	△ 2.1

*1は会計管理室、*2は企画経営部で、それぞれ計上。(人事課計上の人件費を除く)

※表示単位未満を四捨五入

* 大田区では福祉に関する以下の案内書を作成しております *

- は大田区ホームページでもご覧いただけます。

本庁舎・各地域庁舎の相談窓口等で配布しているもの

- 暮らしのガイド（冊子）
- 福祉のガイド（リーフレット）
- 心のバリアフリーハンドブック（冊子）
- おおたUDライフ（冊子）
- 高齢者のための保健福祉サービスガイド（リーフレット）
- みんなの介護保険（冊子）
- あなたに身近な障害者差別解消法（リーフレット）
- 大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（リーフレット）

対象者に配布しているもの（区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 障がい者福祉のあらまし（冊子）

事務用（窓口等での配布はしていませんが、区政情報コーナーで閲覧できます。）

- 大田区地域福祉計画・大田区成年後見制度利用促進基本計画（冊子）
- 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針 アクションプラン Ver. 2（冊子）
- おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）（冊子）
- おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～（冊子）
- 高齢者保健福祉のハンドブック（冊子）
- おおた障がい施策推進プラン（冊子）

（大田区障害者計画、第6期大田区障害福祉計画、第2期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）

【大田区ホームページ】

<アドレス> <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

<携帯電話用> <http://www.city.ota.tokyo.jp/mobile/index.html>

【大田区社会福祉協議会】

電話（3736）2021 FAX（3736）2030

<ホームページアドレス> <https://www.ota-shakyo.jp/>

令和4年7月発行
令和4年度 福祉部事業概要
発行 大田区福祉部福祉管理課
電 話（5744）1242
FAX（5744）1520

